

AIG損保

ホームプロテクト総合保険 ご契約のしおり 保険の約款

2022.6版 (2022年10月1日以降保険始期契約用)

ご契約者のみなさまへ

- ○この「ご契約のしおり・保険の約款」は、ホームプロテクト総合保険および地震保険のご契約について大切なことがらをご説明したものです。内容をよくご確認いただき、ご不明な点などございましたらご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- ○「ご契約のしおり」は、一般的なご契約についてご説明しています。実際のご契約内容により、お取扱いが異なる場合がありますので、詳細は保険証券および「保険の約款」をご確認ください。
- ○「ご契約のしおり」には、「ご契約後にご注意いただきたいこと」「事故が起こった場合の手続き」も ご案内しております。ご契約の手続きが完了した後も保険証券、重要事項説明書と合わせて大切に保 管してください。また、「保険の約款」も必ずお読みください。
- ○取扱代理店・扱者は、保険契約締結の代理権を有しており、弊社との委託契約に基づいて、ご契約の締結 (告知の受領)、保険料の領収、契約条件が変わった場合のご通知の受領などの業務を行っております。

目 次(ご契約のしおり)

<ホームプロテクト総合保険>	
用語のご説明	1
I. ホームプロテクト総合保険について	
1. ホームプロテクト総合保険の概要	1
2.普通保険約款で補償の対象となる事故(保険金をお支払いする場合)…	2
3 . ご契約にセットできる特約	2
4. 補償の対象となる地域	
5. 保険の補償を受けられる方(被保険者)	
Ⅱ. ご契約時にご注意いただきたいこと	2
1. 保険の対象	2
2. 告知義務	2
3.構造級別·····	
4. 保険金額	3
5. 屋外設備・装置等の取扱い	
6. 美術品等の取扱い	
7. 保険料の割増引	
8. 保険期間	
9. 保険責任の開始日時	
10. 保険料	
11. 団体扱・集団扱のご契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
11. 団体が・集団扱のこ类約 12. 補償の重複·······	
13. 満期返戻金および配当金	
14. その他ご注意いただきたいこと	
Ⅲ. ご契約後にご注意いただきたいこと	5
1. 保険証券の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2. 通知義務	5
3 . ご契約者の住所変更	
4 . 保険の対象の譲渡	6
5. 保険契約の無効	
6. 保険契約の失効	
7. 保険契約の取消し	
8. 保険金額の調整	
9. ご契約を解約される場合····································	
9. C 実 が で 肝 が さ 1 に る 場 ロ	
10. 里入事日による胖味 11. 保険金をお支払いした後の保険契約······	
12. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)	1
13. 保険会社破綻時の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
14. 個人情報の取扱い	7
Ⅳ. 事故が起こった場合の手続き	8
1. 保険金のお支払いの流れ	
2. 事故発生時のご注意	
3. 示談交渉	
4. 保険金の請求に必要となる書類	
5. 代理請求人制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. 保険金のお支払い時期	
7.他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合のお支払い方法	
8. 保険金をお支払いした後の債権(代位)	
9. 時効	
10. 被害者(事故の相手方)の先取特権	
V. 補償の内容一覧	
1. 損害保険金	
2 . 費用保険金	
3. 主な特約(オプション)	14

<地震保険>

I. 地震保険の内容1. 地震保険の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 地震保険の対象	
3. 地震保険の補償内容	
4. 保険金をお支払いできない主な場合	
Ⅲ. 損害の認定基準	
1.建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」	
2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」	
Ⅲ. ご契約時にご注意いただきたいこと	21
1. 保険金額	
2. 保険期間	
3.セットで契約するホームプロテクト総合保険との関係	
4.セットで契約するホームプロテクト総合保険の保険期間が1	
超える場合の取扱い	
5.対象となる建物または家財を収容する建物の構造と所在地…	21
Ⅳ. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い	21
	22
V. 地震保険の割引制度	
V. 地震保険の割引制度	22
V. 地震保険の割引制度 1. 免震建築物割引 2. 耐震等級割引	22
1. 免震建築物割引	22 22
1 . 免震建築物割引······ 2 . 耐震等級割引······	·····22 ·····22 ····23
1 . 免震建築物割引	22 23 23
1. 免震建築物割引····································	22 22 23 23
1. 免震建築物割引 2. 耐震等級割引 3. 耐震等級割引 4. 建築年割引 5. 割引適用上のご注意 VI. ご契約後にご注意いただきたいこと VII. 事故が起こった場合の手続き	2223232323
1. 免震建築物割引 2. 耐震等級割引 3. 耐震診断割引 4. 建築年割引 5. 割引適用上のご注意 VI. ご契約後にご注意いただきたいこと	2223232323
1. 免震建築物割引····································	2223232323
1. 免震建築物割引 2. 耐震等級割引 3. 耐震等級割引 4. 建築年割引 5. 割引適用上のご注意 VI. ご契約後にご注意いただきたいこと VII. 事故が起こった場合の手続き	222323232323

目 次(保険の約款)

	ムプロテクト総合保険普通保険約款
	章 基本条項 26 章 補償条項 31
 年 ∠	早 佃良木块 ************************************
	保険普通保険約款
	章 用語の定義条項38
第2	章 補償条項
	章 基本条項 41
	- ムプロテクト総合保険に付帯される場合の特則46
特(1)	約
(1)	地震火災費用保険金支払割合変更特約・・・・・・48 ドアロック交換費用補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
. – ,	下アロック文揆員用補資特約············48 防犯装置設置費用補償特約·······48
(4)	臨時賃借・宿泊費用補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	屋外設備·装置等補償対象外特約······50
,	屋外設備·装置等支払限度額倍額特約······50
(7)	専用使用権付共用部分修理費用補償特約50
(8)	持ち出し家財補償特約・・・・・・・51
(9)	美術品等の明記に関する特約52
(10)	類焼損害補償特約
(11)	
	受託品賠償補償対象外特約63
	個人賠償責任国外補償特約・・・・・・・・・・63
	個人賠償責任保険包括契約に関する特約63
(15)	HISTORIAN IN TERMINING
(16)	
(17)	弁護士費用等補償特約・・・・・ 74
	支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約・・・・ 79 フォルイマ (製造の事件) は
(19) (20)	
(21)	ド注 1 市員
(22)	建物賠償責任補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(23)	エレベーター・エスカレーター賠償責任補償特約······92
(24)	家賃収入補償特約・・・・・・・・・・92
,	保険金の時価払に関する特約・・・・・・93
	マンション専有部分特約96
	(区分所有された共同住宅建物の専有部分を保険の対象とする場合または
	専有部分および共有持分を保険の対象とする場合)
(27)	マンション共用部分特約96
	(区分所有された共同住宅建物の共有部分を一括して保険の対象とする場合)
(28)	法人等契約の被保険者に関する特約96
	解約同意者に関する特約 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97
(30)	借家人に対する代位求償権不行使特約・・・・・97 (特別の表別) の (特別
	(被保険者以外の借家人(賃貸借契約または使用賃借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。)
	が占有する建物を保険の対象とする場合)
(31)	保険料分割払特約(一般)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	長期保険保険料一括払特約・・・・・・・・・・98
	長期保険保険料年払特約・・・・・・・・・・99
	長期保険保険料払込特約(地震保険用)101
(35)	初回保険料の口座振替に関する特約102
(36)	保険料クレジットカード払特約103
	団体扱特約(一般 A)104
	団体扱特約(一般 B)105
	団体扱特約(一般 C)
	団体扱特約
	団体扱特約(口座振替方式) 110
	集団扱特約
	ローン利用者集団扱特約 113 (※はまかりの関係した問題する時候) 114
	継続契約の取扱いに関する特約114 自動継続特約 (地震保険用)15
	日
	保険責任の開始に関する特約
(11)	(保険契約締結時点で建築中または建築予定の建物の場合)
(48)	共同保険に関する特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

左記に掲載の特約は、保険証券の「適用される特約」欄に記載がある場合にセットされます。また、セットもしくは適用される条件を記載している特約は、条件に該当する場合に自動セットもしくは適用されます。

≪付帯サービスのご案内≫

lacktriangle	住まいのかけつけサービス	巻末
•	健康・医療に関する電話相談、情報提供サービス	巻末
•	日弁連弁護士ご紹介サービス	巻末

用語のご説明

	用語	定義			
お		建物の外部にあって、地面等に固着、固定されて			
ده	装置	煙物のが配にあって、地面等に固省、固定されて いる設備、装置、機械等をいいます。			
か		弊社の意思によって、この保険契約の全部または			
/).	丹午P示	新性の思心によって、この保険失利の主命よだは 一部の効力を失わせることをいいます。			
	解約	ご契約者の意思によって、この保険契約の全部ま			
	丹午水り	こ矢羽旬の息心によりて、この床膜矢割の主命よ たは一部の効力を失わせることをいいます。			
_		たは			
_	口刈事垻	の記載事項とすることによって弊社が告知を求めた			
		ものをいいます(注)。 (注) 州の伊怜初約等に関する東西を含みます。			
+	市調(表) (本) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市	(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。 損害が生じた地および時における保険の対象と同			
0	再調達価額				
		一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築			
	强 左 炯 丽 	または再取得するのに要する額をいいます。			
	残存物取片	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必 悪い悪思え、思りるなり、悪思、思りずは注意悪思も			
	づけ費用	要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用お			
-	#b+lh ch	よび搬出費用をいいます。 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、			
	敷地内				
		保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同じて記念者は、は彼保険者によっています。			
		地で、同一ご契約者または被保険者によって占有さ			
		れているものをいいます。また、公道、河川等が介			
		在していても敷地内は中断されることなく、これを			
	# th	連続した土地とみなします。 この保険契約の全部または一部の効力を、この保			
	失効				
		険契約に適用される普通保険約款および特約に定め			
		る時以降失うことをいいます。			
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、 観光券または旅行券をいい、定期券および回数券は			
		職儿分よたは			
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族を			
	19UJA	いいます。			
ਰ	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高			
		潮・土砂崩れ・落石等をいいます。			
ŧ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による			
		事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、			
		融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。			
そ	 損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象			
		について生じた損害を含みます。			
た	宅配物	保険証券記載の建物およびその同一の敷地内の荷			
		受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人ま			
		 たは荷受人の同居の親族によって、その場所から移			
		_ 動されていないものをいいます。			
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するも			
		 のをいい、屋外設備・装置を除きます。			
	他の保険契	この保険契約の全部または一部に対して支払責任			
	約等	が同じである他の保険契約または共済契約をいいま			
		す。			
ح	同居	同一家屋(注)に居住している状態をいい、生計			
		の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無			
		は問いません。独立した建物で、台所等の生活用設			
		備を有さない「はなれ」や「勉強部屋」等に居住し			
		ている場合も、同居しているものとして取り扱いま			
		す。			
1	I	I			

		(注)建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋
		組、はり、屋根のいずれも独立して具備したも
		のを1単位の同一家屋とします。ただし、マン
		ション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が
		居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合(玄
		関が別々で双方の居住区分への移動が不可能な
		構造の場合をいいます。)は、それぞれの戸室を
		1単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落
	エッパリ	石を除きます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが
		事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上
		の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の
		実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫
		刻物その他の美術品をいいます。
	被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、保険証券記載
	放体操音	の被保険者をいいます。
,۲,	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等
131	出火	で除きます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価
		額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場
		合は、損害が生じた地および時におけるその保険の
		対象と同等と認められる物の市場流通価格をいいま
		す。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償
		される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金
		銭をいいます。
	保険金額	ご契約金額をいい、弊社が支払う保険金の限度額
		で、保険証券記載の保険金額(支払限度額)をいい
		ます。
	保険の対象	再調達価額をいいます。ただし、保険の対象が美
	の価額	術品等の場合は、保険価額をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
ಕು	無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日に
		さかのぼって失うことをいいます。
め	免責金額	ご契約者または被保険者の自己負担額で、保険証
		券記載の免責金額をいいます。
ょ	預貯金証書	券記載の免責金額をいいます。 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯

I. ホームプロテクト総合保険について

1. ホームプロテクト総合保険の概要

ホームプロテクト総合保険は、火事、落雷や爆発による「火災」のリスクをはじめとして、集中豪雨などの水災や台風による「自然災害」のリスク(地震を除きます。)、盗難や車などの飛び込みによる「日常災害」のリスクを幅広く補償する火災保険です。保険の対象を住宅の建物、家財とし、実際に保険の対象に生じた損害を補償するばかりでなく、損害が発生した際に臨時に支出された各種費用保険金をお支払いする補償内容となっております。

また、ご要望に応じて、さまざまなリスクに合わせた特約(オプション)をご用意しておりますので、詳しくは、「V.補償の内容一覧」をご確認ください。

【ホームプロテクト総合保険の商品構成の概要】

ホームプロテクト総合保険の保険約款は、普通保険約款と特約から構 成されています。



2. 普通保険約款で補償の対象となる事故(保険金をお支払いする場合)

普通保険約款で補償の対象となる事故については、「V. 補償の内容 一覧」にてご確認ください。「保険金をお支払いする場合」「お支払いす る保険金」を一覧にしています。

3. ご契約にセットできる特約

この保険にセットできる主な特約については、「V. 補償の内容一覧」 にてご確認ください。「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険 金」を一覧にしています。

4. 補償の対象となる地域

ホームプロテクト総合保険は、日本国内での事故による損害を補償の 対象とします。

-部の特約では、日本国外での事故による損害も補償の対象とするも のがありますので、それぞれの特約の内容をご確認ください。

5. 保険の補償を受けられる方(被保険者)

ホームプロテクト総合保険の補償を受けられる方(被保険者)は、保 険証券に記載された保険の対象の所有者となります。

一部の特約では、別途、被保険者が定められていることがありますの で、保険証券およびそれぞれの特約の内容をご確認ください。

Ⅱ. ご契約時にご注意いただきたいこと

※ 普通保険約款に該当する条文がある場合は、参照先を記載してい ます。

1. 保険の対象

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第2章補償条項 第1条)

(1) 保険の対象となるもの

専用住宅または店舗兼住宅、事務所兼住宅などの併用住宅の建物 (門、塀などは別に指定がないときは保険の対象に含みます。)、お よびその建物に収容される家財(注)を保険の対象とすることがで きます。

物置、車庫その他の付属建物が保険の対象である建物に含まれる 場合はこれに収容される家財(注)を含みます。なお、敷地内に所 在する宅配物は家財に含みます。

建物のみのご契約では、家財の補償はされませんので、建物と家 財のセットでご契約いただくことをおすすめします。

(注)被保険者と同居または生計を共にする親族の所有する家財で保 険証券記載の建物に収容されているものを含みます。

- (2) 保険の対象とならないもの
 - ① 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車 (道路運送車両法第2条 (定義) 第3項に定める原動機付自転車 をいいます。)を除きます。)、船舶または航空機およびこれらの
 - ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗 車券等、切手または印紙その他これらに類する物(注1)
 - ③ 動物または植物(庭木を除きます。)
 - ④ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これ らに類する物(注2)など
 - (注1) 家財を保険の対象とし、かつ、盗難の補償をご契約いただい ている場合で、通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手また は印紙に盗難による損害が生じたときは、所定の限度額内で補償 の対象となります。ただし、生活用のものに限ります。
 - (注2)「V. 補償の内容一覧」の「美術品等の明記に関する特約」 をセットしてご契約いただくことにより保険の対象とすることが できます。
- (3) 建物を保険の対象とし、かつ、被保険者が所有する場合に保険の 対象となるもの
 - ① 骨、建具など
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、冷房・暖房などで建物に付加した
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などで建物に付加したもの
 - ④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーなどで建物に付加した器 具
 - ⑤ 門、塀、垣、物置、車庫などの付属建物
 - ⑥ 庭木、外灯その他の屋外設備・装置で保険証券記載の建物と同 一の敷地内に所在するもの

2. 告知義務

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第3条)

ご契約者または被保険者には、お申込みの際に、「事故(損害)発生 の可能性にかかわる重要な事項」として、保険契約申込書の告知事項欄 に事実を正確にご回答いただく義務があります (告知義務)。主な告知 事項は次のとおりです。実際にご契約いただいたお客さまの告知事項は 保険証券にてご確認ください。

主な告知事項

◆建物または家財を収容する建物の情報:

あります。

所在地、建物の構造・用法等、アパート・マンションの戸室数

◆他の保険契約等に関する情報:

建物または家財を保険の対象とする他の保険契約もしくは共済契約 に関する情報

など

ご契約者または被保険者が、事実を告知されなかったり、事実と異な ることを告知された場合には、次のいずれかとなります。

① ご契約者ま あった場合

「告知義務違反」として、ご契約者に対する書面 たは被保険者による通知をもって、ご契約を解除することがあり に故意またはます。ご契約を解除した場合で、正しく告知されな 重大な過失が かった事項と事故(損害)とに因果関係があるとき には、保険期間の初日から保険金をお支払いできま せんのでご注意ください。その場合で、既に保険金 を支払っていたときは、その返還を請求することが

② ご契約者ま なかった場合「ださい。

正しく告知されなかったことによりご契約内容を たは被保険者を変更する場合、追加保険料が必要となるとき、また に故意またはは保険料を返還するときがあります。計算式につい 重大な過失が ては、<保険料の返還・追加の取扱い>をご参照く

なお、追加保険料は、保険料の払込猶予がある場合を除き、ご契約内容の変更と同時に追加保険料を 払い込みください。

弊社が追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがない場合、ご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。その場合で、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります。

3. 構造級別

構造級別は、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の構造に基づき(1)のとおりに決まります。

(1)建物の構造級別

建物の構造	構造級別
① 次のいずれかに該当する共同住宅	
ア. コンクリート造建物	
イ.コンクリートブロック造建物	M構造
ウ. れんが造建物	IVI1再足
工. 石造建物	
② 耐火建築物(注1)の共同住宅	
① 次のいずれかに該当する建物	
ア. コンクリート造建物	
イ. コンクリートブロック造建物	
ウ. れんが造建物	
工. 石造建物	T 構造
才. 耐火被覆鉄骨造建物	I ભ
力. 鉄骨造建物	
② 耐火建築物 (注1)	
③ 準耐火建築物(注2)	
④ 省令準耐火建物	
M構造およびT構造に該当しない建物	H構造

- (注1)「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及び口に掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。
- (注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

(2022年4月現在)

(2) 確認方法

① 建築確認申請書による確認

建築確認申請書の第四面の記載内容にて前表の「耐火建築物」 「準耐火建築物」の確認ができる場合があります。(注1)

なお、1960年以降に新築された地上4階建て以上で地上3階以上の階が共同住宅(注2)である鉄骨造建物は「耐火建築物」になります。

② ハウスメーカーの商品名による確認

ハウスメーカーが建築する住宅の場合、ハウスメーカーの会社 名と商品名称をもとに確認できる場合があります。詳しくは取扱 代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

③ 主要構造部(木骨、鉄骨など)による確認

建物の主要構造部の構造と前表を照合の上、ご確認ください。

- (注1) 建築確認申請書で確認ができない場合、弊社所定の確認書にてご確認ください。
- (注2) 地上3階以上の階において、1つの階に2つ以上の住宅を有する共同住宅部分があることをいいます。

4. 保険金額

保険金額は、再調達価額を基準にお決めいただきます。

再調達価額の確認は、次のような方法がありますが、詳しくは取扱代 理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

<再調達価額の確認方法>

① 保険の対象が建物の場合

建築時期(または購入時期)と建物の建築(購入)金額(土地代は含みませんのでご注意ください。)により、建築費指数などを用いて算出する方法などがあります。

② 保険の対象が家財の場合

建物の専有延床面積および世帯主年令から平均的な家財の再調 達価額を算出する方法などがあります。

※ 超過保険のご注意

保険金額が再調達価額を超えて設定されたご契約は、「超過保険」となり、お支払いする保険金の額は再調達価額が限度となります。

5. 屋外設備・装置等の取扱い

(1) 保険の対象が建物である場合、保険証券記載の建物と同一の敷地内の庭木(注)、外灯その他の屋外設備・装置は、建物の保険金額とは別に、1事故1敷地内ごとに50万円を限度として自動的に補償します。なお、水災による損害は建物の損害状況の認定によります。

また、損害保険金の 10 %を限度に残存物取片づけ費用保険金を お支払いします。ただし、残存物取片づけ費用保険金を対象外とし た場合を除きます。

- (注) 建物の損害保険金が支払われる場合で、損害発生の翌日から7日以内に枯死したときに限ります。
- (2) 次の①または②の特約をセットすることができます。
 - ① 「屋外設備・装置等補償対象外特約」をセットした場合、屋外 設備・装置等は補償されません。
 - ② 「屋外設備・装置等支払限度額倍額特約」をセットした場合、 1事故1敷地内ごとの支払限度額(保険金額)は100万円となり ます。

6. 美術品等の取扱い

保険の対象が家財である場合、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は、1事故300万円(盗難の場合は1事故300万円かつ1個または1組100万円)を限度として自動的に補償します。

また、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の合計額が300万円を超える補償や稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿などの補償をご希望される場合は、「V.補償の内容一覧」の「美術品等の明記に関する特約」のセットをご検討ください。ただし、盗難の場合は1個または1組100万円が限度となります。

※ 美術品等の場合は市場流通価格、稿本等の場合は保険金額(時価)を基準に保険金をお支払いします。

なお、地震保険では、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は、補償の対象となりません。

7. 保険料の割増引

(1)割引

ホームプロテクト総合保険には、次の割引が適用できる場合があります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

T構造耐火性能 外壁の耐火時間が60分以上(T構造耐火性能割引) 割引/H構造耐火 または45分以上(H構造耐火性能割引)に該当する 性能割引 建物で、建築確認申請書第四面等でその耐火時間の 確認ができる場合、ご契約時にその写しをご提出い ただくことで適用できます。 ※ 保険期間の途中でこの割引を適用することはで きません。 オール電化住宅 オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理など 割引 のすべての設備を電気でまかなう住宅をいいます。) の場合、ご契約時に弊社所定の申告書をご提出いた だくことで適用できます。 ※ 保険期間の途中でこの割引を適用することはで きません。 築浅割引 保険の対象が建物である場合、ご契約の保険期間 の開始日時点で、保険の対象となる建物の建築年数 が10年未満の場合に適用します。 適用する割引率は、保険期間の開始日時点での建 築年数、保険期間および選択いただいた補償内容に より異なります。 ※ 建物の建築年数が10年経過後にご契約を更新さ れる場合は、割引の適用はありません。 ※ 築浅割引が適用とならないご契約の場合でも、 建築年により保険料が異なる場合があります。 We b申込割引 保険期間が2年以上のご契約を専用Webサイト でお申込みいただく場合に適用します。 建物・家財セッ 建物と家財を同一保険証券でご契約いただいた場 ト割引 合に家財の保険料に適用します。 ※ 保険期間の途中でご契約内容が変更となった場 合は、変更後の内容で適用可否を決定します。

(2)割增

ホームプロテクト総合保険には、次の割増が適用される場合があります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

職業割増	建物が併用住宅で所定の用途に使用されている場
	合に適用します。

8. 保険期間

保険期間は、原則1年間ですが、1年超の長期契約も可能です。実際 にご契約いただいた保険期間は、保険証券にてご確認ください。

また、ご契約を継続される場合、保険期間の開始日が継続前契約の保 険期間の終了日(満期日)と同一でないときは、補償ができない無保険 期間が発生してしまいますので、忘れずに継続手続きをお取りください。

<保険期間5年でご契約の場合>

保険期間5年でご契約いただいた新規契約の場合は、「継続契約の 取扱いに関する特約」が自動セットされます。この特約がセットされ た場合、満期日の属する月の前月10日までに「お客さまから継続されない旨のお申し出」または「弊社からお客さまへ継続しない旨の通 知」がないかぎり、継続前契約と同等のご契約内容(注1)で自動継 続(注2)されますので、継続手続きのお手間が軽減されます。

(注1)保険期間中に普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率の改定があった場合は改定後のご契約内容とな

ります。

(注2)「ローン利用者集団扱特約」をセットしたご契約は、保険契約申込書に記載のローン期間(お客さまが利用する住宅ローンの借入期間)が5年を超える場合に「継続契約の取扱いに関する特約」が自動的にセットされ、ローン期間に合わせて自動的に継続されます。

9. 保険責任の開始日時

保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まります。

保険期間が始まった後であっても、取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、「初回保険料の口座振替に関する特約」など保険料の払込猶予がある特約をセットしたご契約の場合は、払込猶予期間内に保険料を払い込みいただければ保険金をお支払いします。

(注) 保険契約申込書または保険証券に、これと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

<保険期間の初日以前の事故について>

保険証券記載の建物が新築の場合、ご契約の保険期間の初日より前にその建物が引き渡されたときは、すべてのご契約に自動セットされる「保険責任の開始に関する特約」に基づき、引渡日(保険期間の初日の前日から最大30日限度)以降保険期間の初日までに発生した事故を補償します。

なお、保険金のお支払いにあたっては、保険契約締結時点における 保険証券記載の建物の引渡予定日および実際の引渡日を確認できる客 観的な資料の提出が必要です。

10. 保険料

(1) 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象となる建物の所在地または構造などによって決定されます。実際にご契約いただいた保険料は、保険証券にてご確認ください。

(2) 保険料の払込方法および払込手段

保険料の払込方法は、全額を一時に払い込む「一時払」と、複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。また、長期契約の場合は1年ごとに払い込みいただく「年払」があります。

払込手段は、口座振替、クレジットカード払、コンビニエンスストア払、Pay-easy(ペイジー)(注1)、取扱代理店または扱者による集金など(注2)がありますので、お客さまのご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。ただし、ご契約内容によりお選びいただけない払込方法・払込手段があります。

なお、保険料は「初回保険料の口座振替に関する特約」など保険料の払込猶予がある特約をセットした場合を除き、ご契約と同時に払い込みください。

- (注1) 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する電子 的に払込みを行う仕組みをいいます。
- (注2)銀行振込などの場合は着金日が保険料の領収日となりますが、クレジットカード払、コンビニエンスストア払またはPay-easy (ペイジー)での払込みでは、保険料を店頭で払い込んだ時、またはクレジットカードもしくはPay-easy (ペイジー)での手続きを終えた時が保険料の領収日となります。払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。

<保険料の払込みがない場合の取扱い>

次のように口座振替による払込手段の場合で、口座振替不能により保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。 ① 初回保険料が払込期日(注)の翌月末日までに払い込まれない

場合は、保険期間の開始日にさかのぼってご契約は解除となり、

保険金をお支払いできません。

- ② 分割払で第2回目以降の分割保険料が払込期日(注)から1か月を経過するまでに払い込まれない場合は、ご契約は解除となり、最初に振替不能となった払込期日(注)の翌日以降の事故について、保険金をお支払いできません。
- ③ 長期契約での年払では、翌年度以降の年払保険料が払込期日 (注)の属する月の翌月末日までに払い込まれない場合は、ご 契約は解除となり、払込期日(注)の翌日以降の事故について、 保険金をお支払いできません。
- (注) 口座振替の場合は、金融機関の定める振替日が払込期日となります。振替日が休日となる場合は、振替日の翌営業日に保険料の振替ができれば、払込期日に払込みがあったものとみなします。

11. 団体扱・集団扱のご契約

団体・集団の構成員の方がご契約される場合は、団体または集団(注1)と弊社の間で「保険料集金に関する契約書」を締結いただくことにより、団体または集団経由で保険料の払込みが可能となる団体扱・集団扱があります。

ご契約いただく場合は、ご契約者および保険の対象の所有者(被保険者)が次の条件に該当する方に限られます。

			団体扱		集団扱
Ĭ	契	約	団体に勤務し毎月給与の支	1	集団ご自身
者			払いを受けている方(注2)	2	集団の役員・従業員の方
				3	集団の構成員
				4	集団の構成員の役員・従
				3	業員の方
保	険	の	① ご契約者		
対	象	の	② ①の配偶者		
所	有者	Í	③ ①または②の同居の親族		
			④ ①または②の別居の扶養親族		
			⑤ ①が集団ご自身または集団の構成員の場合の役員・従業		
			員の方(集団扱の場合に限ります。)		
	(注1) 日仕 住日もらり除りの住人の手式ナ巫はていておた合う				

- (注1) 団体・集団から保険料の集金の委託を受けている者を含みます。
- (注2) 勤務していた団体を退職した方も対象となる場合があります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

12. 補償の重複

次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の保険契約にて同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。既にご加入の別の保険契約の補償内容もご確認いただき、ご不明点がありましたら取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

<重複にご注意いただきたい特約>

「個人・受託品賠償責任補償特約」「持ち出し家財補償特約」「類焼損害補償特約」「弁護士費用等補償特約」「支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約」「借家人賠償責任・修理費用補償特約」

13. 満期返戻金および配当金

この保険には満期返戻金および契約者配当金はありません。

14. その他ご注意いただきたいこと

- (1) 保険料を払い込みいただきますと、「団体扱特約」など特定の特約をセットした場合を除き、弊社所定の保険料領収証が発行されます。保険証券が届くまで大切に保管してください。また、ご契約手続きから1か月を過ぎても保険証券が届かない場合は取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- (2) 損害保険会社、共済などの間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわるご契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行うことがあります。確認した内容は、前記目的以外には利用しませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者 と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするとの合意があった ものとして、質権者に保険証券を送付しますので、ご了承ください。
- (4) 賠償責任に関する補償においてお支払いする保険金は、法律上の 損害賠償責任の額となります。被保険者が被る法律上の損害賠償責 任の額は、適用される法律や被害者に生じた損害の額および責任割 合などに応じて決まります。この補償においては、被保険者が被害 者に対して、お見舞金を支払った場合などでも、法律上の損害賠償 責任として認められないものは、保険金のお支払いができませんの でご注意ください。

Ⅲ. ご契約後にご注意いただきたいこと

※ 普通保険約款に該当する条文がある場合は、参照先を記載しています。

1. 保険証券の保管

保険証券はご契約内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容をご確認のうえ、大切に保管してください。万一、記載事項などに誤りがある場合は取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

2. 通知義務

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第4条、第5条)

(1) 通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後に、告知事項のうちの一部の事項(通知事項)に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります(通知義務)。主な通知事項は次のとおりです。実際にご契約いただいたお客さまの通知事項は保険証券にてご確認ください。

主な通知事項

- ◆建物または家財を収容する建物の柱の種類・耐火性能区分を変更した場合
- ◆建物または家財を収容する建物の所在地を変更した場合 な

通知事項は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。ご契約者または被保険者が、遅滞なく通知されなかった場合には、次のいずれかとなります。

① ご契約者ま

「通知義務違反」として、ご契約者に対する書面 たは被保険者による通知をもって、ご契約を解除することがあり に故意またはます。ご契約を解除した場合で、ご契約内容の危険 重大な過失が 増加をもたらした事項と事故 (損害) とに因果関係 あった場合で、があるときは、ご契約の危険が増加した時から保険 かつ、ご契約 金をお支払いできませんのでご注意ください。その 内容の危険が場合で、既に保険金を支払っていたときは、その返 増加したとき 還を請求することがあります。

② ご契約者ま ご通知いただいた内容によって、追加保険料が必 たは被保険者要となる場合、または保険料を返還する場合があり に故意またはます。計算式については、く保険料の返還・追加の 重大な過失が 取扱い>をご参照ください。

なかった場合

なお、追加保険料は、保険料の払込猶予がある場 合を除き、ご契約内容の変更と同時に払い込みくだ さい。

弊社が追加保険料を請求したにもかかわらず相当 の期間内にその払込みがない場合、ご契約者に対す る書面による通知をもって、ご契約を解除すること があります。ご契約を解除した場合、保険金をお支 払いできません(注)のでご注意ください。その場 合で、既に保険金を支払っていたときは、その返還 を請求することがあります (注)。

(注) ご契約内容の危険が増加する前の事故については保険金をお 支払いします。

(2) 通知義務以外の変更事項

「(1) 通知義務」の通知事項の他、次のいずれかに該当する場合 は、通知事項に該当しませんが取扱代理店・扱者または弊社までご 通知ください。

「(1) 通知義務」同様、ご通知いただいた内容によって、追加 保険料を請求する場合、または保険料を返還する場合があります。 計算式については、<保険料の返還・追加の取扱い>をご参照くだ

なお、追加保険料は、保険料の払込猶予があるときを除き、ご契 約内容の変更と同時に払い込みください。追加保険料の払込みがな い場合は、補償が拡大された部分については保険金をお支払いでき

お知らせいただく変更事項

- ◆建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ◆ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ◆建物または家財を売却、譲渡する場合

(3) 引受範囲を超える場合

「(1) 通知義務」の通知事項に変更が生じた場合で次のいずれ かに該当するときは、弊社の引受範囲を超えることから、ご契約者 に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがありま す (注)。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできませんの でご注意ください。その場合で、既に保険金を支払っていたときは、 その返還を請求することがあります。

引受範囲を超える事項

- ◆建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ◆建物が住居として使用されなくなった場合
- ◆家財のすべてを事業用(設備・仕器)として使用した場合
 - (注) ご通知いただいた内容によっては他の火災保険への切替など をご案内します。
- (4) 保険の対象が家財である場合の被保険者の転居における自動補償 被保険者の転居により保険の対象である家財の全部を他の場所に 移す場合、住民票の転出日である移転日の翌日から 30 日以内に書 面によりご通知いただき、弊社がこれを受領したときに限り、移転 日からご通知いただくまでの期間は住民票の転入地を保険の対象の 所在地とみなして補償します(保険の対象となる所在地から他の所

在地に移す間の移動中は補償できません。)。

3. ご契約者の住所変更

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第6条) ご契約の後に、保険証券記載の住所または通知先に変更が生じた場合 には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

4. 保険の対象の譲渡

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第7条) ご契約の後に、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、ご契 約者がこの保険に適用される普通保険約款および特約の権利および義務 を保険の対象の譲受人に移転させるときは、必ず譲渡前に取扱代理店・ 扱者または弊社まで書面によりご通知ください。弊社がこれを承認する 場合、「6. 保険契約の失効」の規定にかかわらず、普通保険約款およ び特約の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の 譲受人に移転します。

5. 保険契約の無効

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第8条) ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不 法に取得させる目的をもって締結したご契約は無効となります。なお、 ご契約が無効となった場合、保険料は返還しません。

6. 保険契約の失効

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第9条)

「11. 保険金をお支払いした後の保険契約」に該当する場合を除き、 ご契約の後に、保険の対象の全部が滅失した場合や保険の対象が譲渡さ れた場合には、その事実が発生した時にご契約は効力を失い、未経過期 間に対する保険料を返還します。個別に保険金額を定めた保険の対象が 2つ以上ある場合は、それぞれについてこれらの規定を適用します。 返 還保険料の計算式については、〈保険料の返還・追加の取扱い〉をご参 照ください。

7. 保険契約の取消し

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第10条) ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した 場合は、弊社はご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を取 り消すことができます。なお、ご契約を取り消した場合、保険料は返還 しません。

8. 保険金額の調整

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第11条)

- (1) ご契約の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつ き、ご契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場 合には、ご契約者から弊社への通知をもって、その超過部分につい て取消しをすることができます。その場合、取り消された部分に対 応する保険料はご契約時にさかのぼって返還します。
- (2) ご契約の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、将来 に向かって、保険金額を、減少後の保険の対象の価額まで、減額す ることができます。その場合、減額された部分に対応する保険料は

返還します。返還保険料の計算式については、<保険料の返還・追加の取扱い>をご参照ください。

9. ご契約を解約される場合

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第12条) ご契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または弊社まで書面による通知が必要になります。ご契約内容、保険料払込方法などによって、保険料を返還または未払込保険料を請求することがあります。なお、満期近くで解約された場合は保険料が返還されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。返還保険料の計算式については、<保険料の返還・追加の取扱い>をご参照ください。

10. 重大事由による解除

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第13条) 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約者に対する書面 による通知をもってご契約を解除することがあります。

- ① ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を 生じさせた場合
- ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

なお、この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。 また、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することがあり ます。(③の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当 すると認められない場合を除きます。)

11. 保険金をお支払いした後の保険契約

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第25条) 損害保険金のお支払額が、それぞれ1回の事故で保険金額(注)の80%を超えたときは、ご契約はその損害の発生時に終了します。

この場合、保険期間が1年以下の場合は、保険料の返還はありません。 また、1年超の長期契約の場合は、その損害が発生した当年度までの 保険料の返還はありませんが、翌年度以降の保険期間に対する保険料は 返還となります。

なお、損害保険金のお支払額が、それぞれ1回の事故で保険金額(注)の80%を超えない限り、保険金のお支払回数にかかわらず、保険金額は減額されず、ご契約の終了する日まで有効となります。

(注) 保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

12. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛(注)に図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種お手続きに掲載のお申出フォームでご通知(8日以内の発信日有効)ください。(URL:https://www.aig.co.jp/sonpo)

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約

- ・第三者の担保に供されているご契約
- 「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約
 - (注) 取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付ける ことはできません。

<ハガキ*の記載内容>

表面[宛先]

裏面[記載事項]

1308560

東京都墨田区錦糸1-2-4

AIG損害保険株式会社 クーリングオフ 係

- ①クーリングオフする旨のお申出 ②ご契約者住所 ③ご契約者署名 ④ご連絡先需託番号
- ⑤契約申込年月日 ⑥申し込まれた保険の種類 (商品名)
- ⑦証券番号または領収証番号 ⑥取扱代理店名・扱者名

※封書でのお申出も可能です。

- ●クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。
- ●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らず にクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないも のとします。

13. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や返還保険料は100%補償されます。

14. 個人情報の取扱い

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金 等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや 各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの 充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他前記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代

理店を含みます。) へ委託する場合

- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

前記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、 弊社ホームページをご覧ください。

(URL: https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-pol icy)

Ⅳ. 事故が起こった場合の手続き

※ 普通保険約款および特約に該当する条文がある場合は、参照先を 記載しています。

1. 保険金のお支払いの流れ

Step 1 事故発生のご連絡

火災・盗難などの事故状況や被害の程度などについて、取扱代理 店・扱者または弊社までご連絡ください。

- ◆事故対応の打合せ
 - □ 必要に応じて、事故対応のアドバイスや罹災現場の確認を します。
- ◆必要書類のご案内など
- □ お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。 □ 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step 2 書類のご手配、ご提出

保険金請求書などへのご記入、見積書・損害写真などご手配をいただき、ご提出ください。

- ◆ご請求内容の確認
- □ 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- □ お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step 3 保険金の受取り

お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内いたしますの で、ご確認ください。

※ 事故の内容・状況などによっては、異なった流れとなる場合があります。

2. 事故発生時のご注意

(1) 事故のご通知は遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

- (2) 事故発生時には特に次の点にご注意ください。
 - ① 負傷者がいる場合は救護措置を図り、二次被害などの損害の拡大防止に努める行動をお取りください。
 - ② 同一の事故を補償する他の保険契約(共済契約を含みます。) の有無およびその内容をお知らせください。
 - ③ 書類のご提出など弊社が行う損害調査にご協力ください。
- (3)「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。
- ※ 事故発生時における対応(事故発生時の義務)の詳細は、保険の 約款でご確認ください。万一、正当な理由がなく、これらの事故発 生時の義務をお守りいただけない場合は、保険金を削減することが ありますので、あらかじめご注意ください。

3. 示談交渉

「個人・受託品賠償責任補償特約(個人賠償保険)」「個人賠償責任保険包括契約に関する特約」「借家人賠償責任・修理費用補償特約」をセットした場合で、万一、被保険者ご自身が法律上の損害賠償責任を負担する事故が起きたときは、弊社が被保険者に代わり被害者(事故の相手方)との示談交渉を行います(注)。

なお、弊社にご相談無く約束された示談内容・念書の内容については 全額お支払いできない場合があります。

(注)被害者が弊社と直接折衝することに同意しない場合などは除きます。

4. 保険金の請求に必要となる書類

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第21条) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。 詳細は、事故の担当者よりご案内します。

① 保険金請求書、被保	保険金請求書、戸籍謄本/除籍謄本/法
険者本人確認書類	定相続権者からの委任状、代理請求に係る
	資格確認書類、登記簿謄本/固定資産台帳/
	領収証など保険の対象の所有権を証明する
	資料 など
② 事故・盗難の発生を	罹災証明書、交通事故証明書、所轄警察
確認できる書類	署の証明書またはこれに代わるべき書類
	など
③ 事故の原因・発生の	事故発生原因および発生状況についての
状況を確認できる書類	説明書または調査報告書など
④ 損害の対象および程	売買契約書、損害見積書、損傷箇所の写
度を確認できる書類	真、修理見積書、固定資産台帳、保険の対
	象を取得した時の領収証 など
⑤ 関連して支出した費	費用請求書、実際に支出した費用の領収
用を確認できる書類	証(残存物の取片づけに関する解体、廃材
	処分費用、消火薬剤交換費用など)
⑥ 他の保険契約等の有	他の保険契約等の保険契約申込書または
無および内容を証する	保険証券の写しなど
書類	
⑦ 賠償事故に関する書	事故の相手方(事故発生の原因者を含み
類	ます。)との約束を記した示談書や念書、損
	害賠償責任保険金示談書、損害賠償金の支
	払いまたは損害賠償請求権者の承諾があっ
	たことを示す書類 など
⑧ 保険金の額を確定す	保険金支払額承諾書など
るために必要な書類	

※ 事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

5. 代理請求人制度

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第21条) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③のいずれかの方がその事情を示す書類により弊社に申請いただき、弊社の承認を得ることで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます(注1)。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)
- ② ①に該当する方がいない場合または①に該当する方に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注3)
- ③ ①および②に該当する方がいない場合または①および②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注2)または②以外の3親等内の親族(注3)
- (注1)被保険者の代理人へ保険金が支払われた後に重複して保険金の請求があった場合、保険金はお支払いできません。
- (注2) 法律上の配偶者に限ります。
- (注3) 法律上の親族に限ります。

6. 保険金のお支払い時期

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第22条、個人・受託品賠償責任補償特約 第15条、個人賠償責任保険包括契約に関する特約 第14条、建物賠償責任補償特約 第12条、賠償事故解決特約 第6条)

弊社は、保険金の請求完了日(注1)から、その日を含めて30日以内に、損害の程度、保険金支払対象事故か否か(有無責)などの必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、次の特別な照会または調査が必要な場合は、請求完了日(注1)からその日を含めて各項目に定める日数(注2)を経過する日までとすることがありますので、その場合は、別途、被保険者などにご案内します。

事故原因・有無責・因果関係などを確認するための、警	180 ⊟
察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	100 🗖
事故原因・有無責・因果関係などを確認するための、医	90 日
療、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90 Ц
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療	120日
機関による診断、専門機関による審査の結果の照会	ТИОЦ
災害救助法が適用された地域において、事故原因・有無	60 ⊟
責・因果関係などを確認するための調査	ООП
日本国内で必要な確認が取れない場合の、日本国外にお	180 ⊟
ける調査	100 Ц

- (注1)「4.保険金の請求に必要となる書類」および「5.代理請求人制度」に記載する必要書類をご提出いただき、所定の手続きを完了した日をいいます。
- (注2) ご契約者または被保険者などが正当な理由がなく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅れるような場合は、それにより遅延した期間は上記の日数には算入されません。

7. 他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合のお支払い方法

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第2章補償条項 第5条) 同一の事故に対して補償が受けられる他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合でも、弊社は、ご契約によりお支払いすべき保険金 の額をお支払いします (注)。ただし、発生した損害に対して既に支払 われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なる 場合があります (注)。

また、弊社または他の保険会社への保険金請求の順序によっては受け取る保険金の総額が異なる場合があります。詳細は保険の約款にてご確認ください。

(注) 他の保険契約(共済契約を含みます。)から重複して補償を受けることはできませんのでご注意ください(万一、他の保険契約および弊社より、重複して同一の補償を受けた場合は、弊社が支払った保険金の全額または一部の返還を請求することがあります。)。

8. 保険金をお支払いした後の債権(代位)

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第24条) 保険金をお支払いするその原因が第三者にあり、被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②の額を限度とします。

- ① 弊社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合 被保険者が取得した債権の全額
- ② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない 損害の額を差し引いた額(弊社に移転せずに被保険者が引続き有 する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されます。)

9. 時効

(ホームプロテクト総合保険普通保険約款 第1章基本条項 第23条) 保険金の請求権は、保険金の請求権が発生した時の翌日から起算して 3年を経過した場合は、時効によって消滅します。それ以後は請求できなくなりますので、お早めにご請求ください。

10. 被害者(事故の相手方)の先取特権

(個人・受託品賠償責任補償特約 第18条、個人賠償責任保険包括契約 に関する特約 第17条、借家人賠償責任・修理費用補償特約 第2章借家人賠償責任条項 第7条、建物賠償責任補償特約 第15条)

賠償責任保険においては、被害者(事故の相手方)に先取特権(注)があります。

(注)被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利をいいます。

V. 補償の内容一覧

1. 損害保険金

(1) 保険の対象が「屋外設備・装置等」以外の場合

事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
● 火災、落雷、 破裂・爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の 対象である建物または家財について損害が発生した場 合	(1) 保険金額(注)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 損害保険金の額 = 損害の額
		(注) 1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (2)(1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式によって算出した額とします。
		損害の額修理に伴って生じた(注2)修理費-残存物がある場合は、 その価額
		(注1)保険の対象が美術品等の場合は、保険価額とします。(注2)保険の対象が美術品等以外の場合は、その保険の対象の再調達価額を限度とし、保険の対象が美術品等の場合は、その保険の対象の保険価額を限度とします。(注3)保険の対象が宅配物の場合は、宅配事業者が提供する補償制度等により補償を受けることができるときは、それらの額を控除した額とします。
② 風災・雹災 ・雪災	風災、電災または雪災によって保険の対象である建物または家財について損害(注1)(注2)が発生した場合 (注1)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が❷の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。 (注2)雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、1回の事故により生じたものと推定します。	(1)保険証券の補償範囲の「風災・電災・雪災」の欄に「I型」と記載されている場合 保険金額(注)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額 (注)1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (2)保険証券の補償範囲の「風災・電災・雪災」の欄に「II型」と記載されている場合 損害の額が20万円以上となった場合に、保険金額(注)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 損害保険金の額 = 損害の額 (注)1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (3)(1)または(2)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、●の「お支払いする保険金」(2)と同じ。
3 建物外部からの 物体の落下・飛来 ・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは❷もしくは❸の事故による損害を除きます。	●の「お支払いする保険金」と同じ。
◆ 給排水設備の 事故等による 水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注)による水濡れによって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合。ただし、 ②もしくは❸の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ① 給排水設備に生じた事故 ② 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故 (注)水が溢れることをいいます。	

事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
	騒 擾およびこれに類似の集団行動(注)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合 (注)群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であっ	
6 盗難	て、暴動に至らないものをいいます。 盗難によって保険の対象である建物または家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合	(1) 保険金額(注)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 損害保険金の額 = 損害の額
		 (注) 1 個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円かつ1個または1組ごとに100万円を限度とします。 (2)(1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、●の「お支払いする保険金」(2)と同じ。
→ 通貨等の盗難	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における次に掲げるもの(注)のいずれかの盗難によって損害が生じたとき ① 通貨、小切手、切手または印紙。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。 ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。 ② 預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。 ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 ③ 乗車券等 (注) 生活用のものに限ります。	①の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、②の額を限度とします。
❸ 水災	(注)生活用のものに限ります。 水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀もしくは垣または庭木、外灯その他の屋外設備・装置が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じた場合② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面(注)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合(注)床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。	(1)保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じた場合保険金額(注)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 損害保険金の額 = 損害の額 (注)1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面(注1)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合 ① 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「I型」と記載されている場合保険金額(注2)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

		② 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「Ⅱ型」と記載されている場合 ア. 再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とし、次の算式(注3)によって算出した額を損害保険金として支払います。 [損害保険金の額] = 保険金額] × 支払割合(15%) イ. 再調達価額の15%未満の損害が生じたとき 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とし、次の算式(注3)によって算出した額を損害保険金として支払います。 [損害保険金の額] = 保険金額] × 支払割合(5%) ウ. アおよびイの損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。 (注1) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。 (注2) 1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円を限度とします。 (注3) 算式の保険金額は、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。 (3)(1)または(2)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、④の「お支払いする保険金」(2)と同じ。
● 不測かつ突発的	不測かつ突発的な事故(注)によって保険の対象で	
な事故	ある建物または家財について損害が発生した場合	ただし、②の額を限度とします。
	(注)「事故の種類」❶から❸までの事故は、損害	
	保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発	① 損害保険金
	的な事故には含まれません。ただし、給排水設 備自体に生じた事故は含みます。	損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額
	M日中にエンル事以は白があり。	② 支払限度額
		保険の対象が建物の保険金額
		場合
		保険の対象が家財の 1回の事故につき、保険証券記載の
		場合 支払限度額(30万円)
		(2)(1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、●の
		「お支払いする保険金」(2)と同じ。

(2) 保険の対象が「屋外設備・装置等」の場合

事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
「1. 損害保険金」	保険証券記載の建物と同一敷地内の庭木(注)、外灯	(1)1回の事故、1敷地内ごとに50万円を限度とし、次の算式に
(1) ❶から❸まで、	その他の屋外設備・装置について、「1.損害保険金」	よって算出した額を損害保険金として支払います。
❸ または ⑨ の事故	(1) ① から ⑥ まで、 ⑧ または ⑨ の事故によって損害 が発生した場合	損害保険金の額 = 損害の額
	(注)建物の損害保険金が支払われる場合で、損害 発生の翌日から7日以内に枯死したときに限り ます。	(2)(1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式によって算出した額とします。
		損害の額 (注) 修理に伴って生じた - 残存物がある場合は、 その価額
		(注) 保険の対象の再調達価額を限度とします。

2. 費用保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
● 事故時諸費用	「1. 損害保険金」(1) の❶から❺まで、❸また	
保険金	は᠑の損害保険金が支払われる場合において、それぞ	度とし、次の算式によって算出した額を支払います。
	れの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨	事故時諸費用 保険証券記載の
	時に費用が生ずるとき。ただし、「1.損害保険金」(2)	保険金の額
	の屋外設備・装置等に生じた費用は除きます。	XXXXXX
② 残存物取片づけ	「1. 損害保険金」(1) の ❶ から ⑥ まで、 ⑧ また	 損害保険金の10%に相当する額を限度とし、次の算式によって算出
費用保険金	は9および(2)の損害保険金が支払われる場合にお	
吴/17 区型	いて、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が	
	生ずるとき	残仔物収入プリ貨用
		保険金の額
• W.F.L.//#B	W. = 1	4 D 8 = 15 (\(\frac{1}{2} \) 1
❸ 地震火災費用	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接ま	
保険金	たは間接の原因とする火災によって保険の対象が損害	
	を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当し、そ	
	れによって臨時に費用が生ずる場合。ただし、庭木、	
	外灯その他の屋外設備・装置に生じた費用は除きま	(); () = 0.0±0.00 1.0 0.0
	す。この場合において、損害の状況の認定は、保険の	
	対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象	
	が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それ	
	ぞれ行い、また、門、塀もしくは垣が保険の対象に含	
	まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の	
	認定によるものとします。	
	① 保険の対象が建物である場合には、その建物	
	が半焼以上となったとき(注1)。	
	② 保険の対象が家財である場合には、その家財	
	を収容する建物が半焼以上となったとき (注1)	
	またはその家財が全焼となったとき(注2)。	
	(注1)建物の主要構造部の火災による損害の額	
	が、その建物の再調達価額の20%以上となっ	
	た場合、または建物の焼失した部分の床面積の	
	その建物の延べ床面積に対する割合が20%以	
	上となった場合をいいます。	
	(注2) 家財の火災による損害の額が、その家財の	
	再調達価額の80%以上となった場合をいいま	
	す。この場合における家財には1個または1組	
	の価額が30万円を超える美術品等は含みませ	
	ん。 プログネナナ は 物 (7 Pa スト) 「1 Pa ア (7 Pa A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
4 損害防止費用	ご契約者または被保険者が「1.損害保険金」(1)	
保険金	●による損害の発生または拡大の防止のために、次に 掲げる必要または有益な費用を支出した場合(免責金)	
		預害以作費用
	額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を 	保険金の額
	除き、損害保険金が支払われる場合に限ります。)。た	
	だし、庭木、外灯その他の屋外設備・装置に生じた費用、および の おまの みたまたけば 大の にょの ために	
	用、および ③ の損害の発生または拡大の防止のために 古山 た悪田な吟きます	
	支出した費用を除きます。 ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取	
	□ 消火活動のために費用した消火条剤等の再取 得費用	
	修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員また	
	は器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、 損害賠償に要する費用または謝礼に属するもの	
L	を除きます。)	

3. 主な特約(オプション)

(1)建物・家財共通のリスク

● ドアロック交換 費用補信特約 「会職された場合において、被保険者が負担したドアロック交換費用の額を支払います。 で盗難された場合において、被保険者が負担したドアロック交換費用に対して、アロック交換費用に対して、アロック交換費用に対して、アロック交換費用に対して、アロック交換費用に対して、保険期間中に犯罪行為(注)が発生し、かつ、被保険者が防犯装置数置費用の額を支払います。 (注) 連続を支払がます。 (注) が発生し、かつ、被保険者が防犯装置数置費用の額を支払います。たがし、1回の事故につき、20万円を限度とします。なお、次のいずれかの給付等があるとき用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (注) 不法侵入を作った形態があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。 ● 臨時賃借・宿泊 費用補信特約 「1. 損害保険金」(1) の●から●まで、●また 核保険者が被った損害を得するために行われたその他の給付が、アロミ当する場合には、それによって生きる認い表がに限当する場合には、それによって生きる認い責任。(注) 有限験対が提高を支払います。 「収験の対象が変対である場合には、その建物が平均以上となったとき(注1) ② 保険の対象が変対である場合には、その建物が平均以上となったとき(注2) (注) 1 か月につき10万円、かつ、1回の事故につき6か月(注) を限度とします。 (注) 1 か月につき間10万円、かつ、1回の事故につき6か月(注) を関度とします。 (注) 保険者が換った損害を補償するために行われたその他の給付が、実際に支出した監験責借・宿泊費用の額を支払います。 (注) 1 か月につき10万円、かつ、1回の事故につき6か月(注) を限度とします。 (注) 1 か月につき間10万円、かつ、1回の事故につき6か月(注) を限度とします。 (注) 1 か月につま間20万円、かつ、1回の事故につき6か月(注) を限度を支払います。 (注) 2 案財の措置の額が、その実財の再調達値額の経過を20分以上となった場合をいいます。 (注) 2 案財の措置の額が、その実財の再調達値額の80分以上となった場合をいいます。 (注) 2 案財の措置の額が、その実財の再調達値額の80分以上となった場合といいます。 (注) 2 案財の措置の額が、その家財の再調達値額の80分以上となった場合といいます。 (注) 2 案財の措置の額が、その家財の再調達値額の80分以上で2 を財政の費制に対して5 に対した専用使用権付其用部分が必要用の額を支払います。 (注) 2 家財の措置の違いが表する場合には、定して5 を財政となると述さなる管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権	特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
□ック交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。 (注) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。 (注) が発生し、かつ、被保険者が防犯装置設置費用を負担した場合に、この費用のうち弊社が認めた費用に対して、防犯装置置置面用保険金を支払います。 (注) が発生し、たつ、被保険者があるときに、20万円を限度とします。なお、次のいずれかの給付等があるときに、(注) が発生し、たり部に養置置置面用保険金を支払います。 (注) 不法侵入を作った形砂があきらかなものつてご契約者または被保険者がその犯罪行為について需要官に届け出たものに限ります。 「1. 損害保険金」(1) の●から●まで、●または●の事故によって程験の対象が損害を受け、その損害の報が次が次に該当る場合には、それによって実力を制度性を支払います。 ② 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給物が半損以上となったとき(注1) ② 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注) 対象の主要構造態の損害の額が、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延れ床面積に対する割合が20%以上となった場合。または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延れ床面積に対する割合が20%以上となった場合。または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延れ床面積に対する割合が20%以上となった場合。または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延れ床面積に対する割合が20%以上となった場合。または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延れ床面積に対する割合が20%以上となった場合といいます。 (注2) 家財の債害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合。または建物の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合といいます。 (注2) 家財の債害をおおも容別を再発を使用を対していて、非、財産保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支充の影響を関すの報かに対する場合に対して、力を保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支充しいます。 (注2) 家財の債害を対していて、1、1、財産保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支充しいます。 (注2) 家財の債害を関すの事故によってその建物の事用使用権付共用部分について、1、1、1、1 接保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。 (注2) 家財の債害を対しています。 (注2) 家財の債害を受け、1、1 接保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支充した。または建物の損害を受け、1、1 接保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分を理費用の額を支充した。または単する場合には、1、1 か月を収入する。または単するは、1 か月を収入する は、1 か月を収入する は、1 か月を収入する は、1 か月を収入する は、1 が月を収入する は、1 がりまな は、1 がりまな 1 がりまな 1 がりまな 1 がりまな 1 がりまな 1 がりりまな 1 がりりを 1 がり 1 がりまな	● ドアロック交換	保険証券記載の建物のドア(注)のかぎが日本国内	被保険者が実際に支出したドアロック交換費用の額を支払います。
を支払います。 (注)建物または戸堂の出入りに通常使用するドアをいいます。 ② 防犯装置設置費 用補價特約 保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為 (注)が発生し、かつ、被保険者が防犯装置数置費 用を負担した場合に、この費用のうち弊社が認めた費用に対して、防犯装置数置費用の育を支払います。 (注)が発生し、かつ、被保険者が防犯数かた費 と 20万円を限度とします。なお、次のいずれかの給付等があるとき は、その額を差し引いた額条実際に支出した費用にかなります。 (注)不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。 ③ 被保険者が独った損害を確しした費用について第三者より支払われた損害 路價金 で 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を	費用補償特約	で盗難された場合において、被保険者が負担したドア	ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。
(注) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。 (注) が発生し、かつ、被保険者が防犯装置設置費用権債特約 (注) が発生し、かつ、被保険者が防犯装置設置費用を負担した場合に、この費用のうち弊社が認めた費用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (注) 不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に属け出たものに限ります。 「1. 損害保険金」(1) の●から●まで、●または●の事故によって保険の対象が損害を受け、その病を差し引いた額を実際に支出した費用とみなします。 (注) 不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に属け出たものに限ります。 「1. 損害保険金」(1) の●から●まで、●または●の事故によって保険の対象が損害を受け、その病を注します。とは●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の責用に対して、臨時賃借・宿泊費用の額を支払います。 (1) 保険の対象が達物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1) (2) 保険の対象が変財である場合には、その建物が半損以上となったとき(注2)(注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2)(注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となったとき(注2)(注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の資本に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額ののの場が上でいて「1・損害保険金(1) 板保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支持の100~からのまで、●または●の事故によってその建物 切専用使用権付共用部分について「1・損害保険金(1) 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1 敷地内ごとに10万円を限度とします。		ロック交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金	
● 防犯装置設置費 保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行		を支払います。	
● 防犯装置設置費用補偿特約 R (検証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為(注)が発生し、かつ、被保険者が的犯装置設置費用を額を支払います。ただし、1回の事故につきたい。この費用のうち弊社が認めた費用を負担した場合に、この費用のうち弊社が認めた費用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (注) 不法侵入を伴った形飾があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。		(注)建物または戸室の出入りに通常使用するドア	
周補信特約 為 (注) が発生し、かつ、被保険者が防犯装置設置費用を負担した場合に、この費用のうち弊社が認めた費用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (注) 不法侵入を催った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。 ③ 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金・変が扱が次に該当する場合には、その規制を支払います。 (注) 1 損害保険金」(1) の●から●まで、●または●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。 ④ 保険の対象が建物である場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。 ④ 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1) ② 保険の対象がすである場合には、その実財を収容する建物が半損以上となったとき(注2) (注1) 建物の主要構造部の損害の動が、その建物の再調達価額の名の%以上となった場合、または、建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合、または全の事故によって半の建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合、または一次のよりが表別の集別に対して、またし、1回の事故につき、1 敷地内ごとに10万円を限度の専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。 ● 専用使用権付共 (保険証券記載の建物について、「1. 損害保険金」(1) (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合といいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合といいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合といいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調を対して、まただし、1回の事故につき、1 敷地内ごとに10万円を限度の専用を対した。1 財地内ごとに10万円を限度とします。		をいいます。	
用を負担した場合に、この費用のうち弊社が認めた費用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (注)不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。 ● 臨時賃借・宿泊費用補償特約 「1. 損害保険金」(1)の●から●まで、●または●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用(限金を支払います。 ()保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき (注1) (② 保険の対象が関けである場合には、その要財を収容する建物が半損以上となったとき (注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の損害を被した形分の失面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額のの場所となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を額をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額のの場所によってその建物の事用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を額をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を額をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を額をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を額を対していて、「1.損害保険金」(1) 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。 ・ では、 1 回の事故につき、1 敷地内ごとに10万円を限度とします。 ・ では、 1 回の事故に、 1 動力を対す、 1 動力			
開に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。 (注)不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について第三者より支払われた損害賠償金 で警察官に届け出たものに限ります。 「1. 損害保険金(1)の●から●まで、●また は●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生する臨時責借・宿泊費用(保険金を支払います。 (注)の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生する臨時責借・宿泊費用(保険金を支払います。 ()保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1)②(保険の対象が変財である場合には、その変財を収容する建物が半損以上となったとき(注2)(注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面槽のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合、または建物の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合、または建物の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合でいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の対して、「1. 損害保険金」(1) 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の専用使用権付共和部分について損害が生じ、共同住とします。その居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権	用補償特約		
(注)不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。 ● 臨時賃借・宿泊費用補償特約 ● 臨時賃借・宿泊費用補償特約 ● 臨時賃借・宿泊費用補償特約 「1. 損害保険金」(1)の●から●まで、●または●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1) ② 保験の対象が繋財である場合には、その家材を収容する建物が半損以上となったとき(注1) ② 保験の対象が就可をある場合には、その家材を収容する建物が半損以上となったとき。またはその家財が全損となったとき(注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合には、は建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害を被った部分の床面積に対する割合がいます。 (注2)家財の損害を被った部分の床面積の関力が必要物の運用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。 「保険部が被すが使いすが使いすが使いすが表すが表すが表すが実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。 「会に者で構成される管理組合の規約に基づき修理した機合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。 「1. 損害保険金」(1) の●から●まで、●または●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用(保験金を支払います。) 保険の対象が逮物である場合には、その建物が半損以上となったとき (注 1) ② 保険の対象が逮物である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損ととかったとき、またはその家財が全損となったとき(注 1) ② 保険の対象が変財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注 1) ② 保険の対象が適場書の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の遅べ床面積に対する割合が20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の選べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注 2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注 2) 家財の損害を対して、事力に乗の強いよう。を使した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
② 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付 被保険者が譲った損害を補償するために行われたその他の給付 被保険者が実際に支出した臨時賃借・宿泊費用の額を支払います。 ただし、1か月につき10万円、かつ、1回の事故につき6か月(注)を限度とします。 る臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用 保険金を支払います。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1)② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調をで支払います。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調をで支払います。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調をで支払います。 (注2) 家財の損害が生じ、共同住で対して、専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度である場合には、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合い規約に基づき修理した場合は、6理は合いは対します。 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度である場合は、6理は合いは対します。 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の量がは、1を保険者が実際に支出した臨時賃借・宿泊費用の額を支払います。 (注) 1 か月本満の端日数が生じた場合は、1 か月本満の端日数が生じた場合は、1 か月本満の端日数が生じた場合は、1 か月本間は、1 を収入するは、1 を			
付			7.5.0
● 臨時賃借・宿泊 費用補償特約 「1. 損害保険金」(1) の●から●まで、❸また は●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損 害の状況が次に該当する場合には、それによって生ず る臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用 保険金を支払います。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物 が半損以上となったとき (注1) ② 保険の対象が家財である場合には、その家財 を収容する建物が半損以上となったとき、また はその家財が全損となったとき (注2) (注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物 の再調達価額の20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害を被った部分の床面積のその建物 の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額 の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額 の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額 の80%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の損害のるが、その家財の再調達価額 の80%以上となった場合をいいます。 は定済を対しています。 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度 の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権		て警察官に届け出たものに限ります。	
費用補償特約 は●の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用 保険金を支払います。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1)② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2)(注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合の支持をいいます。 (注2)家財の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を関連した場合は、1 加速に対して、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに10万円を限度の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			13
書の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用 保険金を支払います。			
る臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1) ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を通額の多の分以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を通額の野財となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を通額の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度である場合には、6世間に対して、中間に対して、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度であるは、6世に表合は、6世に要する費用に対して、専用使用権	費用補償符約 		
保険金を支払います。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1) ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 ② 専用使用権付共 保険証券記載の建物について、「1.損害保険金」(1) 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用補償特約 の●から⑤まで、⑥または②の事故によってその建物の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき(注1) ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調を価額の80%以上となった場合をいいます。 は保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			(注)[か月木両の峏日数か生した場合は、[か月とみなします。
が半損以上となったとき(注1) ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ③ 専用使用権付共用部分修理費用補償特別 「保険証券記載の建物について、「1.損害保険金」(1)を保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の再用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 保険証券記載の建物について、「1.損害保険金」(1) 用部分修理費用補償特約 の●から●まで、❸または❷の事故によってその建物の専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の事用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
を収容する建物が半損以上となったとき、またはその家財が全損となったとき(注2) (注1)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 は使者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
はその家財が全損となったとき(注2) (注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物 の再調達価額の20%以上となった場合、また は建物の損害を被った部分の床面積のその建物 の延べ床面積に対する割合が20%以上となっ た場合をいいます。 (注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額 の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 用部分修理費用補 償特約 の動から働まで、過または●の事故によってその建物 の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
(注 1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注 2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 用部分修理費用補 償特約 の●から⑤まで、❸または⑤の事故によってその建物の専用使用権付共用部分について「1. 損害保険金」(1) 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。			
の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 (除随業記載の建物について、「1.損害保険金」(1)の事がら働まで、働または働の事故によってその建物の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
は建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 保険証券記載の建物について、「1.損害保険金」(1) 研予分修理費用補償特約 の動から働まで、働または9の事故によってその建物の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注 2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 保険証券記載の建物について、「1.損害保険金」(1) 研予がら働まで、働または働の事故によってその建物 では、の事用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
た場合をいいます。 (注 2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額 の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 用部分修理費用補 償特約 の専用使用権付共用部分について、「1. 損害保険金」(1) がの事がらいます。 ※または♥の事故によってその建物 の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
(注 2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 保険証券記載の建物について、「1. 損害保険金」(1) 相部分修理費用補 償特約 の動から働まで、働または倒の事故によってその建物 の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
の80%以上となった場合をいいます。 ④ 専用使用権付共 保険証券記載の建物について、「1. 損害保険金」(1)			
● 専用使用権付共 保険証券記載の建物について、「1. 損害保険金」(1) 用部分修理費用補 償特約 保険証券記載の建物について、「1. 損害保険金」(1) 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支 払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度 とします。 とします。			
用部分修理費用補 償特約 の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住 宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理 した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権	4 専用使用権付共	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	 被保険者が実際に支出した専用使用権付共用部分修理費用の額を支
グリスタイプ である では			
宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理 した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
した場合は、修理に要する費用に対して、専用使用権			
付共用部分修理費用保険金を支払います。			
		付共用部分修理費用保険金を支払います。	

(2) 家財のリスク

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
● 持ち出し家財補	(1)家財が保険の対象である場合において、日本国	(1)「保険金をお支払いする場合」(1)の場合には、1回の事故に
償特約	内で生じた偶然な事故により、次の損害が生じた	つき保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度とし、次の算
	場合に持ち出し家財保険金を支払います。	式(注)によって算出した額を支払います。
	① 被保険者、被保険者の配偶者、被保険者またはその配偶者の同居の親族、被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された保険の対象	持ち出し家財 保険金の額 損害の額 (注) 1 個または 1 組ごとの損害の額が30万円を超える美術品等の
	である家財に損害が生じた場合	場合は、算式の損害の額を1個または1組ごとに30万円とみな
	② 被保険者、被保険者の同居の親族が保険証券 記載の建物外(注)で取得し、保険証券記載の 建物に持ち帰るまでの間に家財に損害を生じた 場合 (注)日本国内で取得した家財に限ります。 (2)(1)以外の次に掲げる損害が生じた場合は、	します。 (2)(1)の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式によって算出した額とします。 「修理に伴って生じた
	その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払い ます。	損害の額
		(注1) 保険の対象が美術品等の場合は保険価額とします。

- ① 保険証券記載の建物外における生活用の通 貨、小切手、乗車券等、切手または印紙の盗難 による損害。ただし、小切手の盗難により損害 が牛じた場合には、次のアおよびイの事実が あったことを条件とします。
 - ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った 後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、か つ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払 金融機関に届け出たこと。
 - イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関 による支払がなされたこと。
- ② 保険証券記載の建物外における生活用の預貯 金証書の盗難による損害。ただし、次のアおよ びイの事実があったことを条件とします。
 - ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った 後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこ
 - イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座 から現金が引き出されたこと。

- (注2) 保険の対象が美術品等以外の場合は、その保険の対象の再 調達価額を限度とし、保険の対象が美術品等の場合は、その保 険の対象の保険価額を限度とします。
- (3)「保険金をお支払いする場合」(2)①の通貨、小切手、乗車券 等、切手または印紙の盗難の場合には、1回の事故につき、5万 円を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払 います。
- (4)「保険金をお支払いする場合」(2)②の預貯金証書の盗難の場 合には、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(支払限度 額)を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支 払います。

② 美術品等の明記 に関する特約

保険金額とともに保険証券に明記した次に掲げる明 記物件に「1. 損害保険金」(1) の●から⑥まで、

- ❸または⑨の事故により損害が発生した場合
 - 術品等
 - 書、帳簿その他これらに類する物

明記物件に生じた損害に対し、「1. 損害保険金」(1) の損害保険 金および「2.費用保険金」の費用保険金をお支払いします。なお、 損害の額は保険価額により定めます。また、「Ⅱ. ご契約時にご注意 ① 1個または1組の価額が30万円を超える美しいただきたいこと」「6.美術品等の取扱い」にかかわらず、1個ま たは1組の明記物件の損害の額は、明記した保険金額を限度(盗難の ② 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証|場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円限度)と します。

> ただし、明記物件の保険金額が保険価額の80%未満となる場合、保 険金は損害の額に対して一定割合で削減されます。

(3) その他のリスク

特約の種類 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金 ● 弁護士費用等補 (1) 日本国内で生じた事故によって次のいずれかに (1) 法律相談費用保険金 償特約 該当する被害が生じた場合に、被保険者またはそ 被保険者が当会社の同意を得て負担した法律相談費用の額を支 の法定相続人が被った相談損害(注)に対して、 払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額 法律相談費用保険金を支払います。 (10万円)を限度とします。 (2) 弁護十費用等保険金 ① 被保険者が被った身体の障害 ② 保険証券記載の被保険者の居住の用に供され 被保険者が当会社の同意を得て負担した弁護士費用等の額を支 る住宅(敷地内の動産を含みます。) または住 払います。ただし、別に定める「弁護士費用等保険金支払限度額」 宅外における被保険者の日常生活用動産の滅 に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の事故につき、 被害を受けた被保険者1名あたり保険証券記載の保険金額(300 失、損傷もしくは汚損 (注)被害について弁護士等に法律相談を行い、法 万円)を限度とします。 律相談費用を負担することによって被った損害 をいいます。 (2) 日本国内で生じた事故によって(1) ①または ②の被害が生じた場合に、被保険者またはその法 定相続人が法律上の損害賠償請求権を有するとき に、被保険者またはその法定相続人が被った弁護 士損害(注)に対して、弁護士費用等保険金を支 払います。 (注)被害に関しての法律上の損害賠償請求を行 い、弁護士費用等を負担することによって被っ た損害をいいます。 ❷ 類焼損害補償特 (1) 類焼損害保険金 (1) 類焼損害保険金 主契約建物もしくはこれに収容される家財また 保険証券記載の支払限度額(1億円)(注)を限度として損害 約 は主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記 の額を類焼損害保険金として支払います。 載の建物から発生した火災、破裂または爆発の事 (注) 支払限度額から類焼損害保険金の額を控除した残額を以後の 故によって生じた類焼補償対象物の滅失、損傷ま ご契約期間に対する支払限度額とします。なお、保険契約が長 たは汚損(注)の損害に対して、類焼損害保険金 期契約の場合は、各契約年度毎に適用します。 を支払います。 (注) 煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(2) 損害防止費用保険金

ご契約者または被保険者等が、損害の発生または拡大の防止のために、次に掲げる必要または有益な費用を支出した場合。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取 得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の 修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、 損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)

個人・受託品則 償責任補償特約

❸ 個人・受託品賠 (1)個人賠償保険

被保険者(注1)が日本国内において次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の建物および同一敷地内の動産 および不動産の所有、使用または管理に起因す る偶然な事故
- ② 被保険者(注1)の日常生活(注2)に起因する偶然な事故
- (注1) この特約における被保険者は保険証券の本 人欄に記載された者(本人)のほか次のいずれ かに該当する方です。
- ア. 本人の配偶者
- イ. 本人またはその配偶者の同居の親族
- ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- エ. 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注3)。ただし、本人に関する事故に限ります。
- オ. アからウまでのいずれかに該当する者が責任 無能力者である場合は、その者の親権者、その 他の法定の監督義務者および監督義務者に代 わって責任無能力者を監督する者(注4)。た だし、その責任無能力者に関する事故に限りま す。
- (注2) 保険証券記載の住宅以外の不動産の所有、 使用または管理を除きます。
- (注3) 監督義務者に代わって本人を監督する者 は、本人の親族に限ります。
- (注4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督 する者は、責任無能力者の親族に限ります。
- (2) 受託品賠償保険

被保険者(注1)が日本国内において受託した 受託品が次に掲げる間に損壊し、または紛失し、 もしくは盗取されたことにより、受託品について 正当な権利を有する者に対し、被保険者(注1) が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金 を支払います。

① 受託品が、保険証券記載の建物内に保管されている間

(2) 損害防止費用保険金

次の算式によって算出した額を損害防止費用保険金として支払います。

損害防止費用 保険金の額 損害防止費用 の額

(3)(1)に定める類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、 類焼補償対象物の再調達価額(注1)によって定めます。この場 合において、損害が生じた類焼補償対象物を修理することができ るときには、次の算式によって算出した額とします。

損害の額 (注2)

= 修理費

修理に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額

- (注1) 類焼補償対象物が美術品等の場合は、保険価額とします。
- (注2) 類焼補償対象物が美術品等以外の場合は、その類焼補償対象物の再調達価額を限度とし、類焼補償対象物が美術品等の場合は、その類焼補償対象物の保険価額を限度とします。
- (1) 1回の事故につき支払う保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度とします。

支払保険金の額

= 被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支 - 払ったことにより代位取得するものがある場合は、その 価額
- (2)(1)に定める保険金のほか、次の費用の合計額を支払います。
 - ① 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 他人に損害賠償の請求ができる場合のその権利の保全または 行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が弊社の同意を得て支出した費用、および損害賠償責任の解決にあたって被保険者が弊社に協力するために要した費用
 - ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

- ② 受託品が、被保険者(注1)によって日常生活上の必要に応じて一時的に保険証券記載の建物外で管理されている間
- (注1) この特約における被保険者は保険証券の本 人欄に記載された者 (本人) のほか次のいずれ かに該当する方です。
- ア. 本人の配偶者
- イ. 本人またはその配偶者の同居の親族
- ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- エ. 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注2)。ただし、本人に関する事故に限ります。
- オ. アからウまでのいずれかに該当する者が責任 無能力者である場合は、その者の親権者、その 他の法定の監督義務者および監督義務者に代 わって責任無能力者を監督する者(注3)。た だし、その責任無能力者に関する事故に限りま す。
- (注2) 監督義務者に代わって本人を監督する者 は、本人の親族に限ります。
- (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督 する者は、責任無能力者の親族に限ります。

● 借家人賠償責任・修理費用補償 特約

(1)借家人賠償

被保険者(注1)の借用戸室が被保険者(注1)の責めに帰すべき事由に起因する次の事故により 損害(注2)を受けた場合において、被保険者(注1)がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を 負担する場合に保険金を支払います。

- ① 火災、破裂または爆発
- ② 盗難
- ③ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(注3)による水濡れ
- ④ 不測かつ突発的な事故(注4)
- (注1) 保険証券記載の被保険者(注5) をいいます。
- (注2) ③の場合は、給排水設備自体に生じた損害 を除きます。
- (注3)水が溢ふれることをいいます。
- (注4) ①から③までの事故を除きます。ただし、 給排水設備自体に生じた事故は含みます。
- (注5)保険証券記載の被保険者が未成年者または 責任無能力者である場合は、その親権者、その 他の法定の監督義務者および監督義務者に代 わって被保険者を監督する者(監督義務者に代 わって被保険者を監督する者は、被保険者の親 族に限ります。)。ただし、保険証券記載の被保 険者に関する事故に限ります。
- (2) 修理費用

次の事故により借用戸室について損害(注1)が発生した場合で、被保険者(注2)がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、(1)によって保険金を支払う場合は、修理費用保険金を支払いません。

- ① 火災、落雷、破裂·爆発
- ② 風災・雹災・雪災
- ③ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
- ④ 給排水設備の事故等による水濡れ

(1) 借家人賠償責任

3の「お支払いする保険金」と同じ。

(2) 修理費用

1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

修理費用 保険金の額 修理費用 の額

- ⑤ 騒 擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為
- 6 盗難
- ⑦ 水災
- ⑧ 不測かつ突発的な事故 (注3)
- (注1) ④の場合は、給排水設備自体に生じた損害 を除きます。
- (注2) 保険証券記載の被保険者(注4) をいいます。
- (注3) ①から⑦までの事故を除きます。ただし、 給排水設備自体に生じた事故は含みます。
- (注4)保険証券記載の被保険者が未成年者または 責任無能力者である場合は、その親権者、その 他の法定の監督義務者および監督義務者に代 わって被保険者を監督する者(監督義務者に代 わって被保険者を監督する者は、被保険者の親 族に限ります。)。ただし、保険証券記載の被保 険者に関する事故に限ります。
- **5** 建物賠償責任補 償特約

被保険者が次の事故により他人の身体の障害または 他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を 負担する場合に保険金を支払います。

- ① 被保険者の所有、使用または管理する施設に 超える場合、一定割合で削減されます。 起因する偶然な事故
- ② 被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故

建物内にエレベーター・エスカレーターが 設置されている場合、自動セットされる「エレベーター・エスカレーター賠償責任補償特 約」により、エレベーターまたはエスカレーターの所有、使用または管理に起因する損害 賠償責任に対して保険金を支払います。

③の「お支払いする保険金」と同じ。

は、算出した保険金の額が保険証券記載の保険金額(支払限度額)を 超える場合、一定割合で削減されます。

ただし、同特約の「お支払いする保険金」(2) ④および⑤の費用

● 支払用カード・ 個人情報不正使用 被害等補償特約

- (1) 弁護士費用等保険金
 - ① 損害賠償請求費用保険金

日本国内外において不正使用事故により、被 保険者が損害賠償請求を行う場合に保険金を支 払います。

② 法律相談費用保険金

日本国内外において不正使用事故により、被 保険者が弁護士等に法律相談を行う場合に保険 金を支払います。

(2) 支払用カード・個人情報不正使用保険金 日本国外において不正使用事故により、被保険 者が被った金銭的損害(注)に対して、保険金を 支払います。

- (注) 支払用カードの会員規約等の定めにより、被保険者に金銭的損害の負担義務がない場合を除きます。
- (3) 途中ねらい盗難保険金

日本国内外において途中ねらい事故により、被保険者が被った損害に対して、保険金を支払います。

(4) 途中ねらい傷害保険金

被保険者が日本国内外において途中ねらい事故により、その身体に被った傷害に対して、保険金を支払います。

(1) 弁護士費用等保険金

① 損害賠償請求費用保険金

1回の事故につき300万円を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

損害賠償請求費用 保険金の額 損害賠償請求 費用の額 免責金額(3万円)

② 法律相談費用保険金

1回の相談につき1万円、1回の事故につき5万円を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

法律相談費用 保険金の額 法律相談費用 の額

(2) 支払用カード・個人情報不正使用保険金

1回の事故につき100万円を限度とし、次の算式(注)によって算出した額を支払います。

支払用カード・個人 情報不正使用 保険金の額

損害の額

免責金額(3万円)

- (注)支払用カードの発行者等が提供する補償制度等または保険の ご契約により補償を受けることができる場合は、それらの額を 控除した額とします。
- (3) 途中ねらい盗難保険金

1回の事故につき200万円を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

途中ねらい盗難 保険金の額

損害の額

- 免責金額 (3万円)

- (4) 途中ねらい傷害保険金
 - ① 葬祭費用保険金

被保険者が「保険金をお支払いする場合」(4)の傷害を被り、その直接の結果として、途中ねらい事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、次の算式によって算出した額を被保険者の法定相続人に支払います。

葬祭費用 保険金の額

100万円

② 入院保険金・通院保険金

被保険者が「保険金をお支払いする場合」(4)の傷害を被り、その直接の結果として、途中ねらい事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

保険金の額

	日数	保険金		
	口奴	入院	通院	
	31日以上	10万円	5万円	
	15日以上	5万円	3万円	
	30日以下	3710	2111	
•	8日以上	3万円	2万円	
	14日以下	3710	Z/J D	
	7日以内	2万円	1万円	

※ なお、ご契約期間中(1)から(4)までの保険金の合計額は 500万円(保険契約が長期契約の場合は、各契約年度毎に500万 円が限度)を限度にお支払いします。

<「賠償事故解決特約」について>

③ (1) および**④**については、「賠償事故解決特約」が自動セットされます。この特約により、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行います(注)。

(注) 事故の相手の方が弊社と直接折衝することに同意しない場合などは除きます。

地震保険

I. 地震保険の内容

1. 地震保険の概要

地震保険はご希望されない場合を除き、ホームプロテクト総合保険にあわせてご契約いただきます。

ホームプロテクト総合保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いできません。

これらの損害は、ホームプロテクト総合保険とあわせて「地震保険」 にご契約いただくことで補償の対象となります。

地震保険をご希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」に地震保険を契約しない旨の確認の署名または捺印をお願いします。なお、地震保険は単独でのご契約はできません。

個人契約の場合、払い込みいただく地震保険料は、地震保険料控除の対象となります。保険証券添付などの控除証明書をご利用ください。(長期契約の場合、2年目以降の控除証明書は別途ご郵送します。)

2. 地震保険の対象

(地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第4条)

- (1) 対象となるもの(保険の対象)
- ・居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)
- ・居住用建物に収容されている家財(生活用動産)

(2) 対象とならないもの

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物
- ・営業用什器・備品や商品などの動産
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車(注)
- ・貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(注)
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類 する物(注)
 - (注) セットでご契約いただくホームプロテクト総合保険の対象の場合であっても、地震保険では対象となりません。
 - ※ 建物と家財に地震保険をセットする場合は、建物と家財のそれぞれに地震保険をセットいただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じても、保険金は支払われません。

3. 地震保険の補償内容

(地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第2条、第5条)

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険の保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
	全損のとき	建物の地震保険金額の全額[時価限度]
	大半損のとき	建物の地震保険金額の60% [時価の60%限
建物		度〕
建彻	小半損のとき	建物の地震保険金額の30% [時価の30%限
		度〕
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5% [時価の5%限度]
	全損のとき	家財の地震保険金額の全額[時価限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の60% [時価の60%限
家財		度〕
多别	小半損のとき	家財の地震保険金額の30% [時価の30%限
		度〕
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% [時価の5%限度]

- ※ 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。
- ※ 地震保険をセットするホームプロテクト総合保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部(主要構造部については、「II. 損害の認定基準」をご参照ください。)に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店・扱者または弊社までその旨ご相談ください。
- ※ 損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」 については、「Ⅱ. 損害の認定基準」をご参照ください。
- ※ 時価とは、再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した額をいいます。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2022年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

(地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第7条)

お支払いする保険金 = 全損、大半損、小半損または一部損の算出保 険金 × 12兆円/算出保険金総額

<参考>

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払 われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向 け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

(地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第3条)

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

Ⅱ.損害の認定基準

- 「I. 地震保険の内容」3. の「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」(注)にしたがって、次のとおり行います。
 - (注) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

		認定の基準	
損害の 程 度	①主要構造部(注) (軸組、基礎、屋 根、外壁等)の損 害額	②焼失または流失 した部分の床面 積	③床上浸水
全損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	_
大半損	建物の時価の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	_
小半損	建物の時価の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	_
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	_	建物はおり、というでは、大きないでは、大きないのでは、大きないのでは、大きをは、大きをは、は、大きをは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

- (注) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。
- ※ 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

Ⅲ. ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険金額

建物、家財ごとに、セットで契約するホームプロテクト総合保険の保険金額の30%~50%の範囲で地震保険の保険金額を決めていただきます。ただし、建物の保険金額は5,000万円、家財の保険金額は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. 保険期間

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第9条)

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後 4時(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注) 保険契約申込書または保険証券に、これと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。なお、ホームプロテクト総合保険と同時にご契約いただく場合は、ホームプロテクト総合保

険と同一の時刻となります。

3. セットで契約するホームプロテクト総合保険との関係

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第33条)

- (1) 地震保険は、ホームプロテクト総合保険にセットして契約します。
- (2) セットで契約するホームプロテクト総合保険が保険期間の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

4. セットで契約するホームプロテクト総合保険の保険期間が1年を超える場合の取扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせてホームプロテクト総合保険契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

<保険期間が自動的に継続する方式のご注意>

- ・保険期間が満了する前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、払込期日までに払い込みください。 払込みのない場合には、払込前の損害には保険金をお支払いできな いことがあります。

5. 対象となる建物または家財を収容する建物の構造と所在地

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

<建物の構造>

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険度合いを勘案し、セットで契約するホームプロテクト総合保険の構造級別により、イ構造と口構造(注)の2つに区分されています。(イ構造→ホームプロテクト総合保険の構造がM構造・T構造の場合、口構造→ホームプロテクト総合保険の構造がH構造の場合)。

(注) 2010 年 1 月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減される場合があります。適用条件など詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

<建物の所在地>

都道府県別に区分されています。

Ⅳ.警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第14条)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

<参考>

東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)

都県		市町村
東京	〈村〉	新島、神津島、三宅
	〈市〉	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老
		名、南足柄
神奈川	〈町村〉	高座郡=寒川;中郡=大磯、二宮;足柄上郡=中井、
		大井、松田、山北、開成;足柄下郡=箱根、真鶴、
		湯河原

	〈市〉	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アル
		プス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央
山梨	〈田1村〉	西八代郡=市川三郷;南巨摩郡=早川、身延、南
ши	(-313/	部、富士川;中巨摩郡=昭和;南都留郡=道志、西
		桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
	(市)	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ケ根、茅野
	〈町村〉	諏訪郡=下諏訪、富士見、原;上伊那郡=辰野、箕
長野		輪、飯島、南箕輪、中川、宮田;下伊那郡=松川、
		高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、
		大鹿
岐阜	〈市〉	中津川
静岡		全域
	〈市〉	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈
		谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、
		大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、
愛知		弥富、みよし、あま、長久手
	〈町村〉	愛知郡=東郷;海部郡=大治、蟹江、飛島;知多郡=
		阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊;額田郡=幸田;
		門入北、米州、用刈夕、大炭、瓜豆,食山如三千山,
		北設楽郡=設楽、東栄
	〈市〉	
三重	〈市〉	北設楽郡=設楽、東栄
二重		北設楽郡=設楽、東栄 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩

- ※ 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。
- ※ 上記強化地域は、平成24年3月30日付告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

V. 地震保険の割引制度

保険の対象である建物または家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます(地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。)。なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

1. 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注1)により作成された書類 (注2)のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類(写) (注3)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)(注4)および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類(写)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること を示す適合証明書(写)
 - (注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を 登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める 旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。 (「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)
 - (注2) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に 基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限りま

- す。(「品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類」について、以下同様とします。)
- (注3) 例えば以下の書類が対象となります。
 - ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合している ことを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)
 - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用された品確法に基づく登録住 宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な 「住宅性能証明書」(写)
 - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所 有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検 査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など
- (注4)「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

割引率 50%

2. 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、 対象建物の耐震等級を証明した書類(写)(注1)(注2)(注3)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)(注4)および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類(写)(注2)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること を示す適合証明書(写)(注3)

(注1) 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)
- ·耐震性能評価書(写)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合している ことを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用された品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)または「長期使用構造等である旨の確認書」(写)
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な 「住宅性能証明書」(写)
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所 有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検 査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など
- (注2) 以下に該当する場合には、耐震等級割引 (新築は 30 %、増築・改築は 10 %) が適用されます。
- 「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合
- (注3)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注4) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

3. 耐震診断割引 対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、 改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす 建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類 をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 (写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規 則附則に基づく証明書など)
- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成 18 年国土交通省告示第 185号(注))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)
 - (注) 平成 25 年国土交通省告示第 1061 号を含みます。

割引率 10%

4. 建築年割引

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。 ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご 提出いただいた場合(いずれの書類も記載された建築年月等により昭和 56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的 機関等(注1)が発行(注2)する書類(写)
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写)
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書 (写)または建物引渡証明書(写)
 - (注1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 (注2) 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公 的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率 10%

5. 割引適用上のご注意

- (1) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる次の①または②に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号(契約を特定するための番号)」「保険契約者」「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む。)」「建物の所在地・構造」「保険金額」および「発行する保険会社(注)」の記載のあるものに限ります。
 - ① 保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)、満期案内書類(写)または契約内容確認のお知らせ(写)
 - ② ①の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類 (写) または電子データ
 - (注) 更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「○年 ○月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成し た書類であることを確認できる場合に限ります。
- (2)(1)にかかわらず、継続契約(前契約(弊社契約に限ります。)の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保

険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。) に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合(注)には、1.~4.の各割引に記載のただし書の資料の提出を省略することができます。

- (注) 地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限ります。
- (3) 1. ~ 4. の割引は重複して適用を受けることができません。

VI. ご契約後にご注意いただきたいこと

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第11条、第12条、第13条) ご契約後に次のようなことが生じたときは、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 建物の構造または用途を変更するとき (例:併用住宅が専用店舗に変わった場合等)
- (2) 引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき

また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

Ⅲ. 事故が起こった場合の手続き

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第26条、第28条、第29条) 地震保険で補償する事故が起こったときは、遅滞なく取扱代理店・扱 者または弊社までご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。 お手続きに際しては、保険金の請求書など必要な書類のご提出をお願い します。

Ⅷ. 保険金をお支払いした後のご契約

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第32条)

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約はその損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額は減額することはありません。

[保険料の返還・追加の取扱い]

保険料の返還・追加の取扱い

●告知内容を訂正する場合(ホームプロテクト総合保険 II.「2.告知義務」)

- ●通知事項の変更により保険料を追加する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「2.通知義務」)
- ●通知事項以外のお知らせいただく主な事項の変更により保険料を追加する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「2.通知義務」) 【長期一括払以外の場合】



(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】



- ●通知事項の変更により保険料を返還する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「2.通知義務」)
- ●通知事項以外のお知らせいただく主な事項の変更により保険料を返還する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「2.通知義務」) 【長期一括払以外の場合】

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】

- ●ご契約が失効した場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「6.保険契約の失効」)
- ●ご契約者がご契約を解約する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「9. ご契約を解約される場合」) 【長期一括払以外の場合】



(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】

返還保険料の額 = 保険料 × 未経過料率係数

[保険料の返還・追加の取扱い]

●保険金額の減額請求により保険料を返還する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅲ.「8.保険金額の調整」(2))

【長期一括払以外の場合】

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】



●弊社が保険契約を解除する場合(ホームプロテクト総合保険 Ⅱ.「2.告知義務」、Ⅲ.「2.通知義務」「10.重大事由による解除」)

【長期一括払以外の場合】



【長期一括払の場合】

× 未経過料率係数 返還保険料の額 = 保険料

<未経過料率係数(例)>

1142/2111 11/200 (123)				
経過期間	ご契約期間			
紅地別目	2 年間	3年間	4年間	5年間
1 年経過	45.0%	62.1%	71.1%	76.6%
2年経過	0%	31.1%	47.4%	57.5%
3年経過		0%	23.7%	38.3%
4年経過			0%	19.2%
5年経過				0%

第1章 基本条項

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に別の規定がある場合を除きます。

除きます。	
用語	定義
お屋外設備・	建物の外部にあって、地面等に固着、固定されて
装置	いる設備、装置、機械等をいいます。
か解除	当会社の意思によって、この保険契約の全部また
	は一部の効力を失わせることをいいます。
解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の全部
	または一部の効力を失わせることをいいます。
き既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から危険増加もし
	くは危険の減少が生じた時(注)、保険契約の条件を
	変更した日、保険契約が解除もしくは解約された日、
	または保険契約が失効した日までの期間をいいます。
	(注)保険契約者または被保険者の申出に基づ
	く、危険増加または危険の減少が生じた時をい
	います。
	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契
75121 131	約で定められている保険料がその危険を計算の基礎
	として算出される保険料に不足する状態になること
	をいいます。
こ告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書
2 日州事次	の記載事項とすることによって当会社が告知を求め
	たものをいいます (注)。
	(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ、再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同
	一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築
	または再取得するのに要する額をいいます。
し敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、
- 737, 31, 3	保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土
	地で、同一保険契約者または被保険者によって占有
	されているものをいいます。また、公道、河川等が
	介在していても敷地内は中断されることなく、これ
	を連続した土地とみなします。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を、この保
	 険契約に適用される普通保険約款および特約に定め
	る時以降失うことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払う
	べき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、
	観光券または旅行券をいい、定期券および回数券は
	除きます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族を
	いいます。
せ生計を共に	収入の全部または一部を共にすることにより、日
する	常生活を営むことをいいます。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートお
	よびカヌーを含みます。
そ損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象
	について生じた損害を含みます。
た建物	

	他の保険契	この保険契約の全部または一部に対して支払責任
	約等	が同じである他の保険契約または共済契約をいいま
-	± \0. = = = =	j.
ち	中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険
		引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの
		保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会
L		社と保険契約を締結することをいいます。
ع	同居	同一家屋(注)に居住している状態をいい、生計
		の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無 は問いません。独立した建物で、台所等の生活用設
		は同いません。独立した建物で、ロ州寺の生活用設 備を有さない「はなれ」や「勉強部屋」等に居住し
		ている場合も、同店しているものとして取り扱いよ
		ッ。 (注)建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋
		組、はり、屋根のいずれも独立して具備したも
		のを1単位の同一家屋とします。ただし、マン
		ション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が
		居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合(玄
		関が別々で双方の居住区分への移動が不可能な
		構造の場合をいいます。)は、それぞれの戸室を
		1 単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
に	庭木	同一敷地内にある立木竹をいい、垣(注)、鉢植お
		よび草花等を除きます。
L		(注)垣には生垣を含みます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが
		事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上
		の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の
ひ	美術品等	実質を備える状態にある者を含みます。
		貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫
	被保険者	刻物その他の美術品をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。
ΙŦ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国
100	3030	または一部の地区において著しく平穏が害され、治
		安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価
		額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場
		合は、損害が生じた地および時におけるその保険の
		対象と同等と認められる物の市場流通価格をいいま
		す。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	補償条項の保険金およびこの保険契約に適用され
	/DRA A BT	る特約の保険金をいいます。
	保険金額	当会社が支払う保険金の限度額で、保険証券記載
	保険の対象	の保険金額をいいます。 再調達価額をいいます。ただし、保険の対象が美
	の価額	一
み		危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、こ
0,	71/11/22/01/10	の保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解
		除または解約された日からこの保険契約の保険期間
		の末日までの期間をいいます。
		(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づ
		く、危険増加または危険の減少が生じた時をい
		います。
<u> </u>	未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日に
Lak	名主 へ空	さかのぼって失うことをいいます。
め	免責金額	保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険
-	新映 今 町	証券記載の免責金額をいいます。
よ	預貯金証書 	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯 金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
		亚コ山∪州切児並日期又仏陇用ガートを召めより。

(2) この保険契約に適用される普通保険約款および特約における次の 法令の公布年および法令番号は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

- い 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年/法律第145号)
- さ 災害救助法 (昭和22年/法律第118号)
- し 地震保険に関する法律(昭和41年/法律第73号)
- と 道路運送車両法 (昭和26年/法律第185号)
- へ 弁護士法 (昭和24年/法律第205号)

第1条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

1	開始時間	保険期間の初日の午後4時(注)に始まります。
		(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されて
		いる場合はその時刻とします。
2	終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (保険責任のおよぶ地域)

当会社は、日本国内において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第3条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第4条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合 には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に 通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合に は、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造 または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる 範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定 めたものをいいます。
- (7)(6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条 (被保険者の住居の移転における自動補償)

前条(1)の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である家財の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日(注1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所(注2)を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約を適用します。

- (注1) 住民票の転出日をいいます。
- (注2) 住民票の転入地をいいます。

第6条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条 (保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、 保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当 会社に通知しなければなりません。

- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される 普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲 受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象 の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、 承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第9条(保険契約の失効)(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第8条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を 不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条 (保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第25条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第10条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額(注)を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
 - (注) <用語の定義>の規定にかかわらず、保険契約締結の地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額(注)が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
 - (注) <用語の定義>の規定にかかわらず、その地およびその時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

第12条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければこの保険契約を解約することはできません。

第13条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく 保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アから(1)③才までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条 (保険契約解除・解約の効力)

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

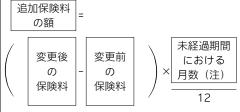
第15条 (保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

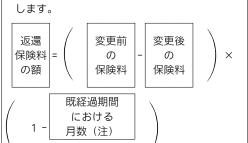
区分 返還または追加保険料の算式 ① 第3条(1) 次の算式により算出した額を返還または請求し により告げられます。 た内容が事実と 返還または 変更前 変更後 異なる場合にお 追加保険料 σ σ いて、保険料を 保険料 の額 保険料 変更する必要が あるとき。

じた場合または 危険が減少した 場合において、 保険料を変更す る必要があると き。

② 危険増加が生 ア.変更後の保険料が変更前の保険料よりも高く なる場合は、次の算式により算出した額を請求 します。



③ ①および②の イ.変更後の保険料が変更前の保険料よりも低く ほか、保険契約 締結の後、保険 契約者が書面を もって保険契約 の条件の変更を 当会社に通知 し、承認の請求 を行い、当会社 がこれを承認す る場合におい て、保険料を変 更する必要があ るとき。



なる場合は、次の算式により算出した額を返還

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または(1) ②の規定による追 加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面に よる通知をもって、この保険契約を解除することができます。

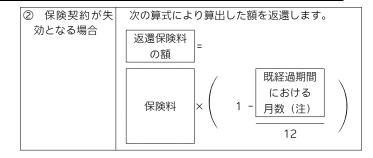
12

- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかか わらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合 において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金 を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができ ます。
- (4)(3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加 が牛じた時より前に発牛した事故による損害については適用しません。
- (5)(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会 社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社 は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契 約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に 適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条 (保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分 に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1 年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契 約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会 社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

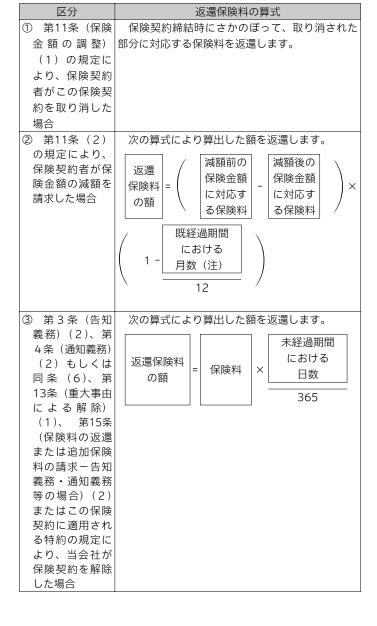
区分	返還保険料の算式
① 第8条 (保険	保険料は返還しません。
契約の無効)の	
規定により保険	
契約が無効とな	
る場合または第	
10条(保険契約	
の取消し)の規	
定により、当会	
社が保険契約を	
取り消した場合	



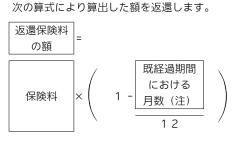
(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条 (保険料の返還ー保険金額の調整、解除または解約の場合)

保険金額の調整、保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、 次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超え または1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定によ り保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等におい て、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。



④ 第12条(保険 契約者によるによりの規定により、 の規定によが保 保険契約を解約した場合



(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条 (事故発生時の義務・権利)

- (1) 保険契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠 となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当 会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

第19条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条(1)②から同条(1)④までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1) ④の 書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造 しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被っ た損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再調達価額(注)に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
 - (注) 保険の対象が美術品等の場合は保険価額とします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
 - (注)回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第21条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害の額を証明する書類
 - ④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに 代わるべき書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1) <用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - (注2) <用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異 なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変 造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第22条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害 について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既 に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金

の額を確定するために確認が必要な事項

- (注1)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (注2) 再調達価額または保険価額を含みます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)①から(1)④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180⊟
調査結果の照会(注3)	
② (1)①から(1)④までの事項を確認するため	90Fl
の、専門機関による鑑定等の結果の照会	900
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	600
(1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内	
において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180⊟
外における調査	

- (注1) 被保険者が前条(2) および同条(3) の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第23条 (時効)

保険金請求権は、第21条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支 払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する のは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない 損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注) の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
 - (注) 保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。
- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合において

- も、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第26条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第7条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した 保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通 保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提 起するものとします。

第29条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項 については、日本国の法令に準拠します。

第2章 補償条項

<用語の定義>

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義により ます。

	用語	定義
さ	残存物取片	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必
	づけ費用	要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用お
		よび搬出費用をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高
		潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による
		事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、
		融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
た	宅配物	保険証券記載の建物およびその同一の敷地内の荷
		受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人ま
		たは荷受人の同居の親族によって、その場所から移
		動されていないものをいいます。
ح	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落
		石を除きます。

は	破裂または	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはそ	
	爆発	の現象をいいます。	
31	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等	
		を除きます。	
ゅ	床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいま	
		す。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをい	
		い、土間、たたきの類を除きます。	

第1条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の建物またはこれに収容されている家財(注)で被保険者が所有するものとします。
 - (注) 物置、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。なお、敷地内に所在する宅配物は家財に含みます。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 自動車(注1)、船舶または航空機およびこれらの付属品
 - ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等、切手または印紙その他これらに類する物
 - ③ 動物または植物(注2)
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (注1) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注3) を除きます。
 - (注2) 鉢植および草花等をいい、(3) ⑥に掲げる庭木を除きます。 (注3) 道路運送車両法第2条(定義) 第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の建物の保険金額に、⑥に掲げるものは含まれません。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器 具のうち建物に付加したもの
 - ⑤ 門、塀もしくは垣(注)または物置、車庫その他の付属建物
 - ⑥ 庭木、外灯その他の屋外設備・装置であって保険証券記載の建 物と同一の敷地内に所在するもの
 - (注) 垣には生垣を含みます。
- (4) 家財が保険の対象である場合には、被保険者と同居または生計を 共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されてい るものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (5) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、(3) ①から(3) ④までに掲げる物で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (6) 家財が保険の対象である場合において、通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙に次条(1)⑦の通貨等の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額に、これらの保険の対象は含まれません。
- (7) 家財が保険の対象である場合には、美術品等は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額に、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は含まれません。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、下表の事故または保険金の種類ごとに、それぞれの保険金の支払条件に該当する場合に、この補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。ただし、保険証券の補償範囲の欄に「×」印が付された事故または保険金の種類に対しては、保険金を支払いません。

ā	₹せん。 — <u>—</u>	
	事故または 保険金の種類	保険金の支払条件
	① 火災、落雷、破	火災、落雷または破裂もしくは爆発に
	裂・爆発	よって保険の対象である建物または家財に
		ついて損害が発生した場合
	② 風災・雹災・	型よう 風災、雹 災または雪災によって保険の対
	雪災	象である建物または家財について損害(注
		1)(注2)が発生した場合
	③ 建物外部からの	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝
	物体の落下・飛	突、接触もしくは倒壊または建物内部での
	来・衝突等	車両もしくはその積載物の衝突もしくは接
		触によって、保険の対象である建物または
		家財について損害が発生した場合。ただし、
		雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他
		これらに類する物の落下もしくは飛来、土
		砂崩れまたは②もしくは⑧の事故による損
	の WH-1-1-14 の声	害を除きます。
	④ 給排水設備の事	次のいずれかに該当する事故に伴う漏
	故等による水濡れ 	水、放水または溢水(注3)による水濡れ によって保険の対象である建物または家財
		について損害が発生した場合。ただし、②
		もしくは⑧の事故による損害または給排水
		設備(注4)自体に生じた損害を除きます。
		(ア)給排水設備(注4)に生じた事故
		(イ)被保険者以外の者が占有する戸室で
		生じた事故
	⑤ 騒 擾、労働争	騒 優およびこれに類似の集団行動(注5)
	議に伴う暴力・破	または労働争議に伴う暴力行為もしくは破
	壊行為	壊行為によって保険の対象である建物また
損		は家財について損害が発生した場合
害	⑥ 盗難	盗難によって保険の対象である建物また
保		は家財について盗取、損傷または汚損の損
険		害が発生した場合
金	⑦ 通貨等の盗難	家財が保険の対象である場合において、
		保険証券記載の建物内における次に掲げる
		もの(注6)のいずれかの盗難によって損
		害が生じたとき。
		(ア)通貨、小切手、切手または印紙。た
		だし、小切手の盗難により損害が生じ た場合には、次のaおよびbに掲げる
		た場合には、次のすのよびりに拘りる 事実があったことを条件とします。
		a. 保険契約者または被保険者が、盗
		難を知った後直ちに小切手の振出人
		に盗難を通知(注7)し、かつ、振
		出人を通じて小切手の支払停止を支
		払金融機関に届出たこと。
		b. 盗難にあった小切手に対して支払
		金融機関による支払がなされたこ
		と。
		(イ) 預貯金証書。ただし、次の a および
		b に掲げる事実があったことを条件と
		します。
	i .	ı

		a. 保険契約者または被保険者が、盗
		難を知った後直ちに預貯金先あてに
		被害の届出をしたこと。
		b. 盗難にあった預貯金証書により預
		貯金口座から現金が引き出された
		(注8) こと。
		(ウ)乗車券等
	8 水災	水災によって保険の対象が損害を受け、
	0 1,70	その損害の状況が次のいずれかに該当する
		場合。この場合において、損害の状況の認
		定は、保険の対象が建物であるときはその
		建物ごとに、保険の対象が家財であるとき
		 はこれを収容する建物ごとに、それぞれ行
		い、また、門、塀もしくは垣(注9)また
		は前条(3)⑥に掲げる物が保険の対象に
		含まれるときは、これらが付属する建物の
損		損害の状況の認定によるものとします。
害		 (ア)保険の対象である建物または家財に
保		それぞれの再調達価額の30%以上の損
険		害が生じた場合
金		(イ)保険の対象である建物または保険の
		対象である家財を収容する建物が、床
		上浸水または地盤面(注10)より
		45cmを超える浸水を被った結果、保
		険の対象である建物または家財にそれ
		ぞれの再調達価額の30%未満の損害が
		生じた場合
	⑨ 不測かつ突発的	不測かつ突発的な事故(注11)によって
	な事故	 保険の対象である建物または家財について
	0.4.57	損害が発生した場合
	◎ 東地味⇒弗田伊	
	10 事故時諸費用保	
	険金	(注12)が支払われる場合において、それ
		ぞれの事故によって保険の対象が損害を受
		けたために臨時に費用が生ずるとき。ただ
		 し、前条(3)⑥に掲げる物に生じた費用
		は除きます。
	◎ 母左枷取止べは	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	① 残存物取片づけ	
	費用保険金	(注13)が支払われる場合において、それ
		ぞれの事故によって残存物取片づけ費用が
		生ずるとき。
	⑫ 地震火災費用保	地震もしくは噴火またはこれらによる津
	除金	 波を直接または間接の原因とする火災に
	NX TI	
		よって保険の対象が損害を受け、その損害
費		の状況が次のいずれかに該当し(注14)、
用用		それによって臨時に費用が生ずる場合。た
		だし、前条(3)⑥に掲げる物に生じた費
保		用は除きます。
険		この場合において、損害の状況の認定は、
金		
		保険の対象が建物であるときはその建物で
		とに、保険の対象が家財であるときはこれ
		を収容する建物ごとに、それぞれ行い、ま
		た、門、塀もしくは垣(注9)が保険の対
		 象に含まれるときは、これらが付属する建
		物の損害の状況の認定によるものとしま
		j
		(ア)保険の対象が建物である場合には、
		その建物が半焼以上となったとき(注
		15)。
		 (イ) 保険の対象が家財である場合には、
		その家財を収容する建物が半焼以上と
		なったとき (注15)、またはその家財
		が全焼となったとき(注16)。

	13	損害防止費用保	保険契約者または被保険者が①による損
	ß	金	害の発生または拡大の防止のために、次に
			掲げる必要または有益な費用を支出したと
			きにおいて、この保険契約に適用される普
			通保険約款または特約の規定により保険金
			が支払われない場合(注17)に該当しない
費			とき。ただし、前条(3)⑥に掲げる物に
用			生じた費用、および⑫の損害の発生または
保			拡大の防止のために支出した費用を除きま
険			す。
金			(ア)消火活動のために費消した消火薬剤
			等の再取得費用
			(イ)消火活動に使用したことにより損傷
			した物(注18)の修理費用または再取

(注1) 風、雨、雪、電、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が②の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

得費用

(ウ) 消火活動のために緊急に投入された 人員または器材にかかわる費用(注19)

- (注2) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第22条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第18条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。
- (注3)水が溢れることをいいます。
- (注4) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上または これに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる 状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (注6) 生活用のものに限ります。
- (注7)被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注8) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を 第三者に不正に利用され、預貯金口座から利用代金が引き落とされ た場合を含みます。
- (注9) 垣には生垣を含みます。
- (注10) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注11) ①から⑧までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。ただし、④(ア)の給排水設備(注4)自体に生じた事故は含みます。
- (注12) 保険証券の補償範囲の「事故時諸費用保険金」の欄に、「火災のみ補償」と記載された場合の①以外の損害保険金または「水災補償対象外」と記載された場合の⑧の損害保険金を除きます。
- (注13) 保険証券の補償範囲の「残存物取片づけ費用保険金」の欄に、「火災のみ補償」と記載された場合の①以外の損害保険金または「水災補償対象外」と記載された場合の®の損害保険金を除きます。
- (注14) この場合においては、次条(2)②の規定は適用しません。
- (注15) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注16) 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は含みません。
- (注17) 免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。
- (注18) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (注19) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼

に属するものを除きます。

(2) 当会社は、(1) の規定にかかわらず前条 (3) ⑥に掲げる庭木に生じた損害については、これが付属する建物について (1) ①から (1) ⑥まで、(1) ⑧または (1) ⑨の損害保険金が支払われる場合で、それぞれの事故によって損害が発生した日の翌日から起算して7日以内に枯死 (注) した場合に限り、保険金を支払います。 (注) 枯れ枝が樹幹部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

重由

- ① 保険契約者、被保険者(注1) またはこれらの者の法定代理人の 故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 前条(1)①から同条(1)⑤までの事故または同条(1)⑧、 同条(1)⑨もしくは同条(1)⑩の事故の際における保険の対象 の紛失または盗難
- ④ 保険の対象である家財または保険の対象である建物の鍵(注3) が保険証券記載の建物の屋外にある間に、それぞれについて生じた 盗難。ただし、敷地内に所在する宅配物に生じた事故を除きます。
- ______ ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑥ 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の 使用人または同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った 窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 保険の対象である建物のドア (建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。) の開閉の用途に供する鍵をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1) に対しては、保険金を支払いません。

事由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) ①から③までの事由によって発生した前条(1) の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条(1) の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - (注2) 使用済燃料を含みます。
 - (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注1) に対しては、保険金を支払いません。

損害

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、 発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- ④ 保険の対象である建物の鍵(注2)の置き忘れ、紛失または盗難により生じたドア(注3)の錠の損害
 - (注1) 前条(1) の事故が生じた場合は、①から④までのいずれかに該当する損害に限ります。
 - (注2) 保険の対象である建物のドア(注3) の開閉の用途に供する 鍵をいいます。
 - (注3) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。
- (4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (注) 落書きを含みます。
- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条(1) ②の損害保険金を支払いません。

損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と 同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金 を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工(注1)、修理または調整の作業上の過失 または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気 的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- 一保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- - ア. 弦(注2)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - イ. 音色または音質の変化
- ⑨ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み 込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑩ 凍結によって保険の対象である建物の給排水設備(注3)について生じた損害。ただし、給排水設備(注3)の損壊を伴う損害は除きます。
- ② 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具について生じた損害
- ③ 移動体通信端末機器および携帯式電子機器(注4)ならびにこれ らの付属品について生じた損害
- ⑭ ドローンその他の無人航空機、模型航空機(注5) およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品について生じた損害
- リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機(注6)、ジャイロプレーン、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、スノーボードその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害

- (注1) 保険の対象が建物の場合には、保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
- (注2) ピアノ線を含みます。
- (注3) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注4)「移動体通信端末機器および携帯式電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。
- (注5) 遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。
- (注6) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

第4条 (保険金の支払額)

/口四个个 0.15米5

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の保険金として、(2) から(5) までのとおり保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保険の対象に生じた損害に対して、保険の対象ごとに下表のとおり保険金を支払います。ただし、第1条(保険の対象の範囲)(3)⑥に掲げる物に生じた損害を除きます。

士北川四陸合の第

保険金の種類	支払保険金の額	
① 第2条(保険	保険金額(注1)を限度とし、次の算式(注2)	
金を支払う場	によって算出した額を損害保険金として支払いま	
合) (1) ①お	す。	
よび同条(1)	損害保険金	
③から同条(1)	の額 = 損害の額	
⑥までの損害保	07fg	
険金		
② 第2条(1)	ア. 保険証券の補償範囲の「風災・雹災・雪災」	
②の損害保険金	の欄に「Ⅰ型」と記載されている場合	
	保険金額(注1)を限度とし、次の算式(注3)	
	によって算出した額を損害保険金として支払い	
	ます。	
	損害保険金	
	イ. 保険証券の補償範囲の「風災・雹災・雪災」	
	の欄に「Ⅱ型」と記載されている場合	
	損害の額(注4)が20万円以上となった場合に、	
	保険金額(注1)を限度とし、次の算式によっ	
	て算出した額を損害保険金として支払います。	
	損害保険金	
	の額	
③ 第2条(1)	(ア)の算式(注5)によって算出した額を損	
⑦の損害保険金	害保険金として支払います。ただし、(イ)の額を	
	限度とします。	
	(ア)損害保険金	
	() / 1 技 体 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
	損害保険金	
	の額	
	(イ)支払限度額	
	a. 通 貨、 小 切 1回の事故につき、	
	手、切手または 1 敷地内ごとに20万円 印紙	
	b. 預貯金証書 1回の事故につき、	
	1 敷地内ごとに200万円	
	または家財の保険金額の	
1		

c. 乗車券等 1回の事故につき、 1敷地内ごとに20万円

④ 第2条(1)⑧の損害保険金

ア. 保険の対象である建物または家財にそれぞれ の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 保険金額(注1)を限度とし、次の算式によっ て算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

損害の額

- イ. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面(注6)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合
- (ア) 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「I型」と記載されている場合

保険金額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

損害の額

- (イ)保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「Ⅱ型」と記載されている場合
 - a. 再調達価額の15%以上30%未満の損害 が生じたとき。

1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とし、次の算式(注7)によって算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額 | 保険金額 | ×

支払割合 (15%)

b. 再調達価額の15%未満の損害が生じたと き。

1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とし、次の算式(注7)によって算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

保険金額×

支払割合 (5%)

- c. a および b の損害保険金の合計額は、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに300万円を 限度とします。
- ⑤ 第2条(1) ⑨の損害保険金

(ア)の算式(注3)によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、(イ)の額を限度とします。

(ア) 損害保険金

損害保険金 の額

損害の額

免責金額

(イ) 支払限度額

保険の対象が
建物の場合保険金額保険の対象が
家財の場合1回の事故につき、
保険証券記載の支払限度額

(注1) 1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合は、1回の事故につき、300万円(盗難による損害が生じた場合は、

いずれか低い額

300万円かつ1個または1組ごとに100万円)を限度とします。なお、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等とこれ以外の保険の対象である家財との損害保険金の合計額が家財の保険金額を超えるときでも、損害保険金を支払います。

- (注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、算式の損害の額に含まれるものとし、その再調達価額を限度とします。ただし、美術品等の場合の限度額は、その保険価額とします。なお、損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (注3) 算式の免責金額は、保険証券に免責金額の記載がない場合は 適用しません。
- (注4) 損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。
- (注5) 乗車券等の盗難の場合は、その乗車券等の経路および等級の 範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用を算式の損害の額と します。
- (注6) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注7) 算式の保険金額は、保険金額が再調達価額を超える場合は、 再調達価額とします。
- (3) 当会社は、第1条(保険の対象の範囲)(3)⑥に掲げる物に生じた損害に対して、1回の事故、1敷地内ごとに50万円を限度とし、下表のとおり保険金を支払います。なお、下表の保険金と他の損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、この保険金を支払います。

保険金の種類	支払保険金の額		
第2条(保険金	次の算式(注)によって算出した額を損害保険		
を支払う場合)	金として支払います。		
(1) ①から同条	指害保険金		
(1) ⑥までおよ	の額 = 損害の額		
び同条(1) ⑧な			
らびに同条(1)			
⑨の損害保険金			

- (注) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、算式の損害の額に含まれるものとし、その再調達価額を限度とします。なお、損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (4)(2)および(3)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式(注2)によって算出した額とします。

損害の額 (注3)(注4)

= 修理費

修理に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額

- (注1) 保険の対象が美術品等の場合は、保険価額とします。
- (注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注3) 保険の対象が美術品等以外の場合は、その保険の対象の再調達価額を限度とし、保険の対象が美術品等の場合は、その保険の対象の保険価額を限度とします。
- (注4) 保険の対象が宅配物の場合は、宅配事業者が提供する補償制度等により補償を受けることができるときは、それらの額を控除した額とします。
- (5) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)⑩から同条

(1) ⑬までの費用保険金として、保険の対象ごとに下表のとおり 保険金を支払います。

保険金の種類	支払保険金の額
保険金の種類 ① 第2条(1) ⑩の事故時諸費 用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とし、次の算式によって算出した額を事故時諸費用保険金として支払います。なお、事故時諸費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、事故時諸費用保険金を支払います。 「保険証券」 「保険証券」 「おおいますの」 「保険証券」 「記載の」
② 第2条(1) ⑪の残存物取片 づけ費用保険金	保険金の額 保険金 支払割合 支払割合 損害保険金(注1)の10%に相当する額を限度とし、次の算式によって算出した額を残存物取片づけ費用保険金として支払います。なお、残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。 残存物取片づけ費用 保険金の額 現片づけ費用 保険金の額
③ 第2条(1) ⑫の地震火災費 用保険金	1回の事故 (注 2) につき、1 敷地内ごとに 300万円を限度とし、次の算式 (注 3) によって 算出した額を地震火災費用保険金として支払いま す。 地震火災費用 保険金の額
④ 第2条(1)③の損害防止費用保険金	次の算式によって算出した額を損害防止費用保 険金として支払います。なお、損害防止費用保険 金と他の保険金との合計額が保険金額を超えると きでも、損害防止費用保険金を支払います。 損害防止費用 保険金の額

- (注1)(3)の損害保険金を含みます。
- (注2) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。
- (注3) 算式の保険金額は、保険金額が再調達価額を超える場合は、 再調達価額とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 - ① 損害保険金に関しては、損害の額
 - ② 残存物取片づけ費用保険金に関しては、残存物取片づけ費用の 額
 - ③ 損害防止費用保険金に関しては、損害防止費用の額
 - ④ 事故時諸費用保険金および地震火災費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(3)(1) および(2)の規定にかかわらず、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金(注)については、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金(注)として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害保険金 | | 損害の額

再調達価額を基準として算出 した額を支払う旨の約定のない 他の保険契約等によって支払わ れるべき損害保険金(注)の額

- (注)次に掲げるもの以外の損害保険金とします。
- i. 前条(2)③の規定により支払われる損害保険金
- ii. 前条(2) ④イ(イ)の規定により支払われる損害保険金
- iii. 美術品等に対する損害保険金
- (4)(2)①および(3)の損害の額は、前条(4)の規定による額とし、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (5)(1)から(4)までの場合において、第2条(保険金を支払う場合)(1)⑩の事故時諸費用保険金および同条(1)⑪の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条の損害保険金の額は、(1)から(4)までの規定を適用して算出した額とします。
- (6) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) から(4) までの規定をおのおの別に適用します。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(保険金の支払額)の規定をおのおの別に適用します。

削章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款に	おいて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額 (注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合)
	生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額 の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で 定められている保険料がその危険を計算の基礎として算 出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害 に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいま す。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額 (注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼 失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面 積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいい ます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1) の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直 接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合で あっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額 の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額 (注)の50%以上である損害または建物の焼失もしく

は流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対す

	- る割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物
	の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じ
全損	た建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされ
	る最小限の費用を含むものとします。
	(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合で
	あっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合)
	生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額
	の80%以上である損害をいいます。
	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急
損害	避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損
	害を含みます。
十二十	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)
大震法	をいいます。
	(建物の場合)
	建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額
	(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼
	失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面
	積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいい
	ます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)
大半損	の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直
八十頂	接必要とされる最小限の費用を含むものとします。
	(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合で
	あっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合)
	生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額
	の60%以上80%未満である損害をいいます。
	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものを
建物	いい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋
7_1.5	外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建
	物に限ります。
建物の主要	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条
構造部	(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいま
	す。 - //□
	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所
	有建物でない場合)
	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所 在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建
	物または生活用動産について締結された地震等による事
	故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
他の保険契	
約	 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所
L vii	有建物である場合)
	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所
	在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専
	有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結
	された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保
	険契約をいいます。
/DRA /	損害が生じた地および時における保険の対象の価額を
保険価額	いいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	I The state of the

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋 没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大 半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保

険金を支払います。

- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
 - (注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
 - (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、 「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を 除きます。
 - (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
 - (注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない 場合】

(4)(1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

「【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である」 「場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から(3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から(3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染 された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこ れらの特性による事故
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部

- の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認め られる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない 場合】

|第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2)(1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4)(1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用 什器・備品その他これらに類する物
 - (注) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

|【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である |場合】

|第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分 (注) または生活用動産に限られます。
 - (注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2)(1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4)(1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)

- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用 什 器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合 は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3)(2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険 法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のも のが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金 額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額 のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって 算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の 規定を適用します。
 - ① 建物

5,000万円または 保険価額の いずれか低い額 この保険契約の 建物についての保険金額 それぞれの保険契約の

建物についての保険金額の合計額

② 生活用動産

1,000万円または 保険価額の いずれか低い額 この保険契約の 生活用動産についての保険金額 それぞれの保険契約の

生活用動産についての保険金額の合計額

- (4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) および(3) の規定をそれぞれ適用します。
- (5)(2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
 - ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約 の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引い た残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

この保険契約の

(2) ①に規定 する限度額 建物についての保険金額それぞれの保険契約の

建物についての保険金額の合計額

イ. 生活用動産

この保険契約の

(2)②に規定 する限度額

生活用動産についての保険金額

それぞれの保険契約の

生活用動産についての保険金額の合計額

- (注)(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。
- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

|【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である |場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1) および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
 - (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の 専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活 用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるとき は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定 を適用します。
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専 有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1.000万円
- (4)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動 産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約で この保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞ れの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定す

る限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

5,000万円または 保険価額の いずれか低い額 この保険契約の 専有部分の保険金額

それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額

② 共用部分

5,000万円または 保険価額の いずれか低い額 この保険契約の × 共用部分の保険金額

それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額

③ 生活用動産

1,000万円または 保険価額の いずれか低い額 この保険契約の 生活用動産についての保険金額 それぞれの保険契約の生活用動産 についての保険金額の合計額

- (5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4) の規定をそれぞれ適用します。
- (6)(3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
 - ① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約 の保険金額から (3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保 険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引い た残額
 - ア. 専有部分および共用部分

この保険契約の専有部分および

(3) ①に規定 する限度額 共用部分についての保険金額 それぞれの保険契約の専有部分および 共用部分についての保険金額の合計額

イ. 生活用動産

この保険契約の

(3) ②に規定 する限度額 生活用動産についての保険金額 それぞれの保険契約の生活用動産 についての保険金額の合計額

- (注)(3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。
- (7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払う

べき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
 - (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻 とします。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料と この保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収 する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知 事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。 ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない 場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった

場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面 等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事 実に限ります。

_______ 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である 場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注)が発生したこと。
 - (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面 等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事 実に限ります。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

|【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない |場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

「【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である_|場合】

- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分

を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7)(6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、 保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当 会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される 普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲 受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象 の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、 承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条 (保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2)警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条(警戒宣言等)第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
 - (注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条 (保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく 保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに 該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、 (2) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被 保険者に生じた損害については適用しません。

第20条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、

- 変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険 料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危 険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保 険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による 通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)

- (1)第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条 (保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条(保険金額の調整)(1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは (6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険 料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定 により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過 期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事 実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に 違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合) の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - 損害見精書
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
 - (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、

- 必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、 保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事 由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2)保険価額を含みます。
 - (注3)第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限ります。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による 鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査60日
 - ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法 令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保 険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかか わらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
 - (注) 概算払の場合を含みます。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支 払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する のは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない 損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

(2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。
- (3)(1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から(3) までの規定を適用します。

第33条 (付帯される保険契約との関係)

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条 (保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。
 - (注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した 保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通 保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提 起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合	(%)
7日まで	 1	0
15日まで	 1	5
1か月まで	 2	25
2か月まで	 3	35
3か月まで	 4	- 5
4か月まで	 5	55
5か月まで	 6	55
6か月まで	 7	0
7か月まで	 7	'5
8か月まで	 8	80
9か月まで	 8	35
10か月まで	 9	0
11か月まで	 9	95
1年まで	 10	00

ホームプロテクト総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がホームプロテクト総合保険の場合には、この特則が適用されます。

<用語の定義>

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、保険契約の条件を
		変更した日、保険契約が解除された日、または保険 契約が失効した日までの期間をいいます。
		(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づ
		く、危険増加または危険の減少が生じた時をい
		います。
み	未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、こ
		の保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解
		除された日からこの保険契約の保険期間の末日まで
		の期間をいいます。
		(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づ
		く、危険増加または危険の減少が生じた時をい
		います。

(1) 第21条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) を次のとおり読み替えて適用します。

第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

区分 返還または追加保険料の算式 ① 第10条 (1) 次の算式により算出した額を返還または請求し により告げられます。 た内容が事実と 返還または 変更前 変更後 異なる場合にお 追加保険料 \mathcal{O} \mathcal{O} いて、保険料を の額 保険料 保険料 変更する必要が あるとき。 ② 危険増加が生 ア.変更後の保険料が変更前の保険料よりも高く なる場合は、次の算式により算出した額を請求 じた場合または 危険が減少した します。 場合において、 追加保険料 保険料を変更す の額 る必要があると 未経過期間 き。 変更後 変更前 における の の 月数(注) 保険料 保険料 12 ③ ①および②の イ.変更後の保険料が変更前の保険料よりも低く なる場合は、次の算式により算出した額を返還 ほか、保険契約 します。 締結の後、保険 契約者が書面を もって保険契約 返還 変更前 変更後 保険料 の条件の変更を \mathcal{O} σ X 保険料 当会社に通知 の額 保険料 し、承認の請求 を行い、当会社 既経過期間 がこれを承認す における 1 -る場合におい 月数(注) て、保険料を変 12 更する必要があ るとき。

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または(1) ②の規定による 追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもか かわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)(3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (5)(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(2) 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合) 保険契約の無効または失効等の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1

46

年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保 険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等におい て、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	返還保険料の算式
① 第14条(保険	保険料は返還しません。
契約の無効)	
(1) の規定に	
より保険契約が	
無効となる場合	
② 第14条 (2)	その無効となる保険金額に対応する保険料を返
の規定により保	還します。
険契約の全部ま	
たは一部が無効	
となる場合	
③ 保険契約が失	次の算式により算出した額を返還します。
効となる場合ま	
たはこの保険契	
約が付帯されて	返還保険料の
いる保険契約が	額
その普通保険約	
款の規定により	
保険金が支払わ	 既経過期間 、
れたために終了	における \
した結果、この	│ │ 保険料 │×
保険契約が第33	12
条(付帯される	12
保険契約との関	
係) (2) の規	
定により終了す	
る場合	

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(3) 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)を次のとおり 読み替えて適用します。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

Γ

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	返還保険料の算式		
① 第17条 (保険	保険契約締結時にさかのぼって、取り消された		
金額の調整)	部分に対応する保険料を返還します。		
(1) の規定に			
より、保険契約			
者がこの保険契			
約を取り消した			
場合			
② 第17条 (2)	次の算式により算出した額を返還します。		
の規定により、 保険契約者が保 険金額の減額を 請求した場合	返還 保険料 の額 = (減額前の 保険金額 に対応す る保険料 - (減額後の 保険金額 に対応す る保険料 (これにす る保険料) × 1 - (1		

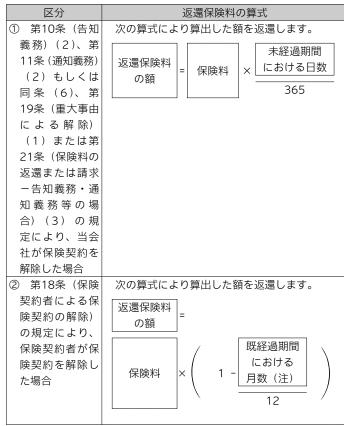
(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4)第25条(保険料の返還-解除の場合)を次のとおり読み替えて 適用します。

Γ

第25条 (保険料の返還-解除の場合)

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。



(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (5)第11条(通知義務)(1)の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である生活用動産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日(注1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所(注2)を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。
 - (注1) 住民票の転出日をいいます。
 - (注2) 住民票の転入地をいいます。

特約

(1) 地震火災費用保険金支払割合変更特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金支払に関する特則)

普通保険約款補償条項第4条(保険金の支払額)(5)③の規定にかかわらず、当会社が同条項第2条(保険金を支払う場合)(1)⑫の地震火災費用保険金として支払う保険金の額は、下表の「支払保険金の額」に従い算出した額とします。

保険金の種類	支払保険金の額		
③ 第2条(1)	1回の事故(注1)につき、1敷地内ごとに次		
⑫の地震火災費	の算式(注2)によって算出した額を地震火災費		
用保険金	用保険金として支払います。		
	地震火災費用 保険金の額 = 保険 x 保険証券記載の 支払割合		

- (注1) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。
- (注2) 算式の保険金額は、保険金額が再調達価額を超える場合は、 再調達価額とします。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2)ドアロック交換費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義		
ح	ドアロック	ドアの錠をいいます。		
	ドアロック	ドアロックの交換に必要な費用をいいます。		
	交換費用			

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、保険証券記載の建物のドア(注)のかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者が負担したドアロック交換費用に対して、この特約の規定に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(注) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、ドアロック交換費用保険金を支払いません。

			事	由
1	保険契約者、	被保険者	(注1)	またはこれらの者の法定代理人の
古	故意もしくは重大な過失または法令違反			

- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者の配偶者、被保険者またはその配偶者と生計を共にする 同居の親族、被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未 婚の子の行ったまたは加担した犯罪行為
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、ドアロック交換費用保険金を支払いません。

事由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) 使用溶燃料を含みます。
 - (注2)原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当会社は、第2条(保険金を支払う場合)のドアロック交換費用保険金として、被保険者が実際に支出したドアロック交換費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべきドアロック交換費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、ドアロック交換費用の額から差し引いた額に対してのみドアロック交換費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求) (1)の規定中「事故による損害が発生した時」とあるのは「ドアロック交換費用を負担した時」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(3) 防犯装置設置費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語		定義
ほ	防犯装置設	保険期間中に発生した犯罪行為と同種の犯罪行為
	置費用	を防止するために被保険者が負担した建物の改造費
		用をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為(注)が発生し、かつ、被保険者が防犯装置設置費用を負担した場合に、この費用のうち当会社が認めた費用に対して、この特約の規定に従い、防犯装置設置費用保険金を支払います。

(注) 不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、保険契約者または 被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限ります。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、防犯装置設置費用保険金を支払いません。

事由

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の 故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者の配偶者、被保険者またはその配偶者と生計を共にする 同居の親族、被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未 婚の子の行ったまたは加担した犯罪行為
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、防犯装置設置費用保険金を支払いません。

事由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1)使用済燃料を含みます。
 - (注2) 原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、前条の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に支払った防犯装置設置費用に対しては、防犯装置設置費用保険金を支払いません。

第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の防犯装置設置費用保 険金として、被保険者が実際に支出した防犯装置設置費用の額を支 払います。ただし、1回の事故につき、20万円を限度とします。
- (2) 第2条(保険金を支払う場合)により支出した費用に対し、次のいずれかの給付等がある場合は、その額を差し引いた額を実際に支出した費用とみなします。
 - ① 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
 - ② 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(注)
 - (注) この保険契約によって保険金を支払うべき費用に対して保険金 または共済金を支払うべき他の保険契約等により支払われた保険金 または共済金を除きます。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき防犯装置設置費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、防犯装置設置費用の額から差し引いた額に対してのみ防犯装置設置費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求) (1)の規定中「事故による損害が発生した時」とあるのは「防犯装置 設置費用を負担した時」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(4) 臨時賃借・宿泊費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語		定義
り	臨時賃借·	臨時に賃貸住宅を賃借した場合または宿泊施設を
	宿泊費用	利用したことによって生じる費用をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1) ①から同条(1) ⑥まで、同条(1) ⑧または同条(1) ⑨の事故によって保険の対象(注1) が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、この特約の規定に従い、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣(注2) が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となったとき (注3)。
- ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が 半損以上となったとき(注3)、またはその家財が全損となった とき(注4)。
- (注1) 普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(3)⑥に掲げる物を除きます。
- (注2) 垣には生垣を含みます。
- (注3) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を被った部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注4) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払いません。

重山

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の 故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1) に対しては、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払いません。

事中

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - (注2)使用済燃料を含みます。
 - (注3)原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の臨時賃借・宿泊費用保険金として、被保険者が実際に支出した臨時賃借・宿泊費用の額を支払います。ただし、1か月につき10万円かつ1回の事故につき6か月(注)を限度とします。

(注) 1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月とみなします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき臨時賃借・宿泊費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、臨時賃借・宿泊費用の額から差し引いた額に対してのみ臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求) (1)の規定中「事故による損害が発生した時」とあるのは「臨時賃借・ 宿泊費用を負担した時」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(5)屋外設備・装置等補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (補償対象外)

当会社は、この特約により、普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(3)⑥に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(6)屋外設備・装置等支払限度額倍額特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金の支払限度額)

当会社は、この特約により、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 補償条項第4条(保険金の支払額)(3)の規定中「50万円」とあるのは「100万円」
- ② 保険金の時価払に関する特約第2条(保険金支払に関する特則)(3)の規定中「50万円」とあるのは「100万円」

(7) 専用使用権付共用部分修理費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
せ	専用使用権	区分所有された共同住宅の居住者で構成される管
	付共用部分	理組合の規約に基づき、区分所有者が専ら使用また
		は管理するドア、バルコニーまたは物入れ等をいい
		ます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から同条(1)⑥まで、同条(1)⑧または同条(1)⑨の事故によって保険証券記載の建物の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき修理した場合は、修理に要する費用に対して、この特約の規定に従い、専用使用権付共用部分修理費用保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由または損害によって生じた費用に対しては、専用使用権付共用部分修理費用保険金を支払いません。

第4条 (保険金の支払額)

当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の専用使用権付共用部分修理費用保険金として、被保険者が実際に負担した専用使用権付共用部分修理費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごと

に10万円を限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき専用使用権付共用部分修理費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、専用使用権付共用部分修理費用の額から差し引いた額に対してのみ専用使用権付共用部分修理費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求) (1)の規定中「事故による損害が発生した時」とあるのは「専用使用権付共用部分修理費用を負担した時」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(8) 持ち出し家財補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
ŧ	持ち出し家	普通保険約款の保険の対象である家財のうち、次
	財	の①から④までに該当する者によって保険証券記載
		の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。
		なお、被保険者または被保険者と同居の親族が保険
		証券記載の建物外で取得(注)し、保険証券記載の
		建物に持ち帰るまでの間の家財を含みます。
		♠ \text{\tin\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texit{\ti}\xintt{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\t
		① 被保険者
		② 被保険者の配偶者
		③ 被保険者またはその配偶者の同居の親族
		④ 被保険者またはその配偶者の別居の未婚
		の子
		(注)日本国内で取得した家財に限ります。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、家財が保険の対象である場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、日本国内において生じた偶然な事故により持ち出し家財について生じた損害に対して、この特約の規定に従い、持ち出し家財保険金を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる損害が生じた場合は、その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払います。
 - ① 保険証券記載の建物外における生活用の通貨、小切手、乗車券等、切手または印紙の盗難による損害。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
 - ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手 の振出人に盗難を通知(注1)し、かつ、振出人を通じて小切 手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。

- イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
- ② 保険証券記載の建物外における生活用の預貯金証書の盗難による損害。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
 - ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金 先あてに被害の届出をしたこと。
 - イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された(注2) こと。
- (注1)被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を 第三者に不正に利用され、預貯金口座から利用代金が引き落とされ た場合を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約においては、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)(1)から同条(4)までの損害および同条項第2条(保険金を支払う場合)(1)⑨に規定する不測かつ突発的な事故による同条項第3条(5)の損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、持ち出し家財保険金を支払いません。

- ① 持ち出し家財の置引きによる損害
- ② 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた損害
- ③ 自転車および原動機付自転車(注)ならびにこれらの付属品に生じた損害
- (注) 道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の持ち出し家財保険金として、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とし、次の算式(注1)(注2)によって算出した額を支払います。

持ち出し家財 = 損害

損害の額

- (注1) 美術品等で、1個または1組ごとの損害の額が30万円を超える場合は、算式の損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなします。
- (注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、算式の損害の額に含まれるものとし、その再調達価額を限度とします。ただし、美術品等の場合は、その保険価額を限度とします。なお、持ち出し家財保険金を支払う前にその持ち出し家財が回収された場合は、回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (2)(1)の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式(注2)によって算出した額とします。

損害の額 (注3)

修理費

修理に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額

- (注1) 保険の対象が美術品等の場合は保険価額とします。
- (注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注3) 保険の対象が美術品等以外の場合は、その保険の対象の再調達価額を限度とし、保険の対象が美術品等の場合は、その保険の対象の保険価額を限度とします。

- (3) 第2条(保険金を支払う場合)(2)①の通貨、小切手、乗車券 等、切手または印紙の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につ き、5万円を限度とし、その損害の額(注)を持ち出し家財保険金 として、支払います。
 - (注) 乗車券等の盗難の場合は、その乗車券等の経路および等級の範 囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用を損害の額とします。
- (4) 第2条(保険金を支払う場合)(2)②の預貯金証書の盗難の場 合には、当会社は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額 を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。

第5条 (普通保険約款との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用 します。
 - ① 基本条項第20条 (残存物および盗難品の帰属) の規定中「補 償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金」とあ るのは「第2条(保険金を支払う場合)の持ち出し家財保険金」
 - ② 基本条項第20条の規定中「損害保険金」とあるのは「持ち出 し家財保険金」
- (2) 当会社は、この特約の適用においては、次の規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第4条(通知義務)の規定
 - ② 普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合) (1) ④の規定
 - ③ 普通保険約款補償条項に定める費用保険金の支払に関する規定

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(9)美術品等の明記に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価
		額をいいます。ただし、保険の対象が明記物件の定
		義①に掲げる物の場合は、損害が生じた地および時
		におけるその保険の対象と同等と認められる物の市
		場流通価格をいいます。
	保険の対象	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応
	の価額	じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。ただ┃
		し、保険の対象が明記物件の定義①に掲げる物の場
		合は、保険価額をいいます。
		(注)別表に掲げる額を限度とします。
め	明記物件	次に掲げる物をいいます。
		① 1個または1組の価額が30万円を超える美術
		品等
		② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これ
		らに類する物

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、家財が保険の対象である場合で、かつ、保険証券にこの 特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険証券への明記)

当会社は、この特約により、普通保険約款補償条項第1条(保険の対 象の範囲)(2) または同条(7) の規定にかかわらず、保険金額とと もに保険証券に明記された明記物件については、この特約の規定に従い、 保険の対象とします。

第3条 (保険金支払に関する特則)

(1) 普通保険約款補償条項第4条(保険金の支払額)の規定にかかわ らず、保険証券に明記された明記物件に対して当会社が普通保険約 款補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の保険金として支 払う保険金の額は、下表の「支払保険金の額」に従い算出した額と します。

保険金の種類

補償条項第2条

(1) ①および 同条(1)③か ら同条(1)⑥ までの損害保険 余

支払保険金の額

① 普通保険約款 ア. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上 の場合

> 保険金額を限度とし、次の算式(注1)によっ て算出した額を損害保険金として支払います。 ただし、盗難による損害が生じたときは、1回 の事故につき、1個または1組ごとに100万円 を限度とします。

損害保険金 の額

損害の額

イ. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より

保険金額を限度とし、次の算式(注1)によっ て算出した額を損害保険金として支払います。 ただし、盗難による損害が生じたときは、1回 の事故につき、1個または1組ごとに100万円 を限度とします。

損害保険金 の額

損害 の額

保険金額

保険価額の80% に相当する額

② 普通保険約款 補償条項第2条 (1) ②の損害 保険金

- ア. 保険証券の補償範囲の「風災・雹災・雪災」 の欄に「Ⅰ型」と記載されている場合
- (ア) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以 上のとき。

保険金額を限度とし、次の算式(注2)に よって算出した額を損害保険金として支払い ます。

損害保険金 の額

損害の額

免責金額

(イ) 保険金額が保険価額の80%に相当する額よ

保険金額を限度とし、次の算式(注2)に よって算出した額を損害保険金として支払い ます。

損害保険金 の額

損害 免責 の額 金額 保険金額

保険価額の80% に相当する額

- イ. 保険証券の補償範囲の「風災・雹災・雪災」 の欄に「Ⅱ型」と記載されている場合
- (ア) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以 上のとき。

損害の額(注3)が20万円以上となった場 合に、保険金額を限度とし、次の算式によっ て算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

損害の額

(イ) 保険金額が保険価額の80%に相当する額よ り低いとき。

損害の額(注3)が20万円以上となった場 合に、保険金額を限度とし、次の算式によっ て算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

損害

の額

=

保険金額

保険価額の80% に相当する額

補償条項第2条 (1) ⑧の損害 保険金

③ 普通保険約款 ア. 保険証券に記載された明記物件に保険価額の 30%以上の損害が生じた場合

> 保険金額を限度とし、次の算式によって算出 した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

損害の額

- イ. 保険証券に記載された明記物件を収容する建 物が、床上浸水または地盤面(注4)より 45cmを超える浸水を被った結果、保険証券に 記載された明記物件に保険価額の30%未満の損 害が生じた場合
- (ア) 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「 I 型」と記載されている場合

保険金額を限度とし、次の算式によって算 出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金 の額

損害の額

- (イ) 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「Ⅱ 型」と記載されている場合
 - a. 保険価額の15%以上30%未満の損害が 生じたとき。

1回の事故につき、1敷地内ごとに300 万円を限度とし、次の算式(注5)によっ て算出した額を損害保険金として支払いま す。

損害保険金 の額

保険金額

支払割合 (15%)

b. 保険価額の15%未満の損害が生じたと き。

1回の事故につき、1敷地内ごとに100 万円を限度とし、次の算式(注5)によっ て算出した額を損害保険金として支払いま す。

損害保険金 の額

保険金額 ×

支払割合 (5%)

c. a および b の損害保険金の合計額は、1 回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を 限度とします。

④ 普通保険約款 保険金

1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額 補償条項第2条を限度とし、次の算式(注2)によって算出した (1) ⑨の損害 額を損害保険金として支払います。

> 損害保険金 の額

指害の額

免責金額

⑤ 普通保険約款

時諸費用保険金

1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記 補償条項第2条 載の支払限度額を限度とし、次の算式によって算 (1) ⑩の事故 出した額を事故時諸費用保険金として支払います。 なお、事故時諸費用保険金と他の保険金との合計 額が保険金額を超えるときでも、事故時諸費用保 険金を支払います。

> 事故時諸費用 保険金の額

損害 保険金 保険証券 記載の 支払割合

⑥ 普通保険約款

保険金

損害保険金の10%に相当する額を限度とし、次 補償条項第2条 の算式によって算出した額を残存物取片づけ費用 (1) ⑪の残存 保険金として支払います。なお、残存物取片づけ 物取片づけ費用|費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を 超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支 払います。

> 残存物 取片づけ費用 保険金の額

残存物 取片づけ = 費用の額

⑦ 普通保険約款 火災費用保険金 す。

1回の事故(注6)につき、1敷地内ごとに 補償条項第2条 300万円を限度とし、次の算式(注5)によって (1) ⑫の地震 算出した額を地震火災費用保険金として支払いま

> 地震火災費用 保険金の額

保険金額

支払割合 (5%)

⑧ 普通保険約款 防止費用保険金

次の算式によって算出した額を損害防止費用保 補償条項第2条 険金として支払います。なお、損害防止費用保険 (1) ③の損害 金と他の保険金との合計額が保険金額を超えると きでも、損害防止費用保険金を支払います。

> 損害防止費用 保険金の額

損害防止 費用の額

- (注1) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険証 券に記載された明記物件を回収することができたときは、そのため に支出した必要な費用は、算式の損害の額に含まれるものとし、そ の保険価額を限度とします。なお、損害保険金を支払う前にその保 険証券に記載された明記物件が回収された場合は、回収するために 支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみな します。
- (注2) 算式の免責金額は、保険証券に免責金額の記載がない場合は 適用しません。
- (注3) 損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについ て、一括して行うものとします。
- (注4) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注5) 算式の保険金額は、保険金額が保険価額を超える場合は、保 険価額とします。
- (注6) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれ らによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。
- (2)(1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価 額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険証券に 記載された明記物件を修理することができるときには、次の算式(注 1) によって算出した額とします。

保険の対象	算式
明記物件の定義①に掲げる物	損害の額 (注2) = 修理費 - 残存物がある場合は、 その価額
明記物件の定義②に掲げる物	損害の額 (注2) = 修理費 - 修理によって保険 の対象の価額が 増加した場合は、 その価額
	その増加額(注3)

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- (注2) その保険の対象の保険価額を限度とします。
- (注3) 別表に掲げる額を限度とします。

第4条 (普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「再調達価額」とあるのは「保険価額」
- ② 補償条項第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(3)(注)の規定中「美術品等」とあるのは「保険証券に明記された明記物件」

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 減価額または増加額の限度額

減価額または増加額の限度額

再調達価額の50%に相当する額。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。

(10) 類焼損害補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、
		次年度以降については、それぞれの保険期間の初日
		応当日から1年間をいいます。ただし、最終年度に
		ついては、その期間が1年未満であっても、1契約
		年度とします。
し	主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	主契約家財	主契約の保険の対象である家財をいいます。
	主契約建物	主契約の保険の対象である建物をいいます。
	主契約被保	保険証券記載の被保険者をいいます。
	険者	
る	類焼補償被	類焼補償対象物の所有者をいいます。
	保険者	

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

み 民事調停法 (昭和26年/法律第222号)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、類焼補償被保険者とします。ただし、2人以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共用部分である場合は管理組合または管理組合法人を、類焼補償被保険者とみなして、第7条(保険金の支払額)から第9条(複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)までの規定を適用します。

第3条 (類焼補償対象物の範囲)

- (1) この特約における類焼補償対象物とは、居住の用に供する建物であって、その全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいるものまたはこれに収容される家財をいいます。
- (2)(1)の建物において、次に掲げる物は、類焼補償対象物に含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器 具のうち建物に付加したもの
 - ⑤ 門、塀もしくは垣(注)または物置、車庫その他の付属建物
 - (注) 垣には生垣を含みます。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、次に掲げる建物またはこれに収容される家財は、類焼補償対象物に含みます。
 - ① 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘(注1)
 - ② 常時、居住の用に供しうる状態にある空家(注2)
 - (注1) 営業用の貸別荘を除きます。
 - (注2) 建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。
- (4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、次に掲げる建物は、 類焼補償対象物に含みません。
 - ① 主契約建物
 - ② 主契約家財を収容する保険証券記載の建物(注1)
 - ③ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の 親族の所有する建物 (注2)
 - ④ 建築中または取りこわし中の建物(注3)
 - ⑤ 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する 建物(注4)
 - (注1) 共同住宅建物である場合は、主契約被保険者の占有する戸室 をいいます。
 - (注2) 共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。 ただし、区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者 または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有 持分を除きます。
 - (注3) 損害が発生した時に、世帯が現実に生活に営んでいたものを 除きます。
 - (注4) 区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を 除きます。
- (5) (1) から (3) までの規定にかかわらず、次に掲げる家財は、 類焼補償対象物に含みません。

- ① 主契約家財
- ② 主契約建物に収容される家財
- ③ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の 親族の所有(注1)、使用または管理する家財
- ④ 自動車(注2)
- ⑤ 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、切手または 印紙その他これらに類する物
- ⑥ 1個または1組の価額が30万円を超える美術品等
- ⑦ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、 帳簿その他これらに類する物
- ⑧ 動物または植物(注3)
- ⑨ 商品、見本品、事業用 竹器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの
- (注1) 共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保 険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。
- (注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注4)を除きます。
- (注3) 庭木を含みます。
- (注4) 道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。

第4条 (個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの類焼補償被保険者ごとに個別に適用します。
- (2)(1)の規定によって、第7条(保険金の支払額)(2)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、次の①の事故によって生じた②の損害に対して、この 特約の規定に従い、類焼損害保険金を支払います。

(1)	事故	王契約建物もしくはこれに収容される家財(注1)ま
		たは主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の
		建物(注1)から発生した火災、破裂または爆発。ただ
		し、主契約における第三者(注2)の所有物で主契約被
		保険者以外の者が占有する部分(注3)から発生した火
		災、破裂または爆発による場合を除きます。
2	損害	類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損(注4)。た
		だし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (注1) 普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定を準用します。
- (注2) 主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。
- (注3)区分所有建物の共用部分を含みます。
- (注4) 消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。
- (2) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、第11条(事故発生時の義務)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、次条に掲げる事由に該当しないときおよびこの保険契約の普通保険約款ならびにこれに付帯された他の特約の規定により主契約建物または主契約家財に生じた損害に対して損害保険金が支払われるときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、損害防止費用保険金を支払います。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる 費用(注2)
 - (注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。
 - (注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に 属するものを除きます。

第6条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

重山

- ① 保険契約者、主契約被保険者 (注1)、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 類焼補償被保険者 (注2) またはその法定代理人の故意もしくは 重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わない のは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。
- ③ ②に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注3)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (注1) 保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) ②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注 1) に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

事由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - (注2)使用済燃料を含みます。
 - (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第7条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第5条(保険金を支払う場合)(1)の類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた類焼補償対象物を修理することができるときには、次の算式(注2)によって算出した額とします。

損害の額 (注3)

修理費

修理に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額

- (注1) 類焼補償対象物が美術品等の場合は保険価額とします。
- (注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた類焼補償対象物を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、類焼補償対象物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注3) 類焼補償対象物が美術品等以外の場合は、その類焼補償対象 物の再調達価額を限度とし、類焼補償対象物が美術品等の場合は、 その類焼補償対象物の保険価額を限度とします。
- (2) 当会社は、保険証券記載の支払限度額(注)を限度として(1) の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。
 - (注) 当会社が類焼損害保険金を支払った場合は、支払限度額からその類焼損害保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険

期間に対する支払限度額とします。

- (3)(2)の規定にかかわらず、類焼補償対象物についてその全部ま たは一部を保険の対象とし、類焼補償被保険者の全部または一部を 被保険者とする他の保険契約等がある場合は、当会社は、(2)の 規定による支払限度額を限度に、(1)の規定によって算出した損 害の額から他の保険契約等の保険金および共済金の支払責任額(注) の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。
 - (注) 事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除き ます。
- (4)次の算式によって算出した額を第5条(保険金を支払う場合) (2) の損害防止費用保険金として支払います。なお、損害防止費 用保険金と他の保険金との合計額が(2)の支払限度額を超える場 合でも、損害防止費用保険金を支払います。

損害防止費用保険金の額 = 損害防止費用の額

(5) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当会社は、契約年 度ごとに(2)の規定を適用します。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき類焼損害保険金および損害防止費用保険金の額を 支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険 金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済 金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、 次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。 ただし、この保険契約の支払責仟額を限度とします。
 - ① 類焼損害保険金に関しては、損害の額
 - ② 損害防止費用保険金に関しては、損害防止費用の額

第9条 (複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)

- (1) 1回の事故において複数の類焼補償被保険者がある場合は、当会 社は、それぞれの類焼補償被保険者に対する支払責任額の割合に よって支払限度額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの類焼 補償対象物に対する支払限度額とみなし、第7条(保険金の支払額) の規定をおのおの別に適用します。
- (2) 当会社は、(1) の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定 することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被 保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、そ れぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法に基づく調停 の手続を行うことができます。

第10条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、類焼補償被保険者が、次のいずれかに該当する場合に は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の その類焼補償被保険者に係る部分を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供 与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経 営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認 められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められること。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過し ない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反 社会的勢力をいいます。
- (2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合で あっても、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除・解約の 効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じ た時から解除がなされた時までに発生した第5条(保険金を支払う

- 場合) の事故による損害および費用に対しては、当会社は、保険金 を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたと きは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3)(2)の規定は、(1)①から(1)⑤までのいずれにも該当しな い類焼補償被保険者に生じた損害および費用については適用しません。

第11条 (事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、類焼補 償対象物について損害が生じたことを知った場合は、次のことを履 行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対し ても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事 故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会 社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠 となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当 会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場 合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損 害が生じたことを知った場合は、類焼補償被保険者に対し、この保 険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。

第12条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な 理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金 額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止するこ とができたと認められる損害の額
 - ② 前条(1)②から同条(1)④まで、または同条(2)の規定 に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- (2) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な 理由がなく前条(1)④の書類に事実と異なる記載をし、またはそ の書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。

第13条 (残存物の帰属)

当会社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存 物について類焼補償被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社が これを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第14条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、事故による損害が発生した時か ら発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類ま たは証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければな りません。
 - ① 保険金の請求書
 - 損害の額を証明する書類
 - その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うた めに欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 類焼補償被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、か つ、保険金の支払を受けるべき類焼補償被保険者の代理人がいない ときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそ の旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、類焼補償被 保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 類焼補償被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、類焼補償被保険者と同居また は生計を共にする3親等内の親族(注2)
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による類焼補償被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および類焼補償被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について類焼補償被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注1) 類焼補償被保険者が前条(2) および同条(3) の規定による手続を最も遅く完了した日をいいます。
 - (注2) 再調達価額または保険価額を含みます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を類焼補償被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日 数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180日
調査結果の照会(注3)	
② (1)①から(1)④までの事項を確認するため	90日
の、専門機関による鑑定等の結果の照会	900
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	60Fl
(1)①から(1)⑤までの事項の確認のための調査	

- ④ (1) ①から(1) ⑤までの事項の確認を日本国内 において行うための代替的な手段がない場合の日本国 外における調査
- 180日
- (注1) 類焼補償被保険者が前条(2) および同条(3) の規定による手続を最も遅く完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条 (時効)

保険金請求権は、第14条(保険金の請求)(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払った場合は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 類焼補償被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 類焼補償被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われ ていない損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに類焼補償被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、主契約被保険者および類焼補償被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第18条 (代位求償権不行使)

前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を 当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第19条 (借用戸室等における場合の読替規定)

主契約建物が借用戸室を有している場合または主契約建物が借用一戸建である場合には、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第3条 (類焼補償対象物の範囲) (5) ②の規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは「主契約建物に収容される家財。ただし、主契約建物が借用戸室を有している場合には、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借用戸室に収容される家財に限ります。」
- ② 第5条(保険金を支払う場合)(1)(注2)の規定中「主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。」とあるのは「主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族および主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者を除きます。なお、主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者には、保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。」

第20条 (普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(告知義務)および同条項第4条(通知義務)の規定中「被保険者」とあるのは「主契約被保険者」と読み替えて適用します。

第21条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(11) 個人・受託品賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェ
		ア、データ等の無体物および特許権、実用新案権、
		意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
	財物の損壊	受託品以外の財物の滅失、破損もしくは汚損をい
		い、紛失、盗取および詐取を含みません。
し	住宅	保険証券記載の建物をいい、同一敷地内の動産お
		よび不動産を含みます。
	受託品	被保険者が管理する財物で第3条(受託品の範囲)
		に規定するものをいいます。
	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
ほ	本人	保険証券の本人欄に記載された者をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、本人のほか次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。
 - ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
 - (注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。
 - (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。
- (2)(1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

第3条 (受託品の範囲)

この特約における受託品は、被保険者が受託した財物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

① 通貨、預貯金証書(注1)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、記章、自己作成したビデオ・写真・フロッピー等そ

の他これらに準ずる物

- ② 美術品等
- ③ 自動車(注2)、原動機付自転車(注3)、船舶、航空機、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品
- ④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑤ 被保険者が山岳登はん(注4)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注5)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 動物および植物(注6)
- ② 建物およびその付属設備(注7)ならびにその屋外設備・装置 (注8)
- ⑧ 移動体通信端末機器および携帯式電子機器 (注9) ならびにこれらの付属品
- ⑨ ドローンその他の無人航空機、模型航空機(注10) およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品について生じた 損害
- ⑩ 公序良俗に反する物
- (注1) 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- (注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注3) を除きます。
- (注3) 道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (注4) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (注5) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
- (注6) 庭木を含みます。
- (注7) 普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(3)① から同条(3)④までに掲げるものをいいます。
- (注8) 普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(3)⑤ および同条(3)⑥に掲げる物をいいます。
- (注9)「移動体通信端末機器および携帯式電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。
- (注10) 遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。

第4条 (個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2)(1)の規定によって、第7条(支払保険金の計算)①アおよび 同条②アに定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額される ものではありません。

第5条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下表のとおり保険金を支払います。

保険の種類	保険金の支払条件
① 個人賠償保険	当会社は、被保険者が日本国内において次の
	事故により他人の身体の障害または他人の財物
	の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具
	(注1) の運行不能(注2) について、法律上
	の損害賠償責任を負担することによって被った
	損害に対して、この特約の規定に従い、保険金
	を支払います。
	(ア) 住宅の所有、使用または管理に起因する
	偶然な事故

		(イ)被保険者の日常生活(注3)に起因する
		偶然な事故
2	受託品賠償保険	当会社は、被保険者が日本国内において受託
		した受託品が日本国内において次に掲げる間に
		損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこ
		とにより、受託品について正当な権利を有する
		者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を
		負担することによって被る損害に対して、この
		特約の規定に従い、保険金を支払います。
		(ア) 受託品が、住宅内に保管されている間
		(イ) 受託品が、被保険者によって日常生活上
		の必要に応じて一時的に住宅外で管理され
		ている間

- (注1) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注4) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (注2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注5) のみに起因するものを除きます。
- (注3) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
- (注4) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (注5) 特定の者への伝達を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、保険の種類ごとに「×」印が付された事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

	保険(D種類
事由	個人	受託品
	賠償保険	賠償保険
① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれ	×	×
らの者の法定代理人の故意	^	
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、		
内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま	×	×
たは暴動		
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	×	×
④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質		
(注2)によって汚染された物(注3)の放	×	×
射性、爆発性その他有害な特性の作用または	^	^
これらの特性に起因する事故		
⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故		
またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生	×	×
じた事故		
⑥ ④に規定した以外の放射線照射または放射	×	×
能汚染	^	_ ^

- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、保険の種類ごとに「×」印が付された損害賠償責任を 負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

	保険0	の種類
損害賠償責任	個人	受託品
	賠償保険	賠償保険
① 被保険者の職務(注1)に直接起因する損害賠償責任	×	×
② 専ら被保険者の職務(注1)の用に供される動産または不動産(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	×	×
③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任	×	×
④ 被保険者の使用人(注3)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任	×	_
⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任	×	×
⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物 の損壊についてその財物につき正当な権利を 有する者に対して負担する損害賠償責任	×	_
⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責 任	×	×
⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任	×	×
⑨ 航空機、船舶(注4)、車両(注5)または 銃器(注6)の所有、使用または管理に起因 する損害賠償責任	×	×
⑩ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任	_	×
① 直接であると間接であるとを問わず、被保 険者がその受託品を使用不能にしたことに起 因する損害賠償責任(注7)	_	×
⑩ 受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任	_	×

(注1) 家事を除きます。

- (注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務(家事を除きます。)の用 に供される場合は、その部分を含みます。
- (注3)被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (注4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注5) ゴルフ場構内におけるゴルフカートおよび原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注6) 空気銃を除きます。
- (注7) 収益減少に基づく賠償責任を含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、受託品賠償保険の保険金を支払いません。

損害

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格(注1)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(注2)を運転している間に生じた事故によって生じた損害
- ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

- ④ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑤ 受託品の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、 さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵 もしくは自然発熱によって生じた損害その他類似の事由によって生 じた損害
- ⑥ ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ⑦ 受託品に生じた自然発火または自然爆発によって生じた損害
- ⑧ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑨ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑩ 被保険者以外の者に転貸されている間における受託品の損壊、紛失または盗取により生じた損害
 - (注1) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注2) 道路運送車両法第2条 (定義) 第3項に定める原動機付自転車をいいます。

士北伊隆全の計算

第7条 (支払保険金の計算)

伊隆の番組

当会社の支払う保険金の額は、下表のとおりとします。

保険の種類	支払保険金の計算	
① 個人賠償保険	ア. 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額	
	は、次の算式により算出した額とします。ただ	
	し、保険証券記載の保険金額を限度とします。	
	支払保険金 の額 被保険者が損害賠償請求権 者に対して負担する法律上 の損害賠償責任の額(注)	
	被保険者が損害賠償請求権者に対して損 = 賠償金を支払ったことにより代位取得 するものがある場合は、その価額	
	- 保険証券に免責金額の記載がある場合は その免責金額	
	イ. 当会社は、アに定める保険金のほか、次条の 費用の合計額を支払います。	
② 受託品賠償保	ア. 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額	
険	は、次の算式により算出した額とします。ただ	
	し、保険証券記載の保険金額を限度とします。	
	支払保険金 の額 被保険者が損害賠償請求権 者に対して負担する法律上 の損害賠償責任の額(注)	
	被保険者が損害賠償請求権者に対して損 = 賠償金を支払ったことにより代位取得 するものがある場合は、その価額	
	- 保険証券に免責金額の記載がある場合は その免責金額	
	イ. 当会社は、アに定める保険金のほか、次条の	

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延 損害金の額を含みます。なお、受託品については、もし保険事故が なければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。

費用の合計額を支払います。

第8条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第10条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または 拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第10条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をす

るために要した費用

- ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第12条(損害賠償責任解決の特則)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。

第9条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または本人が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、本人以外の被保険者が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。 (注)その被保険者に係る部分とします。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アから(1)③オまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する被保険者

に生じたこの特約に基づき保険金を支払うべき損害 (注)

(注)前条に規定する費用のうち、(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第10条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、 次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる 者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社 の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただ し、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場 合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起 された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②、同条③または同条⑥から同条⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をする ことによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは 同条⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証 拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当 会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (損害賠償責任解決の特則)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決にあたることができます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、正当な理由がなく(2) の協力に応じない場合は、(1) の規定は適用しません。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害の額を証明する書類
 - ④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに 代わるべき書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償 請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異 なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第15条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、 保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害 について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既 に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金 の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注1)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
 - (注2)被害受託品の価額を含みます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180日
調査結果の照会(注3)	
② (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	90⊟
の、専門機関による鑑定等の結果の照会	900
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその	
程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障	120日
害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	600
(1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	60⊟
⑤ (1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内	
において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180日
外における調査	

- (注1)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条 (時効)

保険金請求権は、第14条(保険金の請求)(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金 を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、 移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権(注)の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われて いない損害の額を差し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第18条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 (注)について先取特権を有します。
 - (注) 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)(注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または(2)④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注) 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険金額が、前条(2)②または同条(2)③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第8条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第20条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(12) 受託品賠償補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に個人・受託品賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (受託品賠償の補償対象外)

当会社は、この特約により、個人・受託品賠償責任補償特約第5条(保 険金を支払う場合)②の規定を適用しません。

(13) 個人賠償責任国外補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に個人・受託品賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) 当会社は、この特約においては、普通保険約款基本条項第2条 (保険責任のおよぶ地域)の規定は適用しません。
- (2) この特約については、個人・受託品賠償責任補償特約第5条(保 険金を支払う場合)①の規定中「日本国内」とあるのは「日本国内 外」と読み替えて適用します。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、他人の身体の障害または他人の財物の損壊を伴わない軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)の運行不能(注2)については、日本国内で発生した運行不能に限ります。
 - (注1) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注3) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
 - (注2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注4) のみに起因するものを除きます。
 - (注3) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を 走行する陸上の乗用具として取り扱います。
 - (注4)特定の者への伝達を含みます。

第3条 (保険金の支払方法に関する特則)

- (1)当会社は、免責金額または保険金額の通貨単位にかかわらず、保険金支払地の属する国の通貨により保険金を支払うことができます。
- (2) 支払保険金、免責金額または保険金額に関し、通貨単位の換算が必要な場合は、保険金支払について当会社と被保険者または保険金を受け取るべき者との間に協定が成立した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により換算します。

(14) 個人賠償責任保険包括契約に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義		
き	居住用戸室	保険証券記載の建物に所在して居住の用に供され		
		る戸室をいい、同戸室に居住する者の占有する敷地		
		内の動産および不動産を含みます。		
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェ		
		ア、データ等の無体物および特許権、実用新案権、		
		意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。		
	財物の損壊	財物の滅失、破損もしくは汚損をいい、紛失、盗		
		取および詐取を含みません。		
し	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。		

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 居住用戸室に居住している者
 - ② 居住用戸室に居住している者の配偶者
 - ③ 居住用戸室に居住している者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 居住用戸室に居住している者またはその配偶者の別居の未婚の 子
 - ⑤ 居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない者
 - ⑥ 居住用戸室に居住している者が未成年者または責任無能力者である場合は、居住用戸室に居住している者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住用戸室に居住している者を監督する者(注1)。ただし、居住用戸室に居住している者に関する事故に限ります。
 - ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
 - (注1) 監督義務者に代わって居住用戸室に居住している者を監督する者は、居住用戸室に居住している者の親族に限ります。
 - (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。
- (2)(1)の居住用戸室に居住している者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

第3条 (個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2)(1)の規定によって、第6条(支払保険金の計算)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条 (保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内において被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)の運行不能(注2)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 第2条(被保険者の範囲)(1)①から同条(1)④までの被保険者の日常生活(注3)に起因する偶然な事故
- (注1) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、 モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイド

ウェイバス (注4) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

- (注2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注5) のみに起因するものを除きます。
- (注3) 居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
- (注4) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (注5)特定の者への伝達を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

事由

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の 数章
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)使用済燃料を含みます。
 - (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

損害賠償責任

- ① 被保険者の職務(注1)に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務(注1)の用に供される動産または不動産 (注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人(注3)が被保険者の事業または業務に従事中 に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する 損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注4)、車両(注5)または銃器(注6)の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (注1) 家事を除きます。
 - (注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務(家事を除きます。)の用に供される場合は、その部分を含みます。
 - (注3)被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
 - (注4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - (注5) ゴルフ場構内におけるゴルフカートおよび原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - (注6)空気銃を除きます。

第6条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

支払保険金の額

被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額(注)

被保険者が損害賠償請求権者に対して - 損害賠償金を支払ったことにより 取得するものがある場合はその価額 保険証券に免責金額 の記載がある場合は、 その免責金額

- (注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延 損害金の額を含みます。
- (2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次条の費用の合計額を支払います。

第7条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第9条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第9条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をする ために要した費用
- ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第11条(損害賠償責任解決の特則)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしく は調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要 な手続をするために要した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。

第8条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険 金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさ せようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大

な事由を生じさせたこと。

- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
 - (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アから(1)③オまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する被保険者に生じたこの特約に基づき保険金を支払うべき損害(注)
 - (注)前条に規定する費用のうち、(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第9条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、 次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ.事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる 者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、 その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社 の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただ し、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場 合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起 された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当 会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違 反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条②、同条③または同条⑥から同条®までの規定に違反した 場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をする ことによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額 (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含み
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは 同条⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証 拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当 会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (損害賠償責任解決の特則)

ます。

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決にあたることができます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、正当な理由がなく(2) の協力に応じない場合は、(1) の規定は適用しません。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害の額を証明する書類
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償 請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、

法律上の配偶者に限ります。

- (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異 なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第14条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

1,2,1,1	
照会または調査	日数
① (1)①から(1)④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180日
調査結果の照会(注3)	
② (1)①から(1)④までの事項を確認するため	00 🗆
の、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその	
程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障	120日
害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	60⊟
(1)①から(1)⑤までの事項の確認のための調査	000
⑤ (1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内	
において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180日
外における調査	

- (注1)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第13条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金 を支払ったときは、その債権(注) は当会社に移転します。ただし、 移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権(注)の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われて いない損害の額を差し引いた額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。
 - (注) 第7条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)(注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または(2)④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注) 第7条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険金額が、前条(2)②または同条(2)③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第7条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(15) 借家人賠償責任・修理費用補償特約

第1章 基本条項

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語			
b	貸主	佐我 借用戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。		
	借用戸室	被保険者が借用する住宅または戸室(注)をいい		
		ます。		
		(注)転居した場合は、転居先の住宅または戸室		
		をいいます。		
	住宅	保険証券記載の建物をいい、同一敷地内の不動産		
		を含みます。		
	修理費用	借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために		
		必要な費用をいいます。		
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高		
		潮・土砂崩れ・落石等をいいます。		
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による		
		事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、		
		融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。		
٢	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落		
		石を除きます。		
は	破裂または	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはそ		
	爆発	の現象をいいます。		
Ω	被保険者	保険証券記載の被保険者(注)をいいます。		
		(注) 保険証券記載の被保険者が未成年者または		
		責任無能力者である場合は、その親権者、その		
		他の法定の監督義務者および監督義務者に代		
		わって被保険者を監督する者(監督義務者に代		
		わって被保険者を監督する者は、被保険者の親		
		族に限ります。)。ただし、保険証券記載の被保		
		険者に関する事故に限ります。		
<i>1</i> 3\	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等		
		を除きます。		

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさ

せようとしたこと。

- ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
 - (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アから(1)③オまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する被保険者に生じた借家人賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(注)
 - (注)借家人賠償責任条項第4条(費用)に規定する費用のうち、(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第3条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損害また はその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを 履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる 者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社 の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただ

- し、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起 された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第4条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②または同条③もしくは同条⑥から同条⑧までの規定に違 反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは 同条⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証 拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当 会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 修理費用補償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が 修理費用を支出した時
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害の額を証明する書類
 - ④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに 伏わるべき事類
 - ⑤ 借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者 が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を

- 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異 なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変 造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第6条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、 当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険 金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180日
調査結果の照会(注3)	
② (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	90Fl
の、専門機関による鑑定等の結果の照会	900
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	60⊟
(1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	000
④ (1) ①から(1) ⑤までの事項の確認を日本国内	
において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180日
外における調査	

- (注1) 被保険者が前条(2) および同条(3) の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条 (時効)

保険金請求権は、第5条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金 を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、 移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権(注)の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われて いない損害の額を差し引いた額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 借家人賠償責任条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者の借用戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起 因する次の事故により損害(注1)を受けた場合において、被保険者が 借用戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担するこ とによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、借家人賠償責 任保険金を支払います。

- ① 火災、破裂または爆発
- ② 盗難
- ③ 給排水設備(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水 (注3)による水濡れ
- ④ 不測かつ突発的な事故(注4)
- (注1) ③の場合は、給排水設備(注2) 自体に生じた損害を除きます。
- (注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注3) 水が溢れることをいいます。
- (注4) ①から③までの事故を除きます。ただし、③の給排水設備

(注2) 自体に生じた事故は含みます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

事由

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の 故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 使用済燃料を含みます。
 - (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

損害賠償責任

- ① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する 損害賠償責任
- ⑤ 航空機、船舶(注1)、車両(注2)または銃器(注3)の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (注1) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - (注2) ゴルフ場構内におけるゴルフカートおよび原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - (注3)空気銃を除きます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注)に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

損害

- ① 借用戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害については除きます。
- ② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、 発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
 - (注) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- (4) 当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注)であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
 - (注) 落書きを含みます。

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条④の事故による借家人賠償責任保険金を支払いません。

損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③ 借用戸室に対する加工、修理等の作業(注1)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的 事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑤ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ① 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ® 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑨ 凍結によって借用戸室の給排水設備(注2)について生じた損害。ただし、給排水設備(注2)の損壊を伴う損害は除きます。
 - (注1) 借用戸室の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
 - (注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

第3条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社が1回の事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

支払保険金の額

| 被保険者が損害賠償請求権者に対して | | 負担する法律上の損害賠償責任の額(注)

被保険者が損害賠償請求権者に対して - 損害賠償金を支払ったことにより代位 取得するものがある場合は、その価額 保険証券に免責金額 の記載がある場合は、 その免責金額

- (注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延 損害金の額を含みます。
- (2) 当会社は、(1) に定める借家人賠償責任保険金のほか、次条の費用の合計額を支払います。

第4条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第3条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第3条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および次条の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第5条 (損害賠償責任解決の特則)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決にあたることができます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、正当な理由がなく(2) の協力に応じない場合は、(1) の規定は適用しません。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき借家人賠償責任保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ借家人賠償責任保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条 (先取特権)

- (1) この借家人賠償責任条項にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。 (注)第4条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
 - (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または(2)④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注)第4条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険金額が、前条(2)②または同条(2)③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 修理費用補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下表の事故の種類ごとに、それぞれの保険金の支払条件に該当する場合で、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に

自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この修理費用補償条項および基本条項に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、借家人賠償責任条項の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合は、修理費用保険金を支払いません。

事故の種類	保険金の支払条件	
① 火災、落雷、破	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって	
製・爆発		
21 1377	借用戸室について損害が発生した場合	
② 風災・雹災・	風災、雹 災または雪災によって借用戸室につ	
雪災	いて損害(注1)(注2)が発生した場合	
③ 建物外部からの	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、	
物体の落下・飛	接触もしくは倒壊または建物内部での車両もし	
来・衝突等	くはその積載物の衝突もしくは接触によって、	
	借用戸室について損害が発生した場合。ただし、	
	雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これ	
	らに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れま	
	たは②もしくは⑦の事故による損害を除きます。	
④ 給排水設備の事	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放	
故等による水濡れ	水または溢水(注3)による水濡れによって借	
	用戸室について損害が発生した場合。ただし、	
	②もしくは⑦の事故による損害または給排水設	
	備(注4)自体に生じた損害を除きます。	
	(ア) 給排水設備(注4)に生じた事故	
	(イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じ	
	た事故	
⑤ 騒 擾、労働争	^{じょう} 騒 擾およびこれに類似の集団行動(注5)ま	
議に伴う暴力・破	たは労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	
壊行為	によって借用戸室について損害が発生した場合	
⑥ 盗難	盗難によって借用戸室について盗取、損傷ま	
	たは汚損の損害が発生した場合	
⑦ 水災	水災によって借用戸室について損害が発生し	
	た場合	
⑧ 不測かつ突発的	不測かつ突発的な事故(注6)によって借用	
な事故	戸室について損害が発生した場合	
L		

(注1) 風、雨、雪、電、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借用戸室の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が②の事故によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。(注2)雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第6条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3条(事故発生時の義務)の規定に基づく義務を負うものとします。(注3)水が溢れることをいいます。

- (注4) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上または これに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる 状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (注6) ①から⑦までの事故を除きます。ただし、④(ア) の給排水 設備(注4) 自体に生じた事故は含みます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

事由

- ① 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主(注1) またはこれらの 者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (注1) 保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1) に対しては、修理費用保険金を支払いません。

事由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - (注2)使用済燃料を含みます。
 - (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注)に対しては、修理費用保険金を支払いません。

損害

- ① 借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、 発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
 - (注) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- (4) 当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - (注) 落書きを含みます。
- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条®の事故による修理費用保険金を支払いません。

損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③ 借用戸室に対する加工、修理等の作業(注1)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的 事故または機械的事故によって生じた損害
- ______ ⑤ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
- |⑦ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の | 他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ⑧ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑨ 凍結によって借用戸室の給排水設備(注2)について生じた損害。ただし、給排水設備(注2)の損壊を伴う損害は除きます。
 - (注1) 借用戸室の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
 - (注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

第3条 (保険金の支払額)

当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の修理費用保険金として、 1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とし、次の算式(注) によって算出した額を支払います。

修理費用保険金の額 = 修理費用の額 - 免責金額

(注) 算式の免責金額は、保険証券に免責金額の記載がない場合は適用しません。

第4条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき修理費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、修理費用の額から差し引いた額に対してのみ修理費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (3)(2)の修理費用保険金の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(16) 賠償事故解決特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	2の特約におい	(、次の用語の意味は、それそれ次の定義によります。
用語		定義
き	基本特約	借家人賠償責任・修理費用補償特約、個人・受託
		品賠償責任補償特約または個人賠償責任保険包括契
		約に関する特約をいいます。
は	賠償事故	日本国内において発生した次に掲げるものをいい
		ます。ただし、その賠償事故について、被保険者に
		対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判
		所に提起された場合を除きます。
		① 借家人賠償責任・修理費用補償特約借家人賠
		償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に規
		定する借用戸室に生じた損害
		② 個人·受託品賠償責任補償特約第5条(保険
		金を支払う場合)①に規定する他人の身体の障
		害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走
		行する陸上の乗用具の運行不能
		③ 個人賠償責任保険包括契約に関する特約第4
		条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身
		体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道
		上を走行する陸上の乗用具の運行不能

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に基本特約が適用されており、かつ、保険 証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第3条 (当会社による解決)

- (1)被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。
 - (注) 弁護士の選任を含みます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償 責任の総額が基本特約の規定に基づく保険証券記載の保険金額を 明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 基本特約に免責金額の適用がある場合(注)は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額を明らかに下回るとき。
 - (注) 保険証券に免責金額の記載がある場合をいいます。

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社がこの特約、普通保険約款および基本特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

損害賠償額

被保険者が損害賠償 請求権者に対して 負担する法律上の 損害賠償責任の額 次の①または②のうち、いずれか高い額

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
- ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求 と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して 損害賠償額を支払います。
- (5)(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6)(2)①から(2)③までのいずれかに該当する場合で、1回の 賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額 (注)が基本特約の規定に基づく保険証券記載の保険金額を超える と認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求 権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわら ず損害賠償額を支払いません。
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7)次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当会社がこの特約、普通保険約款および基本特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求 権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条 (損害賠償額の請求)

- (1) 当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 当会社の定める事故状況報告書
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠 償責任の額を示す示談書
 - ④ 損害を証明する書類
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定

- する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外 の配偶者(注1) または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第6条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の 規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完 了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額 を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に 対して損害賠償額を支払います。
 - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、 事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請 求権者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権 および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注)損害賠償請求権者が前条(2)および同条(3)の規定による 手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180⊟
調査結果の照会 (注3)	
② (1)①から(1)④までの事項を確認するため	
の、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、	90日
鑑定等の結果の照会	
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその	
程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障	120日
害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	

	④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	
	(1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	60∃
ľ	⑤ (1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内	
	において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180日
	外における調査	

- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2) および同条(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、
 - (1) または(2) の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条 (損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効に よって消滅した場合

第8条 (仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第2条(当会社による援助)または第3条(当会社による解決) (1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、基本特約の規定に基づく保険証券記載の保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2)(1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
 - (注) 利息を含みます。
- (3)(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から⑥までの規定はその貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
 - ① 借家人賠償責任・修理費用補償特約借家人賠償責任条項第3条 (支払保険金の計算)(1)ただし書
 - ② 個人・受託品賠償責任補償特約第7条(支払保険金の計算)① アただし書
 - ③ 個人・受託品賠償責任補償特約第7条②アただし書
 - ④ 個人賠償責任保険包括契約に関する特約第6条(支払保険金の計算)(1)ただし書
 - ⑤ 第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書
 - ⑥ 第4条(7)ただし書
 - (注) 利息を含みます。
- (4)(1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。 (注)利息を含みます。
- (5) 基本特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払 義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金と して支払われたものとみなします。

第9条 (基本特約との関係)

- (1) この特約については、基本特約をそれぞれ次のとおり読み替えて 適用します。
 - ① 借家人賠償責任・修理費用補償特約借家人賠償責任条項第4条 (費用) ④の全文は「被保険者の行う折衝または示談について被 保険者が当会社の同意を得て支出した費用」
 - ② 個人・受託品賠償責任補償特約第8条(費用) ④の全文は「被 保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を 得て支出した費用」
 - ③ 個人賠償責任保険包括契約に関する特約第7条(費用)④の全 文は「被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社 の同意を得て支出した費用」
- (2) 当会社は、この特約の適用においては、次の規定は適用しません。
 - ① 借家人賠償責任・修理費用補償特約借家人賠償責任条項第5条 (損害賠償責任解決の特則)
 - ② 個人・受託品賠償責任補償特約第12条(損害賠償責任解決の 特則)
 - ③ 個人賠償責任保険包括契約に関する特約第11条(損害賠償責任解決の特則)

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(17) 弁護士費用等補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義により ます。

	ます。	
用語		定義
し	時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた 1 時間あたり
		の委任事務処理単価にその処理に要した時間(注)
		を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。
		(注) 移動に要する時間を含みます。
	事件等	事件または法律事務をいいます。
	事故	偶然な事故をいいます。
	自賠責保険	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責
	等	任共済をいいます。
	住宅	保険証券記載の被保険者の居住の用に供される保
		険証券記載の建物をいい、敷地内の動産および不動
		産を含みます。
	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
そ	相談損害	被害について法律相談を行い、法律相談費用を負
		担することによって被った損害をいいます。
ち	着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成
		功があるものについて、その結果にかかわらず受任
		時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事
		務処理の対価をいいます。
て	手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で
		終了する事件等についての委任事務処理の対価をい
		います。
に	日常生活用	日常生活の用に供される動産をいいます。ただし、
	動産	次に掲げる物を除きます。
		① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、
		クレジットカード、印紙、切手その他これらに
		類するもの
		② 船舶、航空機、自動車(注1)、雪上オートバ

		ー イ、ゴーカートおよびこれらの付属品
		③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨
		」
		の価額が30万円を超えるもの
		④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これ
		らに類するもの _{じゅう}
		⑤ 商品、営業用 什器・備品その他これらに類す
		るもの
		(注1)自動三輪車および自動二輪車を含み、原
		動機付自転車(注2)を除きます。
		(注2)道路運送車両法第2条(定義)第3項に
		定める原動機付自転車をいいます。
	認定司法書	
	士	号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいい
14	中尚辛农夫	ます。
l9	賠償義務者	被保険者が被る被害にかかわる損害賠償請求を受
71	被害	ける者をいいます。 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または同条
0.	版 古	第2条(休候金を文払り場合)(1)①または円米 (1)②に該当する被害をいいます。ただし、同一
		(「) (の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみな
		し、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生
		したものとみなします。
_	弁護士損害	田償義務者に対する被害に関しての法律上の損害
	八岐工頂口	照價裁勿自に対する版合に因びその広停工の頂合
		て被った損害をいいます。
	弁護士等	弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
	弁護士費用	
	等	1 の あらかじめ当会社の承認を得て被保険者また
		はその法定相続人が委任した弁護士、司法書士
		または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士
		報酬(注1)または行政書士報酬(注2)
		② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した
		費用またはその他権利の保全もしくは行使に必
		要な手続きをするために要した費用
		(注1) 着手金および手数料については、弁護士
		または司法書士に委任した事件の対象に基づき
		算定される金額とします。また、報酬金につい
		ては、弁護士または司法書士への委任によって
		確保された利益に基づき算定される金額としま
		す。
		(注 2) 書類の作成および書類の提出手続の代理
		の対価として算定される金額とします。
Œ	報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成
10.	TKE/II	功があるものについて、その成功の程度に応じて弁
		護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対
		価をいいます。
	法定相続人	事故により被保険者が死亡した場合の法定相続人
	747C 101967 (をいいます。
	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいま
	四件旧跃	す。ただし、口頭による鑑定、電話による相談また
		はこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連
		終等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判
		断することが妥当であると認められる行為を含みま
		す。
		^ 。
		② 司法書士が行う、司法書士法第3条(業務)
		第1項第5号および同項第7号に規定する相談
		(注)
		号に規定する相談
		(注)「同項第7号に規定する相談」とは、司法書

	士法第3条第2項第1号から第3号までに定め
	る条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限
	ります。
法律相談費	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行
用	政書士に支払われるべき費用をいいます。
保険金	法律相談費用保険金および弁護士費用等保険金を
	いいます。

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、それぞれ 次のとおりとします。

	法令 (公布年/法令番号)		
き	行政書士法(昭和26年/法律第4号)		
し	自動車損害賠償保障法(昭和30年/法律第97号)		
	司法書士法(昭和25年/法律第197号)		

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、日本国内で生じた事故によって次のいずれかに該当する被害が生じた場合において、被保険者またはその法定相続人が被った相談損害に対して、この特約の規定に従い、法律相談費用保険金を支払います。
 - ① 被保険者が被った身体の障害
 - ② 保険証券記載の被保険者の居住の用に供される住宅または住宅 外における被保険者の日常生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損
- (2) 当会社は、日本国内で生じた事故によって被害が生じた場合において、被保険者またはその法定相続人が法律上の損害賠償請求権を有するときに、被保険者またはその法定相続人が被った弁護士損害に対して、この特約の規定に従い、弁護士費用等保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被害が生じた場合に は、保険金を支払いません。

事由

- ① 保険契約者、被保険者(注1)または保険金を受け取るべき者 (注2)の故意
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者相互間の事故
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた事故
- ⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響を受けているおそれがある状態での事故
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- _______ ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ③ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、不測かつ突発的な事 故によって生じた環境汚染に対しては、保険金を支払います。

- (晩) 住宅または日常生活用動産の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ⑤ 住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これによって生 じた身体の障害に対しては、保険金を支払います。
- ⑥ 住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗もしくは劣化または 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、 剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
- ⑪ ねずみ食い、虫食い等
- ⑱ 住宅または日常生活用動産の詐取または紛失
- ⑨ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産 (注6)の 滅失、損傷もしくは汚損
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) これらの者の代理人を含みます。
 - (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注4)使用済燃料を含みます。
 - (注5)原子核分裂生成物を含みます。
 - (注6) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 保険証券記載の被保険者
 - ② 保険証券記載の被保険者の配偶者
 - ③ 保険証券記載の被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 保険証券記載の被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2)(1)の保険証券記載の被保険者とそれ以外の被保険者との続柄は、被害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

第5条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の相談損害を被った場合に支払うべき法律相談費用保険金の額は、当会社の同意を得て負担した法律相談費用の額とします。ただし、1回の事故につき、被害を受けた被保険者1名あたり保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(2)の弁護士損害を被った場合に支払うべき弁護士費用等保険金の額は、被保険者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、当会社の同意を得て負担した弁護士費用等の額とします。ただし、別表1に掲げる弁護士費用等保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の事故につき、被害を受けた被保険者1名あたり保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (3)(1) および(2)における1回の事故とは、発生時期または発生場所がいかなる場合でも、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。
- (4)(1)の規定により1回の事故となるすべての事故は、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第7条 (保険金の削減)

(1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により請求の原因となる1回の法律相談中に当会社が支払責任を負担しない法律相談が含まれるときには、当会社は、前条(1)の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

この特約により支払の対象となる法律相談に要した時間

支払の対象となる法律相談と支払の対象とは ならない法律相談に要した時間の合計

(2)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(2)の弁護士費用等保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とはならない損害賠償請求を同時に行うときには、当会社は、前条(2)の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

この特約により支払の対象となる損害賠償請求額 支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とは ならない損害賠償請求の合計額

(3)(1)の規定は、被保険者が1回の事故に起因する法律相談を1回しか行わなかった場合には、適用しません。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
 - ① 法律相談費用保険金に関しては、法律相談費用の額
 - ② 弁護士費用等保険金に関しては、弁護士費用等の額

第9条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜 を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人 の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与してい ると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係 を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注1) 保険証券記載の被保険者に限ります。
 - (注2) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者(注)が(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
 - (注) 保険証券記載の被保険者以外の者に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が相談損害または弁護士損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による相談損害または弁護士損害

に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、 既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求する ことができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アから(1) ③才までのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アから(1) ③才までのいずれにも該当しない被保険者に生じた相談損害または弁護士損害については適用しません。

第10条 (保険期間と支払責任の関係)

当会社は、被害が保険期間中に発生し、かつ、その被害に対する法律相談または損害賠償請求が被害発生日からその日を含めて3年以内に開始された場合にのみ、第2条(保険金を支払う場合)(1)の法律相談費用保険金または同条(2)の弁護士費用等保険金を支払います。

第11条 (事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被害に 関して法律相談または法律上の損害賠償請求を行う場合で、被保険 者が法律相談費用または弁護士費用等を負担しようとするときは、 次のことを履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を事前に書面で当会社に通知すること。 ア. 被害発生の日時・場所、加害者の住所・氏名および被害の状況
 - イ. 法律相談および弁護士等への委任の概要
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠と なるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会 社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当会社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、訴訟の 取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞 なく当会社に通知しなければなりません。

第12条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な 理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、それによって 当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条(1) ①および同条(1) ③ならびに同条(2) の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、 これを行使することができるものとします。
 - ① 法律相談費用保険金の請求に関しては、相談損害が発生した時
 - ② 弁護士費用等保険金の請求に関しては、弁護士損害が発生した
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険

- 金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、別表2に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類を速やかに提出しなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査		日数
の、警察	①から(1)④までの事項を確認するため 冬、検察、消防その他の公の機関による捜査・ 艮の照会(注3)	180日

② (1)①から(1)④までの事項を確認するため	00 🗆
の、専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	60Fl
(1)①から(1)⑤までの事項の確認のための調査	000
④ (1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内	
において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180⊟
外における調査	

- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および 同条(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第13条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

- (1) 相談損害または弁護士損害が生じたことにより被保険者が相談損害または弁護士損害に対する損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその相談損害または弁護士損害に対して第2条(保険金を支払う場合)(1)の法律相談費用保険金または同条(2)の弁護士費用等保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が相談損害または弁護士損害の額の全額を第2条(1) の法律相談費用保険金または同条(2)の弁護士費用等保険金と して支払った場合

被保険者が取得した債権(注)の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権(注)の額から、第2条(1)の法律相談費用保険金または同条(2)の弁護士費用等保険金が支払われていない相談損害または弁護士損害の額を差し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条 (支払保険金の返還)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った 保険金の返還を求めることができます。
 - ① 弁護士等への委任取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 被害事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過する場合
 - ア. 被保険者がその訴訟について弁護士等に支払った弁護士費用 等の全額

- イ. 判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第2条(保険金を支払う場合)の規定により既に支払った弁護士費用等保険金の合計額
- (2)(1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は次の①および②のとおりとします。
 - ① (1) ①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用等保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② (1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条の規 定により支払われた弁護士費用等保険金の額を限度とします。

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 1 弁護士費用等保険金支払限度額

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ(1)から(5)までの規定によります。ただし、被保険者が日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

(1) 着手金

① 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益 (注1)に応じて次表に掲げる金額(注2)とします。

経済的利益(注1)	金額
ア. 125万円以下の場合	10万円
イ. 125万円を超え	経済的利益(注1)×8%
300万円以下の場合	
ウ. 300万円を超え	経済的利益(注1)×5%+9万円
3,000万円以下の場合	
エ. 3,000万円を超え	経済的利益(注1)×3%+69万円
3 億円以下の場合	
オ. 3億円を超える場合	経済的利益(注1)×2%+369万円

- ② 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当会 社が認めたときは、①の規定により計算される金額の25%を上 限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場 合であっても、50%(注3)を超えて増額することはできません。
 - ア. 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停 もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する 場合
 - イ. 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
 - ウ. 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合
 - エ. 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合
- ③ 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、①に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。
- (注1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の 資料により計算される被保険者が賠償されるべき相当な金額をい い、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払 提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自 動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みませ ん。
- (注2) 事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。
- (注3) 通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が認めた場合は、50%を超える割合とすることができます。

(2)報酬金

① 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益(注1)に応じて次表に掲げる金額(注2)とします。

	経済的利益(注1)	金額
ア.	300万円以下の場合	経済的利益(注1)×16%
1.	300万円を超え	経済的利益(注1)×10%
	3,000万円以下の場合	+18万円
ウ.	3,000万円を超え	経済的利益(注1)×6%
	3億円以下の場合	+138万円
I.	3 億円を超える場合	経済的利益(注1)×4%
		+738万円

② 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

(注2) 委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

(3) 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間(注1)1 時間あたり2万円。ただし、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分(注2)を上限とします。

(注1)事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書(原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。)により確認されたものとします。

(注2) 委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(4) 手数料

① 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動 車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業の請求におけ る手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とし ます。

	支払われる金額	金額		
ア.	150万円以下の場合	3万円		
イ.	150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%		

② ①以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

(5) その他の費用

日当および実費(注)等の(1)から(4)以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、 保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が生じた 額をいいます。

別表 2 保険金請求書類

保険金種類		法律相談	弁護士費用
提出	出書類(注1)	費用保険金	等保険金
1	保険金の請求書	0	0
2	保険証券	0	0
3	当会社の定める損害状況報告書	0	0

④ 公の機関(注2)の事故証明書	0	0
⑤ 被保険者の印鑑証明書	0	0
⑥ 法律相談を行った弁護士等による法		
律相談日時および法律相談内容につい	0	
ての証明書		
⑦ 法律相談料の領収書	0	
⑧ 弁護士等に委任したことを証明する		
書類		
⑨ 示談書その他これに代わる書類		0
⑩ 弁護士費用等の領収書		0

(注1) 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が 求めるものを提出しなければなりません。

(注2) やむを得ない場合には第三者とします。

(18) 支払用カード・個人情報不正使用被害等 補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義により ます。

	用語	定義
い	医学的他覚	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査
	所見	等により認められる異常所見をいいます。
え	ATM等	現金自動預払機・現金自動支払機等、支払用カー
		ドを使用して現金を引き出すことができる機器をい
		います。
き	金融取引	預貯金口座・ローン口座の開設、支払用カードの
		作成、金銭消費貸借契約・割賦販売契約の締結等の
		各種金融取引をいいます。
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、
		次年度以降については、それぞれの保険期間の初日
		応当日から1年間をいいます。ただし、最終年度に
		ついては、その期間が1年未満であっても、1契約
		年度とします。
2	個人情報	被保険者に関する情報であって、その情報に含ま
		れる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個
		人を識別できるもの(注)をいいます。
		(注)他の情報と容易に照合することができ、そ
		れにより特定の個人を識別することができるも
	/四	のを含みます。
	個人情報不	
	正使用	保険者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正な 手段により金融取引等に使用することをいいます。
-	事故	不正使用事故または途中ねらい事故をいいます。
	支払用カー	クレジットカード、ローンカード等、そのカード
	ド	を使用して、物品・権利の購入、役務の提供、金銭
	•	の借り入れもしくは預貯金口座(注)からの現金の
		引き出しを行うことができるカードまたは預貯金証
		書をいい、プリペイドカード、電子マネーおよびそ
		れらに類似の前払式証票を除きます。
		(注)証券総合口座等預貯金口座類似のものを含
		みます。
	支払用カー	支払用カードを不正に取得、偽造または変造した
	ド不正使用	者が、被保険者の財産権を侵害する目的で偽りその
		他不正な手段によりその支払用カードを使用するこ
		とをいいます。ただし、支払用カードがプリペイド
		カード、電子マネーまたはそれらに類似の前払式証
		票の機能を兼ねている場合は、それらの機能に関す
1		

		る取引を除きます。
	傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ
		一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じ
		る中毒症状(注)を含みます。ただし、次のものは
		含みません。
		① 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ② 口触 熱射または特神的衝動による暗実
		② 日射、熱射または精神的衝動による障害 ③ 被保険者が症状を訴えている場合であっても
		③
		もの
		ずる中毒症状を除きます。
そ	損害賠償請	被保険者が行う賠償義務者に対する被害にかかわ
	求	る法律上の損害賠償請求をいい、同一の被害を理由
		として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請
		求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の
		相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求と
		みなし、最初の損害賠償請求が行われた時にすべて
		の損害賠償請求が行われたものとみなします。
	損害賠償請	訴訟費用、弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士
	求費用	報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または
		その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをす
		るために要した費用をいいます。ただし、法律相談 #
ち	 治療	費用を除きます。 医師 (注) が必要であると認め、医師 (注) が行
5	冶 原	
		フロ源でいいより。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以
		外の医師をいいます。
っ		病院もしくは診療所に通い、または往診により、
	200	治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わ
		ない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための
		ものは含みません。
	通院日数	実際に通院治療を受けた日数をいいます。なお、
		被保険者が通院しない場合であっても、骨折、脱臼、
		靱帯損傷等の傷害を被った次のいずれかに定める部
		位を固定するために被保険者以外の医師の指示によ
		りギプス等(注1)を常時装着したときは、その日
		数を含みます。
		① 長管骨(注2)または脊柱(注2)
		② 長管骨(注2)に接続する上肢または下肢の 3 大眼祭奴八(注2) ***** 医祭界(注2)
		3 大関節部分(注2)。ただし、長管骨(注2) を含めギプス等(注1)を装着した場合に限り
		を占めイノス等(注))を表層した場合に限り ます。
		等(注1)を装着した場合に限ります。
		(注1) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャー
		レ、シーネその他これらに類するものをいいま
		す。 す。
		(注2)「長管骨」「脊柱」、「上肢または下肢の3
		大関節部分」および「肋骨・胸骨」については
		<別表>関節等の説明図に示すところによりま
		す。
۲	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、置き忘れ
	NA - 1 - 5	および紛失に起因する事故を除きます。
	途中ねらい	
	事故	支払用カードまたは預貯金証書を使用して現金の引
		き出しを完了した時から起算して1時間以内に発生
		した、引き出した現金(注)の盗難事故をいいます。 (注)業務用のものを除きます。
	途中ねらい	
	i	辞示員用体映立、八匹体映立なたは過匹体映立で いいます。
	1017/21	1

17	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所
,-	7 (170	に入り、常に医師の管理下において治療に専念する
		ことをいいます。
	入院日数	実際に入院治療を受けた日数をいいます。なお、
		臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規
		定によって、同条第4項で定める医師により「脳死
		した者の身体」との判定を受けた後、その身体への
		処置がされた場合であって、その処置が同法附則第
		11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療
		の給付としてされたものとみなされる処置(注)で
		あるときには、その処置日数を含みます。
		(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医
		療給付関係各法の適用があれば、医療の給付と
		してされたものとみなされる処置を含みます。
は	賠償義務者	被保険者が被る被害にかかわる損害賠償請求を受
		ける者をいいます。
ひ	被害	被保険者が個人情報不正使用または支払用カード
		不正使用されることをいいます。ただし、同一の原
		因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、
		最初の被害が発生した時にすべての被害が発生した
		ものとみなします。
3	不正使用事 故	被保険者が被害を被ることをいいます。
^	弁護士等	弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
	弁護士費用	損害賠償請求費用保険金または法律相談費用保険
	等保険金	金をいいます。
ほ	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいま
		す。ただし、口頭による鑑定、電話による相談また
		はこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連
		絡等、一般的なその資格者の行う相談の範囲内と判
		断することが妥当である行為を含みます。
		① 弁護士が行う法律相談
		② 司法書士が行う、司法書士法第3条(業務)
		第1項第5号および同項第7号に規定する相談
		③ 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第4
	注 	号に規定する相談
	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるがき専用ないいます。
	保険金	政書士に支払われるべき費用をいいます。 弁護士費用等保険金、支払用カード・個人情報不
		一 弁護工賃用等体映並、支払用ガート・個人情報や 正使用保険金、途中ねらい盗難保険金または途中ね
		に使用体険金、返中はりい金難体映立または返中は らい傷害保険金をいいます。
-	預貯金証書	初金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯
6	1651 亚亚昌	」は、下には、これには、「は、「は、「は、」と、「は、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、「は、「は、」と、「は、「は、」と、「は、「は、」と、「は、」、「は、」

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、それぞれ次のとおりとします。

金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

	法令 (公布年/法令番号)
き	行政書士法(昭和26年/法律第4号)
し	司法書士法(昭和25年/法律第197号)
そ	臓器の移植に関する法律(平成9年/法律第104号)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の被保険者が個人であり、かつ、保険証券 にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 保険証券記載の被保険者
 - ② 保険証券記載の被保険者の配偶者
 - ③ 保険証券記載の被保険者またはその配偶者の同居の親族

- (2)(1)の保険証券記載の被保険者とそれ以外の被保険者との続柄は、事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)(1)に規定する被保険者が死亡した場合には、その法定相続人を被保険者とみなし、その損害に対して保険金を支払います。

第3条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約の規定に従い、下表のとおり保険金を支払います。

保険金の種類		保険金を支払う場合
ア. 損害賠		日本国内または国外において不正使用事故に
1	償請求費	よって、被保険者が損害賠償請求を行う場合は、
4	用保険金	それによって当会社の同意を得て支出した損害賠
弁護		償請求費用を負担することにより被る損害に対し
±		て、損害賠償請求費用保険金を支払います。
費用等保	イ. 法律相	日本国内または国外において不正使用事故に
等。	談費用保	よって、被保険者が法律相談を行う場合は、それ
険	険金	によって当会社の同意を得て支出した法律相談費
金		用を負担することにより被る損害に対して、法律
		相談費用保険金を支払います。
2	支払用カー	日本国内または国外において不正使用事故に
ド	• 個人情報不	よって、被保険者が被った金銭的損害(注)に対
正1	使用保険金	して、支払用カード・個人情報不正使用保険金を
		支払います。
③ 途中ねらい盗		日本国内または国外において途中ねらい事故に
難1	保険金	よって、被保険者が被った損害に対して、途中ね
		らい盗難保険金を支払います。ただし、警察官へ
		の途中ねらい事故の通報または届出が、途中ねら
		い事故が発生した時から通常要すると認められる
		時間内になされた場合に限ります。
4	途中ねらい傷	被保険者が日本国内または国外において途中ね
害1	保険金	らい事故によって、その身体に被った傷害に対し
		て、途中ねらい傷害保険金を支払います。ただし、
		警察官への途中ねらい事故の通報または届出が、
		途中ねらい事故が発生した時から通常要すると認
		められる時間内になされた場合に限ります。

- (注)支払用カードの会員規約等の定めにより、被保険者に金銭的損害の負担義務がない場合を除きます。
- (2)(1)①に規定する弁護士費用等保険金については、当会社は、 不正使用事故が保険期間中に生じ、かつ、被保険者がその不正使用 事故に対する損害賠償請求または法律相談を不正使用事故の発生の 日からその日を含めて3年以内に行った場合に限り、弁護士費用等 保険金を支払います。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、保険金の種類ごとに「 \times 」印が付された事由によって生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

	保険金の種類			
事由	弁護士 費用等 保険金	支払用 カード・ 個人情報 不正使用 保険金	途中 ねらい 盗難 保険金	途中 ねらい 傷害 保険金
① 保険契約者(注1)、被保 険者またはこれらの者の親 族もしくは法定代理人の故 意もしくは重大な過失、ま たはこれらの者が行った犯 罪行為もしくは不誠実行為	×	×	×	×

② 保険契約者(注1)、被保				
│ 険者またはこれらの者の親│				
族もしくは法定代理人があ				
らかじめ知っていた、また	×	×	×	×
は第三者と共謀して行った				
犯罪行為または不誠実行為				
③ 被保険者の同居人、留守				
居人もしくは家事使用人ま				
たは被保険者の居住する住				
宅への出入りが常時可能な	×	×	X	×
者が行った犯罪行為または				
不誠実行為				
④ 戦争、外国の武力行使、				
革命、政権奪取、内乱、武			.,	
装反乱その他これらに類似	×	×	×	×
の事変または暴動				
⑤ 地震もしくは噴火または				
これらによる津波	×	×	×	×
⑥ 核燃料物質(注2)もし				
くは核燃料物質(注2)に				
よって汚染された物(注3)				
	×	×	×	×
の放射性、爆発性その他有				
害な特性の作用またはこれ				
らの特性に起因する事故				
⑦ ④から⑥までの事由に随				
伴して生じた事故またはこ				
れらに伴う秩序の混乱に基	×	×	×	×
づいて生じた事故				
⑧ ⑥に規定した以外の放射				
線照射または放射能汚染	×	×	×	×
⑨ 被保険者相互間で発生し	×	×	×	×
た事故	^	^	^	^
⑩ 被保険者が麻薬、大麻、				
あへん、覚せい剤、シンナー				
または医薬品、医療機器等				
の品質、有効性及び安全性				
	, .			
の確保等に関する法律第2	×	×	×	×
条(定義)第15項に定める				
指定薬物等の影響を受けて				
│ いるおそれがある状態で発│				
生した事故				
① 被保険者に対する刑の執				
	×	×	×	×
行				
⑫ 差押え、収用、没収、破				
			.,	· ·
壊等国または公共団体の公	×	×	×	×
権力の行使				
③ 被保険者の職務遂行のた				
			.,	· ·
めに現金を引き出したこと	×	×	×	×
に起因する事故				
⑭ 被保険者が被った身体的				
な傷病、障害、精神的ショッ				
	×	×	_	_
ク、精神的苦痛または精神	×	×	-	_
	×	×	-	_
障害	×	×	_	-
	×	×	_	_
障害	×	×	_	_
障害 ⑤ 被保険者が支払用カード の会員規約等に定められた			_	_
障害 ⑤ 被保険者が支払用カード の会員規約等に定められた 義務を怠った場合の、その	×	×	_	-
障害 ⑤ 被保険者が支払用カード の会員規約等に定められた			-	_
障害 ⑤ 被保険者が支払用カード の会員規約等に定められた 義務を怠った場合の、その			_	-
障害 ⑤ 被保険者が支払用カード の会員規約等に定められた 義務を怠った場合の、その 支払用カード不正使用また は個人情報不正使用			_	-
障害 ③ 被保険者が支払用カードの会員規約等に定められた義務を怠った場合の、その支払用カード不正使用または個人情報不正使用 ⑤ 支払用カードの受領代理			-	_
障害 ⑤ 被保険者が支払用カード の会員規約等に定められた 義務を怠った場合の、その 支払用カード不正使用また は個人情報不正使用	×	×	_	- - -
障害 ③ 被保険者が支払用カードの会員規約等に定められた義務を怠った場合の、その支払用カード不正使用または個人情報不正使用 ⑤ 支払用カードの受領代理			-	

不正使用				
① 保険者に対する損害賠償 請求またはこれにかかわる				
請求またはこれにかかわる 法律相談。ただし、被害を				
被った者に直接保険金を支				
払うことを約した責任保険	×	_	_	_
契約(注4)の保険者に対	^	_	_	_
契約 (注4) の保険有に対し する損害賠償請求またはこ				
> 0 35C II AII 5C III 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
れにかかわる法律相談を除				
きます。				
18 損害賠償請求を行う地お				
よび時において社会通念上	×	_	_	_
不当な損害賠償請求または				
これにかかわる法律相談				
⑩ 被保険者の自殺行為、犯				
罪行為または正当防衛の程	_	_	_	×
度を超えた闘争行為				
② 被保険者の脳疾患、疾病	_	_	_	×
または心神喪失				
② 被保険者の妊娠、出産、	_	_	_	×
早産、流産				
② 外科的手術その他の医療				
措置。ただし、当会社が保	_	_	_	×
険金を支払うべき傷害を治				``
療する場合を除きます。				

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法 人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)使用済燃料を含みます。
- (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 共済契約を含み、名称のいかんを問いません。

第6条 (保険金の支払額)

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、保険金の種類ごとに 下表のとおりとします。

下表のとおりとします。			
保険金の種類		支払保険金の額	
	ア. 損害賠	1回の事故につき300万円を限度とし、次の算式	
	償請求費	によって算出した額を損害賠償請求費用保険金とし	
	用保険金	て支払います。	
① 弁護士費用等保		損害賠償 請求費用 保険金の額	
用等	イ. 法律相	1回の相談につき1万円、1回の事故につき5万	
保险	談費用保	円を限度とし、次の算式によって算出した額を法律	
険金	険金	相談費用保険金として支払います。	
		法律相談費用 保険金の額 = 法律相談費用 の額	
2 3	 支払用カー	1回の事故につき100万円を限度とし、次の算式	
ド・個人情報 不正使用保険 金		(注1) によって算出した額を支払用カード・個人	
		情報不正使用保険金として支払います。	
		支払用カード・ 個人情報不正使用 保険金の額 = 損害の額 - 免責金額 (3万円)	

③ 途中ねらい 1回の事故につき200万円を限度とし、次の算式 盗難保険金 (注2) によって算出した額を途中ねらい盗難保険 金として支払います。 途中ねらい 免責金額 損害の額 盗難保険金の額 (3万円) 被保険者が第4条(保険金を支払う場合)(1) ア. 葬祭費 用保険金 | ④の傷害を被り、その直接の結果として、途中ねら い事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 死亡した場合は、次の算式によって算出した額を葬 祭費用保険金として被保険者の法定相続人に支払い ます。 葬祭費用 100万円 保険金の額 イ.入院保 被保険者が第4条 (1) ④の傷害を被り、その直 接の結果として、途中ねらい事故の発生の日からそ 険金 4 の日を含めて180日以内に入院した場合は、次の算 途中 式によって算出した額を入院保険金として支払いま す。ただし、被保険者が入院保険金の支払を受けら ねら れる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当会 社は、重複しては入院保険金を支払いません。 傷 害保 保険金 入院日数 険 31日以上 10万円 入院 15日以上30日以下 5万円 保険金 8日以上14日以下 3万円 の額 7日以内 2万円 ウ. 通院保 険金

被保険者が第4条(1) ④の傷害を被り、その直接の結果として、途中ねらい事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として支払います。ただし、被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

		通院日数(注3)	保険金
诵院		31日以上	5万円
保険金	_	15日以上30日以下	3万円
の額	-	8日以上14日以下	2万円
の領		7日以内	1万円

(注1) 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する 補償制度等または保険契約により補償を受けることができる場合 は、それらの額を控除した額とします。

(注2) この保険契約の普通保険約款において支払われるものがある場合は、それらの額を控除した額とします。

(注3) ④イに該当する日数を除きます。

第7条 (当会社の責任限度額)

この保険契約の保険期間中に、当会社が支払うべき保険金の総額は、 次に定める額を限度とします。

- ① 保険期間が1年を超える場合は、各契約年度毎に500万円
- ② ①以外の場合は、保険期間を通じて500万円

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

- ① 損害賠償請求費用保険金に関しては、損害賠償請求費用の額
- ② 法律相談費用保険金に関しては、法律相談費用の額
- ③ 支払用カード・個人情報不正使用保険金および途中ねらい盗難保険金に関しては、損害の額
- (3)(2)①の損害賠償請求費用の額または(2)③の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (4)(1)および(2)の規定は、第4条(保険金を支払う場合) (1)の保険金を、損害賠償請求費用保険金と法律相談費用保険金 と支払用カード・個人情報不正使用保険金と途中ねらい盗難保険金 とに区分し、それぞれ各別に適用します。

第9条 (他の身体の障害または疾病の影響等)

- (1)被保険者が第4条(保険金を支払う場合)(1)④の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条(1)④の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条(1)④の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者 もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより 第4条(保険金を支払う場合)(1) ④の傷害が重大となった場合 も、(1) と同様の方法で支払います。

第10条 (事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が 発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 被保険者が損害賠償請求を行う場合または訴訟の提起を行う場合は、次のこと。
 - (ア) 不正使用事故の発生の日時、場所および不正使用事故の状況
 - (イ) 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - (ウ) 法律相談を行う弁護士等または損害賠償請求を委任する弁 護士もしくは司法書士の住所および氏名
 - イ. 被保険者が第4条(保険金を支払う場合)(1)②の金銭的 損害を被った場合は、次のこと。
 - (ア) 支払用カードに関する情報および支払用カードの発行者と の交渉状況
 - (イ) 不正に行われた金融取引に関する情報および金融取引の相手方との交渉状況
 - ウ. 被保険者が第4条(1) ④の傷害を被った場合は、事故発生の状況および傷害の程度
 - ③ ②ア (ア) の場合において、当会社が書面による説明を求めた ときは、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査 に協力すること。
 - ④ ②ウの場合において、当会社が書面による説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う傷害の調査に協力すること。
 - ⑤ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、 その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑥ 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度または保険契約により補償を受けることができる場合は、補償を受けるために必要な手続をとること。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したこと、支払用カードもしくは個人情報が記載・記録された物の盗難もしくは紛失が発生したこと、または個人情報を第三者が不正に取得したことを知った場合は、遅滞なくその事実を次のいずれかに該当する通知先に通知しなければなりません。
 - ① 警察官
 - ② 個人信用情報機関。ただし、支払用カード不正使用または個人 情報不正使用が発生した場合に限ります。
 - ③ 被保険者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相 手方
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、支払用カード不正使用もしくは個人情報不正使用が発生したこと、または支払用カード(注1) を盗難もしくは紛失し、または偽造もしくは変造されたことを知った場合は、それらの事実を知った時(注2)から48時間以内にその事実を被保険者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方に通知しなければなりません。
 - (注1) この場合における支払用カードには、盗難もしくは紛失し、 または偽造もしくは変造されたことを知った時に不正使用されてい ないものを含みます。
 - (注2) 支払用カードの発行者または金融取引の相手方に対して営業時間外であること等の理由により連絡ができない状態の場合は、次の営業時間が開始した時とします。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当会社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、訴訟の 取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞 なく当会社に通知しなければなりません。

第11条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な 理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差 し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条(1)②から同条(1)④まで、同条(1)⑥から同条(1)⑧まで、同条(2)から同条(4)までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条(1)⑤に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条(1)②から同条(1)④までもしくは同条(1)⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 前条(5) の規定に違反した場合で、当会社が既に弁護士費用等保険金を支払っていた場合には、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、示談が成立した場合は、この規定は適用しません。

第12条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 弁護士費用等保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求費用 または法律相談費用を支出した時
 - ② 支払用カード・個人情報不正使用保険金の請求権は、不正使用

事故発生の時。また、途中ねらい盗難保険金の請求権は、途中ねらい事故発生の時

- ③ 途中ねらい傷害保険金の請求権は、次の時
 - ア. 葬祭費用保険金については、被保険者が死亡した時
 - イ. 入院保険金および通院保険金については、被保険者が治療を 完了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を 経過した時のいずれか早い時
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 法律相談等を行った弁護士等による法律相談等の日時、内容についての書類
 - ④ 損害賠償請求費用および法律相談費用の支払を証明する書類
 - ⑤ 損害の額の程度を証明する書類
 - ⑥ 傷害の程度を証明する書類
 - ⑦ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
 - (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 弁護士費用等保険金の請求は、第4条(保険金を支払う場合) (1) ①の費用を負担した被保険者から行うものとします。
- (6) 被保険者が、弁護士費用等保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2) の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (7) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(6)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2)、同条(3) および同条(6) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から(1) ④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から(1) ⑤までの事項の確認を日本国内 において行うための代替的な手段がない場合の日本国 外における調査	180日

- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2)、同条(3) および同条(6) の規定による手続を完了した 日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、 被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意 した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行う ものとします。

第14条 (支払保険金の返還)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った 弁護士費用等保険金の返還を求めることができます。
 - ① 弁護士または司法書士への委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 不正使用事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する損害賠償請求費用の支払を受けた場合で、イの額がアの額を超過する場合
 - ア. 被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払っ た損害賠償請求費用の全額
 - イ. 判決で認定された損害賠償請求費用の額と当会社が第4条 (保険金を支払う場合)の規定により既に支払った弁護士費用

等保険金の合計額

- (2)(1)の規定により当会社が返還を求める弁護士費用等保険金の額は次の①および②のとおりとします。
 - ① (1) ①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第6条(保険金の支払額)①の規定により支払われた弁護士費用等保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② (1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第6条①の規定により支払われた弁護士費用等保険金の額を限度とします。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して第4条 (保険金を支払う場合)(1)①の弁護士費用等保険金、同条(1) ②の支払用カード・個人情報不正使用保険金または同条(1)③の 途中ねらい盗難保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会社 に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を第4条(1)①の弁護士費用等保険金、同条(1)②の支払用カード・個人情報不正使用保険金または同条(1)③の途中ねらい盗難保険金として支払った場合被保険者が取得した債権(注)の全額
 - ② ①以外の場合
 - 被保険者が取得した債権(注)の額から、第4条(1)①の弁護士費用等保険金、同条(1)②の支払用カード・個人情報不正使用保険金または同条(1)③の途中ねらい盗難保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 当会社が第4条(保険金を支払う場合)(1) ④の途中ねらい傷害保険金を支払った場合でも、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の 特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 「損害に対して」とあるのは「損害または傷害に対して」
 - ② 「損害について」とあるのは「損害または傷害について」
 - ③ 「損害の発生」とあるのは「損害または傷害の発生」
- (2) 当会社は、この特約においては、普通保険約款基本条項第2条 (保険責任のおよぶ地域)の規定は適用しません。
- (3) この特約については、普通保険約款基本条項第13条(重大事由による解除)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第13条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除す ることができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に

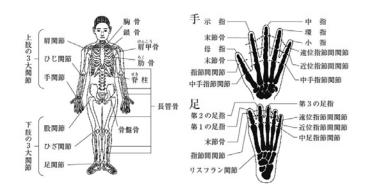
- 基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注 2)を不当に利用していると認められる こと。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (注2) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 保険証券記載の被保険者に限ります。
- (注2) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被 保険者に係る部分を解除することができます。
 - ① 被保険者(注)が、(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アから(1)③ウまでまたは(1) ③オのいずれかに該当すること。
 - (注) 保険証券記載の被保険者以外の者に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)①もしくは(2)②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者(注)が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アから(1)③オまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
 - (注)保険証券記載の被保険者に限ります。

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

L

<別表>関節等の説明図



(19) 建物付属機械設備等電気的・機械的事故 補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、建物が保険の対象である場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)(5)④の規定にかかわらず、第4条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象である建物に付属し、建物の機能を維持する設備について、偶然な外来の事故に直接起因しない次に掲げる事故により生じた損害に対して、この特約の規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他 の電気的現象による事故
- ② 機械的事故

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約においては、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害(注1)のほか、保険の対象の製造者または販売者等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注2)を負うべき損害に対しても、損害保険金を支払いません。

- (注1) 普通保険約款補償条項第3条(5) ④の損害を除きます。
- (注2) 保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者等の 責任を含みます。

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この特約における保険の対象の範囲は、次に掲げる設備とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属設備、冷凍機、冷却塔、パッ
	ケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空
	気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポン
	プ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電
	器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクト
	ル、充電設備、無停電装置、バッテリ、碍子・碍管、
	保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母
	線、配線、照明器具、非常用発電装置、送受信設備
	装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、
	表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難
	防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報
	装置等

給排水・衛生・	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、
消火設備	飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設
	備、井戸、ボイラ、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェータ等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備、塵
	芥焼却設備、建物免震設備等
上記各設備に付属	まずる配線・配管・ダクト設備
窓拭き用ゴンド	 ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
ラ設備	コノトラ市上け筬、コノトラ、レール
回転展望台施設	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
エア・シュータ	Y
設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設	ウナンサノンオケー おばけ器 ウナントニフト
備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントラスト
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイド
	レール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置

- (2)(1)にかかわらず、次に掲げるものは、機械、機械設備または装置に含まれません。
 - ① 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
 - ② ベルト、ワイヤロープ (注1)、チェーン、電球その他これら に類するもの
 - ③ 潤滑油、操作油、冷媒、水処理材料、熱媒および触媒その他運 転に供せられる資材
 - ④ コンピュータプログラム、インプットデータその他これらに類するもの
 - ⑤ 基礎 (注2)
 - ⑥ その他保険証券に記載されたもの
 - (注1) エレベーターのワイヤロープを除きます。
 - (注2) アンカーボルトを含みます。

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金として、 1回の事故につき、保険の対象である建物の保険金額を限度とし、 次の算式によって算出した額を支払います。

損害保険金の額 = 損害の額 - 免責金額(1万円)

(2)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式(注1)によって算出した額とします。

| 損害の額 | 修理費 | 修理に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) その保険の対象の再調達価額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款補償条項に定め る費用保険金の支払に関する規定は適用しません。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(20) 修理付帯費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	修理付帯費	普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場
	用	合)(1)①の事故によって保険の対象に損害(注1)
		が生じた結果その保険の対象の復旧にあたり発生し
		た第2条(保険金を支払う場合)に掲げる費用(注
		2) のうち、当会社の承認を得て支出した必要かつ
		有益な費用をいいます。
		(注1) 普通保険約款補償条項第3条(保険金を
		支払わない場合)(1)または同条(2)に掲げ
		る事由によって生じた損害を除きます。
		(注2)居住の用に供する部分にかかわる費用を
		除きます。
<i>\</i> Z\	復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象
		の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の
		対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要
		すると認められる期間を超えないものとします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、次に掲げる修理付帯費用に対して、この特約の規定に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原 因の調査費用 (注1)
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(注1)。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である建物に付属する専ら事業の用に供する設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象である建物の代替として専ら事業の用に供するために使用する施設の賃借費用(注2)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(注3) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(注2)
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残 業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- (注1)被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合には、その理事、取締役もしくは法人の業務を執行するその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。
- (注2) 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および 復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
- (注3) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第3条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、前条の修理付帯費用保険金として、被保険者が実際に支出した修理付帯費用の額を支払います。ただし、1回の事故につ

- き、1 敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(注)に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。
- (注) 保険金額が保険契約の再調達価額を超える場合は、再調達価額 とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者 に属する保険契約の保険の対象に対して割り当てられるべき保険金 額をいいます。
- (2)(1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第4条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき修理付帯費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、修理付帯費用の額から差し引いた額に対してのみ修理付帯費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第5条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求) (1)の規定中「事故による損害が発生した時」とあるのは「修理付帯費用を負担した時」と読み替えて適用します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(21) 災害緊急費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
さ	災害緊急費	第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる費用
	用	のうち、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益
		な費用をいいます。
31	復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象
		の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の
		対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要
		すると認められる期間を超えないものとします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合) (1) ①から同条(1) ⑥まで、同条(1) ⑧または同条(1) ⑨ の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の 復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、災害 緊急費用に対して、この特約の規定に従い、災害緊急費用保険金を 支払います。
 - ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(注1)。ただし、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1) ④の事故に対応する費用を除きます。
 - ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(注1)。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除

きます。

- ③ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象および損害が生じた保険の対象を収容する建物の代替として使用する物の賃借費用(注2)。ただし、 損害が生じた地において借用する場合に要する賃借費用を超える ものを除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費 用(注3) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費 用(注2)
- ⑥ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残 業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- (注1)被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合には、その理事、取締役もしくは法人の業務を執行するその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。
- (注2) 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および 復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
- (注3) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約に建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約が付帯されている場合には、同特約で支払われる損害については、この特約は適用しません。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた災害緊急費用に対しては、災害緊急費用保険金を支払いません。

第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1) の災害緊急費用 保険金として、被保険者が実際に支出した災害緊急費用の額を支払 います。ただし、1回の事故につき、この保険契約の保険金額に 30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度と
- (2)(1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき災害緊急費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、災害緊急費用保険金を支払います。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき災害緊急費用保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、災害緊急費用の額から差し引いた額に対してのみ災害緊急費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求) (1)の規定中「事故による損害が発生した時」とあるのは「災害緊急 費用を負担した時」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(22) 建物賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 定義		定義
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェ
		ア、データ等の無体物および特許権、実用新案権、
		意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
	財物の損壊	財物の滅失、破損もしくは汚損をいい、紛失、盗
		取および詐取を含みません。
L	仕事	施設である建物を賃貸または管理する業務および
		これに付随する業務をいいます。
	施設	保険の対象である建物もしくは保険の対象である
		家財を収容する建物またはその建物に収容される動
		産をいい、被保険者の所有する敷地内の動産を含み
		ます。
	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者の所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

事 由

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩 序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 使用済燃料を含みます。
 - (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

損害賠償責任

- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人(注1)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気(注2)に起因する損害賠償責任
- ⑥ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊 に起因する損害賠償責任
- ⑦ 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償 責任
- ⑧ エレベーターまたはエスカレーターの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、自動車または施設外における船舶(注3)、車両(注3) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ① 仕事の終了(注4) または放棄の後に仕事の結果(注5) に起因して負担する損害賠償責任
- ⑫ 仕事以外の業務の遂行および日常生活に起因する損害賠償責任
- ③ 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行 為に起因する損害賠償責任
 - (注1)被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
 - (注2)煙を含みます。
 - (注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - (注4) 仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡とします。
 - (注5)被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材を除きます。

第4条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

支払保険金の額

被保険者が損害賠償請求権 者に対して負担する法律上 の損害賠償責任の額(注) 被保険者が損害賠償請求権者に対し て損害賠償金を支払ったことにより 取得するものがある場合はその価額

- (注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延 損害金の額を含みます。
- (2)(1)の規定により算出した保険金の額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (3) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次条の費用に対して次の算式により算出した額を支払います。
 - ① (1)の規定により算出した保険金の額が保険証券記載の保険金額を超える場合
 - ア. 次条①から同条④までの費用

支払保険金の額

次条①から同条④までの 費用の合計額

イ. 次条⑤および同条⑥の費用

支払保険金 の額 次条⑤および 同条⑥の費用 の合計額 保険証券記載の保険金額

(1)の規定により 算出した保険金の額

② ①以外の場合

支払保険金の額

次条①から同条⑥までの 費用の合計額

第5条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 第7条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

- ② 第7条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をする ために要した費用
- ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 第9条(損害賠償責任解決の特則)の規定により被保険者が当 会社に協力するために要した費用
- ⑤ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしく は調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要 な手続をするために要した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。

第6条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約に基づく保険 金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
 - (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アから(1)③オまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する被保険者に生じたこの特約に基づき保険金を支払うべき損害(注)
- (注)前条に規定する費用のうち、(1)③アから(1)③才までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第7条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、 次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる 者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、 その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社 の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただ し、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場 合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起 された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違 反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②、同条③または同条⑥から同条⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは 同条⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証 拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当 会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (損害賠償責任解決の特則)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決にあたることができます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、正当な理由がなく(2) の協力に応じない場合は、(1) の規定は適用しません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠 のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害の額を証明する書類
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償 請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を 共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の配偶者に限ります。
 - (注2) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異 なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、 当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険 金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害 について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既 に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金 の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	
の、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・	180日
調査結果の照会(注3)	
② (1) ①から(1) ④までの事項を確認するため	90日
の、専門機関による鑑定等の結果の照会	900
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその	
程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障	120日
害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における	60⊟
(1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	000
⑤ (1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内	
において行うための代替的な手段がない場合の日本国	180日
外における調査	

- (注1)被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条 (時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金 を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、 移転するのは、次の額を限度とします。 ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権(注)の全額

いない損害の額を差し引いた額

- ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われて
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。
 - (注) 第5条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)(注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または(2)④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注) 第5条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第16条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険金額が、前条(2)②または同条(2)③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第17条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(23) エレベーター・エスカレーター賠償責任 補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に建物賠償責任補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (エレベーター・エスカレーター賠償の補償)

当会社は、この特約により、建物賠償責任補償特約第3条(保険金を支払わない場合)(2)⑧の規定を適用しません。

(24) 家賃収入補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
す	推定復旧期	保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通
	間	常要すると認められる期間をいいます。
<i>\</i> 3\	復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく
		復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得し
		た時までに要した期間をいいます。ただし、構造の
		改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧
		期間を超えないものとします。
ほ	保険価額	損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に
		約定復旧期間月数を乗じた額とします。
や	約定復旧期	復旧期間を基準として、当事者が約定した期間を
	間	いいます。
	家賃	建物の賃貸料(注)で、次に掲げる使用料金、一
		時金および賄料を含まないものをいいます。また、
		賃借人のいない戸室については、それが一時的と認
		められるかぎりにおいて、その賃貸料は家賃に算入
		されます。
		① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金
		② 権利金、礼金、敷金その他の一時金
		③ 賄料
		(注)区分して賃貸される建物の場合には、それ
		ぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計し
		た額とします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、建物が保険の対象である場合で、かつ、保険証券にこの 特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1) ①から同条(1)⑥まで、同条(1)⑧または同条(1)⑨の事故によって保険の対象である建物が損害を受けた結果生じた家賃収入の損失に対して、この特約の規定に従い、家賃収入補償保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款の規定により保険金が 支払われない損害によって生じた前条の損失に対しては、保険金を支払 いません。

第4条 (保険金の支払額)

当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の家賃収入補償保険金として、次のいずれかの算式によって算出した額を支払います。なお、家賃

収入補償保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。

① 保険金額が保険価額と同額以上である場合 保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

家賃収入補償 保険金の額

家賃について復旧期間 (注)内に生じた損失の額

② 保険金額が保険価額より低い場合 次の算式によって算出した額を支払います。

家賃収入補償 保険金の額 家賃について復旧期間 (注)内に生じた損失の額 保険価額

(注)約定復旧期間を限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約 により支払うべき家賃収入補償保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、家賃について復旧期間(注)内に生じた損失の額から差し引いた額に対してのみ家賃収入補償保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
 - (注)約定復旧期間を限度とします。

第6条 (保険金の請求に関する特則)

- (1) 普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、この特約にかかる当会社に対する保険金請求権は、復日期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(2)に規定する書類または証拠のほか、復旧期間が終了した事実を確認できる書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、復旧期間が1か月を超えた場合は、当会社は、被保険者の請求に基づき毎月末に保険金の内払をすることがあります。

第7条 (賃貸の不継続の場合の特約の失効)

- (1) 被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧しもしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時にさかのぼって効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合(注)を除きます。
 - (注) この場合、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。
- (2)(1)の規定により、特約が失効した場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)②の規定に従い保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(25) 保険金の時価払に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語定義		定義	
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価	
		額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場	
		合は、損害が生じた地および時におけるその保険の	
		対象と同等と認められる物の市場流通価格をいいま	
		す。	
	保険の対象	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応	
	の価額	じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。ただ	
		し、保険の対象が美術品等の場合は、保険価額をい	
		います。	
		(注)別表に掲げる額を限度とします。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に 適用されます。

第2条 (保険金支払に関する特則)

- (1) 普通保険約款補償条項第4条(保険金の支払額)の規定にかかわ らず、当会社が同条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の保険 金として支払う保険金の額は、(2)から(5)までの「支払保険 金の額」に従い算出した額とします。
- (2) 当会社は、保険の対象に生じた損害に対して、保険の対象ごとに 下表のとおり保険金を支払います。ただし、普通保険約款補償条項 第1条(保険の対象の範囲)(3)⑥に掲げる物に生じた損害を除 きます。

保険金の種類 支払保険金の額 ① 普通保険約款 ア. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上 補償条項第2条 の場合 保険金額(注1)を限度とし、次の算式(注 (保険金を支払 2) によって算出した額を損害保険金として支 う場合)(1) ①および同条 払います。 (1) ③から同 損害保険金 損害の額 条(1)⑥まで の損害保険金 イ. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より 低い場合 保険金額(注1)を限度とし、次の算式(注 2) によって算出した額を損害保険金として支 払います。 保険金額 損害保険金 損害 保険価額の80% の額 の額 に相当する額 ② 普通保険約款 ア. 保険証券の補償範囲の「風災・雹災・雪災」 補償条項第2条 の欄に「Ⅰ型」と記載されている場合 (1) ②の損害 (ア) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以 保険金 上のとき。 保険金額(注1)を限度とし、次の算式(注 3) によって算出した額を損害保険金として

支払います。

損害の額

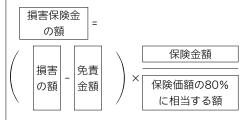
免責金額

損害保険金

の額

(イ) 保険金額が保険価額の80%に相当する額よ り低いとき。

保険金額(注1)を限度とし、次の算式(注 3) によって算出した額を損害保険金として 支払います。



- イ. 保険証券の補償範囲の「風災・雹災・雪災」 の欄に「Ⅱ型」と記載されている場合
- (ア) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以 上のとき。

損害の額(注4)が20万円以上となった場 合に、保険金額(注1)を限度とし、次の算 式によって算出した額を損害保険金として支 払います。



(イ) 保険金額が保険価額の80%に相当する額よ り低いとき。

損害の額(注4)が20万円以上となった場 合に、保険金額(注1)を限度とし、次の算 式によって算出した額を損害保険金として支 払います。



③ 普通保険約款 (1) ⑦の損害 限度とします。 保険金

(ア)の算式(注5)によって算出した額を損 補償条項第2条 害保険金として支払います。ただし、(イ)の額を

(ア) 損害保険金

損害保険金 損害の額 の額

(イ) 支払限度額

a. 通貨、小切	1回の事故につき、
手、切手また	1敷地内ごとに20万円
は印紙	
	1回の事故につき、
 b. 預貯金証書	1敷地内ごとに200万円ま
D. 頂別 並証音	たは家財の保険金額のいず
	れか低い額
C. 乗車券等	1回の事故につき、
し、米里分守	1敷地内ごとに20万円

補償条項第2条 (1) ⑧の損害 保険金

④ 普通保険約款 ア. 保険の対象である建物または家財にそれぞれ の保険価額の30%以上の損害が生じた場合 保険金額(注1)を限度とし、次の算式によっ て算出した額を損害保険金として支払います。

> 損害保険金 損害の額 の額

イ. 保険の対象である建物または保険の対象であ る家財を収容する建物が、床上浸水または地盤 面(注6)より45cmを超える浸水を被った結 果、保険の対象である建物または家財にそれぞ れの保険価額の30%未満の損害が生じた場合

(ア) 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「 I 型」と記載されている場合

保険金額(注1)を限度とし、次の算式に よって算出した額を損害保険金として支払い ます。

損害保険金 損害の額 の額

- (イ) 保険証券の補償範囲の「水災」の欄に「Ⅱ 型」と記載されている場合
 - a. 保険価額の15%以上30%未満の損害が 生じたとき。

1回の事故につき、1敷地内ごとに300 万円を限度とし、次の算式(注7)によっ て算出した額を損害保険金として支払いま

損害保険金 の額

保険金額

支払割合 (15%)

b. 保険価額の15%未満の損害が生じたと き。

1回の事故につき、1敷地内ごとに100 万円を限度とし、次の算式(注7)によっ て算出した額を損害保険金として支払いま す。

損害保険金 の額

保険金額

支払割合 (5%)

c. a および b の損害保険金の合計額は、1 回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を 限度とします。

⑤ 普通保険約款 (1) ⑨の損害 限度とします。 保険金

(ア) の算式(注3)によって算出した額を損 補償条項第2条 害保険金として支払います。ただし、(イ)の額を

- (ア) 損害保険金
 - a. 建物の場合
 - (a) 保険金額が保険価額の80%に相当する 額以上のとき。

損害保険金 損害の額 免責金額 の額

(b) 保険金額が保険価額の80%に相当する 額より低いとき。

損害保険金 の額 保険金額 損害 免責 保険価額の80% の額 金額 に相当する額 b. 家財の場合 損害保険金 損害の額 免責金額 の額 (イ) 支払限度額 保険の対象が 保険金額 建物の場合

保険の対象が 1回の事故につき、 家財の場合 保険証券記載の支払限度額

(注1) 1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の場合 は、1回の事故につき、300万円(盗難による損害が生じた場合は、 300万円かつ1個または1組ごとに100万円)を限度とします。な お、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等とこれ以外 の保険の対象である家財との損害保険金の合計額が家財の保険金額 を超えるときでも、損害保険金を支払います。

(注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の 対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費 用は、算式の損害の額に含まれるものとし、その保険価額を限度と します。なお、損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収され た場合は、回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害 は生じなかったものとみなします。

(注3) 算式の免責金額は、保険証券に免責金額の記載がない場合は 適用しません。

(注4) 損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについ て、一括して行うものとします。

(注5) 乗車券等の盗難の場合は、その乗車券等の経路および等級の 範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用を算式の損害の額と

(注6) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注7) 算式の保険金額は、保険金額が保険価額を超える場合は、保 険価額とします。

(3) 当会社は、普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲) (3) ⑥に掲げる物に生じた損害に対して、1回の事故、1敷地内

ごとに50万円を限度とし、下表のとおり保険金を支払います。な お、下表の保険金と他の損害保険金との合計額が保険金額を超える 場合でも、この保険金を支払います。

保険金の種類 支払保険金の額 普通保険約款補 次の算式(注)によって算出した額を損害保険 償条項第2条(保金として支払います。 険金を支払う場 損害保険金 損害の額 合) (1) ①から の額 同条(1)⑥まで および同条(1) ⑧ならびに同条 (1) ⑨の損害保 険金

- (注) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対 象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用 は、算式の損害の額に含まれるものとし、その保険価額を限度とし ます。なお、損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された 場合は、回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は 生じなかったものとみなします。
- (4)(2)および(3)に定める損害保険金として支払うべき損害の 額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じ た保険の対象を修理することができるときには、次の算式(注1) によって算出した額とします。

保険の対象	算式
美術品等以外の場 合	損害の額 (注2) = 修理費 -
	修理によって保険 の対象の価額が 増加した場合は、 その増加額(注3) 修理に伴って生じた 残存物がある場合は、 その価額
美術品等の場合	損害の額 (注2) = 修理費 - 修理に伴って生じた 残存物がある場合は、 その価額

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害 が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な 修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社 が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修 理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修 理費は補修による修理費とします。

- (注2) その保険の対象の保険価額を限度とします。
- (注3) 別表に掲げる額を限度とします。
- (5) 当会社は、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合) (1)⑩から同条(1)⑬までの費用保険金として、保険の対象ご とに下表のとおり保険金を支払います。

保険金の種類 支払保険金の額 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記 ① 普通保険約款 補償条項第2条 載の支払限度額を限度とし、次の算式によって算 (1)⑩の事故 出した額を事故時諸費用保険金として支払います。 なお、事故時諸費用保険金と他の保険金との合計 時諸費用保険金 額が保険金額を超えるときでも、事故時諸費用保 険金を支払います。 保険証券 事故時諸費用 損害 記載の 保険金の額 保険金 支払割合

② 普通保険約款 保険金

損害保険金(注1)の10%に相当する額を限度 補償条項第2条 とし、次の算式によって算出した額を残存物取片 (1) ⑪の残存 づけ費用保険金として支払います。なお、残存物 物取片づけ費用 取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保 険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保 険金を支払います。

> 残存物 取片づけ費用 保険金の額

残存物 取片づけ 費用の額

③ 普通保険約款 火災費用保険金

1回の事故(注2)につき、1敷地内ごとに 補償条項第2条 300万円を限度とし、次の算式(注3)によって (1) ⑫の地震 算出した額を地震火災費用保険金として支払いま す。

> 地震火災費用 保険金の額

保険金額

支払割合 (5%)

④ 普通保険約款 防止費用保険金

次の算式によって算出した額を損害防止費用保 補償条項第2条 険金として支払います。なお、損害防止費用保険 (1) ③の損害 金と他の保険金との合計額が保険金額を超えると きでも、損害防止費用保険金を支払います。

> 損害防止費用 保険金の額

損害防止 費用の額

- (注1)(3)の損害保険金を含みます。
- (注2) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれ らによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。
- (注3) 算式の保険金額は、保険金額が保険価額を超える場合は、保 険価額とします。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金支払に関する特則)

普通保険約款補償条項第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の 支払額)(3)の規定にかかわらず、同条(1)および同条(2)の場 合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の 額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引い た残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、前 条の損害保険金については、当会社は普通保険約款補償条項第5条(1) の規定に基づいて算出した額を支払います。

第4条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款の規定中「再調達価額」とあ るのは「保険価額」と読み替えて適用します。
- (2) この保険契約に家財等電気的・機械的事故補償特約または建物付 属機械設備等電気的・機械的事故補償特約が付帯されている場合 は、家財等電気的・機械的事故補償特約第5条(保険金の支払額)
 - (2) および建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約第5 条(保険金の支払額)(2)の規定を次のとおり読み替えて付帯さ れている特約を適用します。

(2)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額(注 1) によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の 対象を修理することができるときには、次の算式(注2)によっ て算出した額とします。

修理によって保険 損害の額 の対象の価額が 修理費 (注3) 増加した場合は、 その増加額(注4)

修理に伴って 生じた残存物が ある場合は、 その価額

(注1) 普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、 「保険の対象の価額」の定義は、保険金の時価払に関する特約<用 語の定義>の規定によるものとします。

(注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害 が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な 修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社 が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修 理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修 理費は補修による修理費とします。

(注3) その保険の対象の保険価額を限度とします。

(注4) 保険金の時価払に関する特約別表に掲げる額を限度とします。

第5条 (準用規定)

Γ

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

別表 減価額または増加額の限度額

保険の対象	減価額または増加額の限度額
建物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の
	補修維持管理が行われておらず、建物本来の機能が
	保たれていないと認められる場合は、再調達価額の
	90%に相当する額とします。
屋外設備・装置	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の
	補修維持管理が行われておらず、屋外設備・装置本
	来の機能が保たれていないと認められる場合は、再
	調達価額の90%に相当する額とします。
家財	再調達価額の50%に相当する額。ただし、法定耐
	用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客
	観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調
	達価額の90%に相当する額とします。

(26) マンション専有部分特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険の対象が区分所有された共同住宅建物の専有部分またはこれに収容される家財である場合に適用されます。

第2条 (保険の対象の範囲)

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(1)の規定に定める建物およびこれに付帯された他の特約の規定に定める保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物とは、その建物のうち専有部分をいうものとします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、共用部分のうち被保険者の共用持分については、その旨を保険証券に明記することにより、保険の対象に含めることができます。
- (3)次に掲げるもののうち被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器 具のうち建物に付加したもの

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(27) マンション共用部分特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険の対象が区分所有された共同住宅建物の共用部分である場合に適用されます。

第2条 (保険の対象の範囲)

- (1) この特約が付帯された保険契約における保険の対象は、普通保険 約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(1) およびこれに付帯 された他の特約の規定にかかわらず、保険証券記載の建物の共用部 分(注)とします。
 - (注) 共用部分に収容される区分所有者共有の家財も含みます。ただし、普通保険約款補償条項第1条(保険の対象の範囲)(2)に掲

げるものは含みません。

- (2)(1)において、共用部分とは、特別の約定がないかぎり、次の ①から⑤までに掲げるものをいいます。
 - ① 玄関ホール、廊下、階段、屋外階段、屋上、エレベーターホール、共用トイレ、湯沸室、エレベーター室、ポンプ室、電気室、機械室、受水槽室、高置水槽室、パイプスペース、内外壁、界壁、床スラブ、柱、基礎部分、塔屋、バルコニー、ベランダ等の専有部分(注1)以外の建物の部分。ただし、壁・床・天井の表面仕上げ部分(注2)、窓枠、窓ガラス、扉、間仕切壁およびベランダ・バルコニー・テラスに取り付けられた手すり等で専有部分に属するものを除きます。
 - ② エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、ガス配管設備、避雷設備、テレビ共聴設備、消防・防災設備、各種の配線配管等の専有部分に属さない建物の付属物で建物に直接付属する設備
 - ③ 塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、花壇、庭木、散水栓、外灯設備、水道引込管、排水設備、塵芥集積所、消火栓、 専用庭等の専有部分に属さない建物の付属物で建物に直接付属しない施設
 - ④ 管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等の管理規約により共用部分となる部分
 - ⑤ ①から④までの部分にある畳、建具その他これらに類するもの (注1) 区分所有権の目的となっている建物の部分をいいます。
 - (注2) ベランダ、バルコニー、テラスの内側の表面仕上げ部分を含みます。

第3条 (普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款補償条項第4条(保険金の支払額) (5)①の規定中「1敷地内ごと」とあるのは「1世帯ごと」と読み替えて適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(28) 法人等契約の被保険者に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

		用語	定義
	U	従業員等	法人等の役員または使用人をいいます。
	ほ	法人等	個人事業主を含みます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の建物に保険契約者である法人等の従業員等が居住する場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約が付帯された保険契約において、この保険契約の普通保 険約款の被保険者は、特別な約定のある場合を除き、法人等の従業 員等で保険証券記載の住宅に居住する者とします。
- (2) この保険契約に付帯される他の特約において、保険証券記載の被保険者または本人に関する規定がある場合の保険証券記載の被保険者または本人は、特別な約定のある場合を除き、法人等の従業員等で保険証券記載の住宅に居住する者とします。ただし、この特約が付帯された保険契約に借家人賠償責任・修理費用補償特約が付帯されている場合の被保険者には保険契約者を含みます。

第3条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、借家人賠償責任・修理費用補償特約<用語の定義>の規定中「借用戸室」の定義において「被保険者が借用する」とあるのは「被保険者が居住する」と読み替えて適用します。
- (2) この特約の適用については、普通保険約款基本条項第4条(通知義務)(1)②の規定は適用しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(29) 解約同意者に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
か解約同意者	保険証券記載の解約同意者をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、解約同意者がこの特約の付帯された保険契約の保険の対象に抵当権を設定している場合 (注)で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合 に適用されます。

(注) 将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意 のある場合を含みます。

第2条 (保険契約者による保険契約解約権の制限)

保険契約者が、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の解約に関する規定に基づき、この保険契約を解約しようとする場合は、この特約に従い、すべての解約同意者の書面による同意を得た後でなければ解約できません。

第3条 (保険契約者によるこの特約の解約)

保険契約者は、次のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する 書面による通知をもってこの特約を解約することができます。

- ① この特約の解約について、すべての解約同意者の書面による同意を得た場合
- ② すべての解約同意者について、第1条(この特約の適用条件) に定める抵当権の消滅または被担保債権の全部譲渡に伴うその抵 当権の他人への移転を保険契約者または被保険者が証明した場合

第4条 (解約同意者の追加または削除)

- (1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に対する書面による通知をもって解約同意者を追加または削除することができます。
- (2)(1)の規定により保険契約者が解約同意者を追加する場合は、その解約同意者について、第1条(この特約の適用条件)の規定中「この特約の有効期間の開始時」とあるのを「その解約同意者が追加された時」と読み替えてこれを適用するものとします。
- (3)(1)の規定により保険契約者が解約同意者を削除する場合は、次に定めるときに限るものとします。
 - ① 解約同意者の削除について、その解約同意者の書面による同意を得た場合
 - ② 削除するすべての解約同意者について、第1条(この特約の適用条件)に定める抵当権の消滅または被担保債権の全部譲渡に伴うその抵当権の他人への移転を保険契約者または被保険者が証明した場合

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(30) 借家人に対する代位求償権不行使特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
し ₁	借家人	賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対
		象である建物を占有する者をいい、転貸人および転
		借人を含みます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険者以外の借家人が占有する建物を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条 (代位求償権不行使)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の代位に関する規定により、被保険者が借家人に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

(31) 保険料分割払特約(一般)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
2	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをい
		います。
し	次回払込期	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
	日	
	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款の規定により、当会社が請求する追
		加保険料をいいます。
て	提携金融機	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい
	関	る金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
131	分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い
		込むものとして保険証券に記載された保険料をいい
		ます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第2条 (分割保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まなければなりません。

	区分	分割保険料の払込み
1	初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものと
		します。
2	第2回目以降の	払込期日までに払い込むものとします。
1 3	分割保険料	

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条 (分割保険料領収前の事故)

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前の事故による 損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日後1か月を経過するまでにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者が払込みを怠った払込期日後1か月を経過するまでに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合 は、保険契約者は、次の区分(注)に従い、追加保険料を当会社に 払い込まなければなりません。

32,1 320 00 3 1 1 10 0 3 0 1 2 1 0 0	
区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条	全額を一時に払い込むものとし
(保険料の返還または追加保険	ます。
料の請求-告知義務・通知義務	
等の場合)(1)①または同条(1)	
②の規定により、当会社が請求	
した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第15条	
(1)③の規定により、当会社	
が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	全額を一時に払い込むものとし
(保険料の返還または請求-告	ます。
知義務・通知義務等の場合) (1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合にお

- いて、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保 険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経 過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険契約の解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2)(1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき 払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(32) 長期保険保険料一括払特約

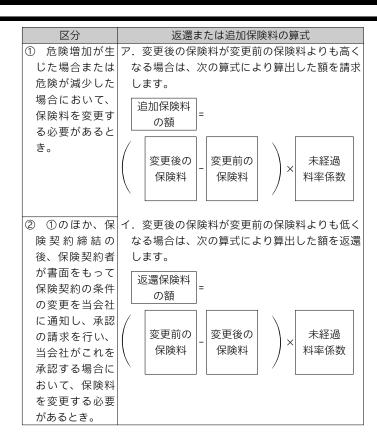
<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語		定義
み未経過	料率	当会社が別に定める未経過料率係数をいいます。
係数		

第1条 (保険料の返還または追加保険料の請求-通知義務等の場合)

危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または追加保険料の請求ー告知義務・通知義務等の場合)(1)②または同条(1)③の規定にかかわらず、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。



第2条 (保険料の返還-失効等の場合)

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)②の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還ー保険金額の調整、解除または解約の場合)

保険金額の調整、保険契約の解除または解約の場合には、普通保険約款基本条項第17条(保険料の返還-保険金額の調整、解除または解約の場合)②、同条③または同条④の規定にかかわらず、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区分	返還保険料の算式
① 普通保険約款	次の算式により算出した額を返還します。
基本条項第11条 (保険金額の期 整)(2)の保険 定により、保険 契約者が保険金 額の減額を請求 した場合	返還保険料 の額 = 減額後の 保険金額 に対応する保険料 (注1) × 本経過 大経過 大経過 (注1) × 本経過 大経過 (注1)
② 普通保険約款 基本条項第3条 (2)、(2)、(3) 第4条(2)、(6) 第4条(2)、(6) 第4条(2)、(6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料 の額 = 保険料 (注2) 未経過 料率係数

(保険料の返還 または追加保険 料の請求ー告知 義務・通知義務 等の場合)(2) またはこの保険 契約に適用され る特約の規定に より、当会社が 保険契約を解除 した場合 ③ 普通保険約款 基本条項第12条 (保険契約者に よる保険契約の 解約)の規定に より、保険契約 者が保険契約を

- (注1) この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に 基づき計算した保険料とします。
- (注2) この保険契約が解除または解約された日の保険契約の条件に 基づき計算した保険料とします。

第4条 (保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第5条 (保険料の返還ー保険金を支払った場合)

普通保険約款基本条項第25条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、普通保険約款補償条項第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第6条 (準用規定)

解約した場合

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(33) 長期保険保険料年払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、
		次年度以降については、それぞれの保険期間の初日
		応当日から1年間をいいます。
Z	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをい
		います。
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款の規定により、当会社が請求する追
		加保険料をいいます。

7	提携金融機	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい
	関	る金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保
		険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険期間が1年を超える長期契約の保険料 を毎年払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第2条 (年額保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、年額保険料を次の区分に従い、当会社に払い込ま なければなりません。

	区分	年額保険料の払込み
1	初回年額保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものと
		します。
2	次年度以降の年	払込期日までに払い込むものとします。
客	頃保険料	

(2) 第2回目以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合にお いて、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による その年額保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたとき は、当会社は、払込期日にその年額保険料の払込みがあったものと みなします。

第3条 (年額保険料領収前の事故)

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回年額保険料の払込 みを怠った場合は、当会社は、初回年額保険料領収前の事故による 損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、次年度以降の年額保険料について、その年額保険 料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当会 社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、 保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属す る月の翌月末日までにその年額保険料を払い込んだ場合を除きます。

第4条 (保険契約の解除-年額保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日 に払い込まれるべき年額保険料の払込みがない場合には、この保険 契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行 います。この場合の解除は、その年額保険料を払い込むべき払込期 日から、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合にお いて、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保 険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経 過期間に対する保険料を返還します。

第5条(年額保険料の変更、保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務・通知義務等の場合)

(1) 普通保険約款基本条項第3条(告知義務)(1)により告げられ た内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が 減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもっ て保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場 合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加 保険料を請求します。

区分	保険料の変更方法
) 普通保険約款	ア. 普通保険約款基本条項第3条
基本条項第3条	による承認をした日の属する契約
(1) により告	各契約年度の年額保険料の差額!
げられた内容が	条項第15条(保険料の返還また
事実と異なる場	請求-告知義務・通知義務等の場
合において、保	規定により、返還または請求しま
険料を変更する必要がある。	イ. 普通保険約款基本条項第3条
必要があると き。	│ │ による承認をした日の属する契約
⊂ ∘	

じた場合または 危険が減少した 場合において、 保険料を変更す る必要があると き。

1

- 9第3条(3)③の規定 属する契約年度末までの 4の差額については、同 反還または追加保険料の 務等の場合)(1)①の :請求します。 頁第3条(3)③の規定
- の属する契約年度の翌契約 年度以降については、年額保険料を変更します。 ② 危険増加が生 ア. 危険増加もしくは危険の減少が生じた時 (注) の属する契約年度の年額保険料の差額に
 - ついては、普通保険約款基本条項第15条(1) ②の規定により、返還または請求します。なお、 この場合の既経過期間については、危険増加も しくは危険の減少が生じた時(注)の属する契 約年度の初日から危険増加もしくは危険の減少 が生じた時(注)までの期間をいい、未経過期 間については、危険増加もしくは危険の減少が 生じた時(注)から危険増加もしくは危険の減 少が生じた時(注)の属する契約年度の末日ま での期間とします。
 - イ. 危険増加もしくは危険の減少が生じた時 (注) の属する契約年度の翌契約年度以降につ いては、年額保険料を変更します。
- ほか、保険契約 締結の後、保険 契約者が書面を もって保険契約 の条件の変更を 当会社に通知 し、承認の請求 を行い、当会社 がこれを承認す る場合におい て、保険料を変 更する必要があ

るとき。

- ①および②の ア. 保険契約の条件を変更した日の属する契約年 度の年額保険料の差額については、普通保険約 款基本条項第15条(1)③の規定により、返還 または請求します。なお、この場合の既経過期 間については、保険契約の条件を変更した日の 属する契約年度の初日から保険契約の条件を変 更した日までの期間をいい、未経過期間につい ては、保険契約の条件を変更した日から保険契 約の条件を変更した日の属する契約年度の末日 までの期間とします。
 - イ. 保険契約の条件を変更した日の属する契約年 度の翌契約年度以降については、年額保険料を 変更します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危 険の減少が生じた時をいいます。
- (2)(1)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保 険契約者は、次の区分に従い、追加保険料を当会社に払い込まなけ ればなりません。

区分	追加保険料の払込み
① (1) ①または(1) ②の規	全額を一時に払い込むものとし
定により、当会社が請求した追	ます。
加保険料	
② (1) ③の規定により、当会	
社が請求した追加保険料	

第6条 (保険料の返還-失効等の場合)

保険契約が失効となる場合には、当会社は、この保険契約が失効した 日の属する契約年度の年額保険料については、普通保険約款基本条項第 16条(保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)②の規定によ り返還します。なお、この場合の既経過期間については、保険契約が失 効した日の属する契約年度の初日から保険契約が失効した日までの期間 をいいます。

第7条 (年額保険料の変更または保険料の返還ー保険金額の調整、解除または解約の場合)

保険金額の調整、保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、 次の区分に従い、保険料を返還します。

区分

保険料の変更方法

- 基本条項第11条 (保険金額の調 整) (1) の規 定により、保険 契約者がこの保 険契約を取り消 した場合
- ① 普通保険約款 ア. 普通保険約款基本条項第11条(1)の規定に よる通知をした日の属する契約年度末までの各 契約年度の年額保険料の差額については、同条 項第17条 (保険料の返還-保険金額の調整、解 除または解約の場合) ①の規定により、返還し ます。
 - イ. 普通保険約款基本条項第11条(1)の規定に よる通知をした日の属する契約年度の翌契約年 度以降については、年額保険料を変更します。
- ② 普通保険約款 基本条項第11条 (2) の規定に より、保険契約 者が保険金額の 減額を請求した 場合
- ア. 普通保険約款基本条項第11条(2)の規定に よる請求をした日の属する契約年度の年額保険 料の差額については、同条項第17条②の規定に より、返還します。なお、この場合の既経過期 間については、同条項第11条(2)の規定によ る請求をした日の属する契約年度の初日から同 条(2)の規定による請求をした日までの期間 とします。
- イ. 普通保険約款基本条項第11条(2)の規定に よる請求をした日の属する契約年度の翌契約年 度以降については、年額保険料を変更します。
- ③ 普通保険約款 (告知義務) くは同条(6)、

同条項第13条

保険契約が解除された日の属する契約年度の年 基本条項第3条 額保険料については、普通保険約款基本条項第17 条③の規定により、返還します。なお、この場合 (2)、同条項の未経過期間については、保険契約が解除された 第4条(通知義日から保険契約が解除された日の属する契約年度 務)(2)もしの末日までの期間とします。

(重大事由によ る解除)(1)、 同条項第15条 (保険料の返還 または追加保険 料の請求一告知 義務・通知義務 等の場合)(2) またはこの保険 契約に適用され る特約の規定に より、当会社が 保険契約を解除 した場合

④ 普通保険約款

基本条項第12条

(保険契約者に

よる保険契約の

解約)の規定に

より、保険契約

者が保険契約を

解約した場合

保険契約が解約された日の属する契約年度の年 額保険料については、普通保険約款基本条項第17 条④の規定により、返還します。なお、この場合 の既経過期間については、保険契約が解約された 日の属する契約年度の初日から保険契約が解約さ れた日までの期間とします。

第8条 (保険契約の解除 - 追加保険料不払の場合)

- (1) 保険契約者が第5条(年額保険料の変更、保険料の返還または追 加保険料の請求ー告知義務・通知義務等の場合)(2)①の追加保 険料の払込みを怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかか

わらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

- (2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合にお いて、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保 険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経 過期間に対する保険料を返還します。
- (4) 第5条(年額保険料の変更、保険料の返還または追加保険料の請 求-告知義務・通知義務等の場合)(2)①の追加保険料を請求す る場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できると きは、当会社は、保険金を支払いません (注)。ただし、危険増加 が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した 事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することが できます。
- (5) 保険契約者が第5条(年額保険料の変更、保険料の返還または追 加保険料の請求ー告知義務・通知義務等の場合)(2)②の追加保 険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故 による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がな かったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯 された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第9条 (保険料率の改定による年額保険料)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された 場合においても、当会社は、この保険契約の年額保険料の変更は行ない ません。

第10条 (保険金の支払および未払込年額保険料の払込み)

当会社は、保険金支払の原因となった事故が年額保険料を払い込むべ き払込期日の属する月の翌月末日までに生じ、その事故による損害に対 して保険金を支払う場合において、年額保険料が払い込まれていないと きは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(34) 長期保険保険料払込特約(地震保険用)

第1条 (保険料の返還または請求-通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率 を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条(保険料 の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかか わらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づ き計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の 期間(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保 険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危 険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条 (保険料の返還-失効等の場合)

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、 当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計 算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料 率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条 (付帯される保険契約との関係)
 - (2) の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普 通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(4)の 規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契

約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還ー保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還-解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条(保険料の返還一解除の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条 (保険料の返還ー保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過 年数	2: 契	年 約	31	3年契約		3年契約 4年契約		5年契約						
経過	0	1	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	3	4
月数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
1か月	92	44	95	62	30	96	71	47	22	97	77	57	38	18
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2か月	88	40	92	59	27	94	69	45	20	95	75	56	36	16
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
3か月	84	36	89	57	24	92	67	43	18	93	74	54	34	15
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
4か月	80	32	86	54	22	90	65	41	16	92	72	52	33	13
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
5か月	76	28	84	51	19	88	63	39	14	90	70	51	31	11
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
6か月	72	24	81	49	16	86	61	37	12	88	69	49	29	10
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7か月	68	20	78	46	14	84	59	35	10	87	67	48	28	8
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

8か月	64	16	76	43	11	82	57	33	8	85	66	46	26	7
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
9か月	60	12	73	41	8	80	55	31	6	84	64	44	25	5
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
10か月	56	8	70	38	5	78	53	29	4	82	62	43	23	3
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
11か月	52	4	68	35	3	75	51	27	2	80	61	41	21	2
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
12か月	48	0	65	32	0	73	49	24	0	79	59	39	20	0
まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注)経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

(35) 初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義						
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、						
		次年度以降については、それぞれの保険期間の初日						
		応当日から1年間をいいます。						
2	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをい						
		います。						
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。						
	初回保険料	次の保険料をいいます。						
		① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払						
		保険料						
		② 保険料分割払特約(一般)または長期保険保						
		険料月払特約が適用されている場合には初回分						
		割保険料						
		③ 長期保険保険料年払特約が適用されている場						
		合には初回年額保険料						
	初回保険料	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいま						
	払込期日	す。						
7	提携金融機	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい						
	関	る金融機関等をいいます。						
ね	年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保						
		険料をいいます。						
小公	分割保険料	この保険契約に定められた保険料を保険証券記載						
		の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記						
		載された保険料をいいます。						

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 保険契約締結の際に、保険契約者から当会社への損害保険料口 座振替依頼書等の提出がなされていること。

第2条 (初回保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日に口座振替によって払い込むものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) この保険契約に、保険料分割払特約(一般)または長期保険保険料月払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約(一般)または長期保険保険料月払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第3条 (初回保険料領収前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険 契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日 までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害に対しては、普通保険約款基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定により、被保険者が、初回保険料領収前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (4)(3)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (5)(4)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保 険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月 末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険 金について、その返還を請求することができます。

第4条 (保険契約の解除 - 初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約 (一般)、長期保険保険料年払特約、または長期保険保険料月払特 約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)(1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(36) 保険料クレジットカード払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一時払保険	保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料を
	料	いいます。
か	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
	会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいま
		す。

<	クレジット	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
	カード	
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、
		次年度以降については、それぞれの保険期間の初日
		応当日から1年間をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款の規定により、当会社が請求する追
		加保険料をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保
		険料をいいます。
<i>1</i> 31	分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記
		載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に
		記載された保険料をいいます。
ほ	保険料	一時払保険料、初回年額保険料、初回分割保険料
		または追加保険料をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が、保険料をクレジットカードによって払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者から、保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- (3) 当会社は、(2) の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 前条の規定により、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時(注)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、前条(1) の規定を適用します。

第5条 (直接請求保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者が、前条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条 (保険料の返還の特則)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、または保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合は、この規定は適用しません。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(37) 団体扱特約(一般A)

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問
		いません。
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」また
		は「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」によ
		る保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	職域労働組	団体に勤務する者によって構成されている労働組
	合等	合または共済組織をいいます。
た	団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をい
		います。
<i>1</i> 31	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から、既に払
	料	い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい
		ます。

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

		-	
		法令	(公布年/法令番号)
ろ	労働基準法	(昭和22年	/法律第49号)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。

- ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条(賃金の支払)に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
- イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除 された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場 所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に 定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、 集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合 は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に 払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または追加保険	額を一時に払い込むものとします。
料の請求-告知義務・通知義務	
等の場合)(1)①または同条(1)	
②の規定により、当会社が請求	
した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第15条	
(1)③の規定により、当会社	
が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または請求-告	額を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合)(1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、その 事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となっ た最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来 に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを を おんだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に 基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保 険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を 解除することができます。
 - (注1) 当会社との間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険 契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(38) 団体扱特約(一般B)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問
		いません。
	勤務先事業	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務してい
	所	る事業所をいいます。
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保
		険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	職域労働組	団体に勤務する者によって構成されている労働組
	合等	合または共済組織をいいます。
た 団体 保険契約者が給与の支払を受けていないます。		保険契約者が給与の支払を受けている企業体をい
		います。
31	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から、既に払
	料	い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい
		ます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 職域労働組合等

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ.アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときに限り、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
 - (注) その保険契約が保険期間の中途で解除または解約された場合には、その解除日または解約日とします。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときに限り、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、 集金者を経て払い込まなければなりません。
 - (注) その保険契約が保険期間の中途で解除または解約された場合に は、その解除日または解約日とします。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または追加保険	額を一時に払い込むものとします。
料の請求-告知義務・通知義務	
等の場合)(1)①または同条(1)	
②の規定により、当会社が請求	
した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第15条	
(1)③の規定により、当会社	
が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または請求-告	額を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合)(1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、その 事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となっ た最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来 に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を 受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に 基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注1) 当会社との間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険 契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(39) 団体扱特約(一般C)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義	
き	企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問	
		いません。	
2	口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日を	
		いいます。	
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。	
	集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保	
		険料集金契約をいいます。	
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。	
	職域労働組	団体に勤務する者によって構成されている労働組	
	合等	合または共済組織をいいます。	
た	退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいま	
		す。	
	団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をい	
		います。	
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む	
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。	
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から、既に払	
	料	い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい	
		± d	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されている

こと。

- ア. 団体
- イ. 職域労働組合等
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替により、口座振替日に保険料を集金 すること。
 - イ.アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に 定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、 集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合 は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に 払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または追加保険	額を一時に払い込むものとします。
料の請求-告知義務・通知義務	
等の場合)(1)①または同条(1)	
②の規定により、当会社が請求	
した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第15条	
(1)③の規定により、当会社	
が請求した追加保険料	
が開からた足が内外へ	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または請求-告	額を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合)(1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保 険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保 険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を 解除することができます。
 - (注1) 当会社との間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険 契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①もしくは(1)④の事実が発生した場合または(2)の 規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、

書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (退職者に対する特則)

- (1) 団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、第1条(この特約の適用条件)①の規定にかかわらず、この特約を適用することができます。
- (2)(1)の規定によりこの特約を適用した場合は、第6条(特約の失効または解除)(1)③に該当する事実が発生したときであっても、この特約は失効しません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の 規定を準用します。

(40) 団体扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
1	集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金
U		契約をいいます。
た	団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署(注)、
		会社等の団体をいいます。
		(注)独立行政法人および地方独立行政法人を含
		みます。
<i>\</i> Z\	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から、既に払
	料	い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい
		ます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、 団体を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合 は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に 払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条	団体を経ることなく、その全額
(保険料の返還または追加保険	を一時に払い込むものとします。
料の請求ー告知義務・通知義務	
等の場合)(1)①または同条(1)	
②の規定により、当会社が請求	
した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第15条	
(1)③の規定により、当会社	
が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	団体を経ることなく、その全額
(保険料の返還または請求-告	を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合)(1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

(2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、その 事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった 最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に 向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、 またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行 われなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注1) 当会社との間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険 契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かっ

てのみその効力を生じます。

(5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(41) 団体扱特約(口座振替方式)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語定義		定義	
2	口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日を	
		いいます。	
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。	
	集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」に	
		よる保険料集金契約をいいます。	
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。	
た	退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいま	
		す。	
	団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署(注)	
		をいいます。	
		(注)独立行政法人および地方独立行政法人を含	
		みます。	
131	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む	
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。	
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から、既に払	
	料	い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい	
		ます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済 組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間 に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替により、口座振替日に保険料を集金 すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと.

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に 定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い

込まなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、 集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3) ①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3) ①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合 は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に 払い込まなければなりません。

追加保険料の払込み
集金者を経ることなく、その全
額を一時に払い込むものとします。

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または請求-告	額を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合) (1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保 険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注1) 当会社との間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険 契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①もしくは(1)④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (退職者に対する特則)

(1) 団体が退職者について、団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者である保険契約者が保険契約を締結するときは、

- 第1条(この特約の適用条件)①の規定にかかわらず、この特約を 適用することができます。
- (2)(1)の規定によりこの特約を適用した場合は、第6条(特約の失効または解除)(1)③に該当する事実が発生したときであっても、この特約は失効しません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(42) 集団扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義	
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書(集団扱契約用)」に	
		よる保険料集金契約をいいます。	
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。	
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。	
	集団	当会社の承認する集団をいいます。	
131	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む	
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。	
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から、既に払	
	料	い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい	
		ます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア.集団
 - イ. 集団の役職員
 - ウ. 集団の構成員
 - エ. 集団の構成員の役職員
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約 が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、 集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に払い込まなければなりません。

	区分	追加保険料の払込み
① 普通保	倹約款基本条項第15条	集金者を経ることなく、その全
(保険料)	の返還または追加保険	額を一時に払い込むものとします。
料の請求	ー告知義務・通知義務	
等の場合)	(1)①または同条(1)	
②の規定	により、当会社が請求	
した追加化	呆険料	
② 普通保障	倹約款基本条項第15条	
(1) 3	の規定により、当会社	
が請求した	と追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または請求-告	額を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合)(1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険 金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保 険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約 者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保 険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注1) 当会社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①もしくは(1)③の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(43) ローン利用者集団扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
け 契約年度 初年度については、保険期間の初		初年度については、保険期間の初日から1年間、
		次年度以降については、それぞれの保険期間の初日
		応当日から1年間をいいます。
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書(ローン利用者集団
		扱契約用)」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	次に掲げる集団をいいます。
		① 信用供与機関に対し金銭債務を負う債務者の
		集団
		② 信用保証機関の保証により第三者たる信用供
		与機関に対し金銭債務を負う債務者の集団
	初回保険料	次の保険料をいいます。
		① 保険料の払込方法が一括払の場合には一括払
		保険料
		② 長期保険保険料年払特約が適用されている場
		合には初回年額保険料
		③ 長期保険保険料月払特約が適用されている場
		合には初回分割保険料
		④ 保険契約の自動継続に関する特約(注)が適
		用されている場合には継続契約の保険料
		(注)自動継続特約(地震保険用)を含みます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保
		険料をいいます。
31	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む
		ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険	この保険契約に定められた総保険料から既に払い
	料	込まれた年額保険料または分割保険料の総額を差し
		引いた額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であり、かつ、ローン利用者集団扱 特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
- ② 集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。 イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、初回保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を払い込む場合または保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 長期保険保険料年払特約が適用されている場合の第2回以降の年額保険料または長期保険保険料月払特約が適用されている場合の第2回以降の分割保険料は、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の初回保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3) ①の初回保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3) ①の初回保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合 は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に 払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または追加保険	額を一時に払い込むものとします。
料の請求-告知義務・通知義務	
等の場合)(1)①または同条(1)	
②の規定により、当会社が請求	
した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第15条	
(1)③の規定により、当会社	
が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条	集金者を経ることなく、その全
(保険料の返還または請求-告	額を一時に払い込むものとします。
知義務・通知義務等の場合)(1)	
または同条(2)の規定により、	
当会社が請求した追加保険料	
② 地震保険普通保険約款第21条	
(6)の規定により、当会社が	
請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 - (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することが

できます。

(6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。ただし、当会社と集金者との間で約定することで保険料領収証の発行を省略することができます。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注) 同一の保険契約者が複数のローン利用者集団扱特約を付帯した 保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①もしくは(1)③の事実が発生した場合または(2)の 規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、 書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(44) 継続契約の取扱いに関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義	
け	継続契約	第2条(保険契約の継続)(1)の規定により継続	
		される保険契約をいいます。	
た	団体扱特約	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団	
	等	体扱特約(一般С)、団体扱特約、団体扱特約(口座	
		振替方式)、集団扱特約またはローン利用者集団扱特	
		約をいいます。	
は	払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の	
		末日をいいます。	
ほ	保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保	
		険契約継続証をいいます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続について合意がある場合に、この保険契約の継続に際して適用されます。

第2条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の属する月の前月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、次条に規定する内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。
- (2)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の契約内容)

- (1) この保険契約は、第9条(継続契約に適用される普通保険約款、 特約および保険料率等)の規定を除き、この保険契約の保険期間の 末日の契約内容と同一の内容で継続されるものとします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約に付帯された特約のうち、付帯できる条件が定められている特約については、その特約の定める条件を満たさない場合は継続契約にはその特約を適用しません。また、継続契約の保険期間の初日において他の特約の適用条件により自動的に適用される特約がある場合は、継続契約にその特約を適用します。

第4条 (継続契約の保険期間)

- (1) 継続契約の保険期間は、第9条(継続契約に適用される普通保険 約款、特約および保険料率等)の規定を除き、継続前契約の保険期 間と同一の年数とします。
- (2) 前条(1) および(1) の規定にかかわらず、保険契約者は保険 契約が自動的に継続される期間を保険証券に記載し、継続契約の保 険期間を定めることができます。この場合、自動的に継続される期間を超えて継続される保険契約は自動的に継続されないものとします。

第5条 (継続契約の保険金額)

- (1) 保険契約者は、第3条(継続契約の契約内容)(1)の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の属する月の前月の10日までに意思表示を行うことにより、継続契約の保険金額を変更することができます。
- (2)(1)に規定する継続契約の保険金額は、継続契約の保険の対象でとの評価額に基づき当会社の合意を得て定めるものとします。
- (3)(2)に規定する継続契約の保険の対象ごとの評価額は、建築費または物価の変動等にしたがって算出した額とします。

第6条 (継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、第3条(継続契約の契約内容)(1)の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の属する月の前月の10日までに意思表示を行うことにより、継続契約の保険料をこの保険契約の保険料の払込方法と異なる方法で払い込むことができるものとします。この場合において、継続契約に保険料の払込方法を定める他の特約が新たに付帯されるときは、その特約を優先して適用します。
- (3) 団体扱特約等または保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。
- (4) 団体扱特約等または保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、普通保険約款基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第7条 (継続契約の保険料不払の場合の免責)

- (1) 団体扱特約等または保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、払込期日に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日後1か月以内に、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 団体扱特約等または保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、普通保険約款基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 団体扱特約等または保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、(2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条 (継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 団体扱特約等または保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、第6条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定による解除の効力は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かって生じます。

第9条 (継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等)

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第10条 (継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条(保険契約の継続)(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (注)継続前契約の告知事項について、普通保険約款基本条項第3条 (告知義務)(3)③の規定による訂正に基づく変更があった場合

は、その変更後の内容をいいます。

(2)(1)の告知については、普通保険約款基本条項第3条(告知義務)の規定を適用します。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(45) 自動継続特約(地震保険用)

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義	
け	継続契約	第1条(自動継続の方法)(1)の規定により継続	
		される保険契約をいいます。	
は	払込期日	次のいずれかに該当する日をいいます。	
		① 保険料の全額を一括して払込む場合は、継続	
		前契約の保険期間の満了する日の属する月の末	
		日	
		② 保険料分割払特約(一般)が付帯されている	
		場合は、継続前契約において定められた最後の	
		払込期日の属する月の翌月の応当日	
ほ	保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保	
		険契約継続証をいいます。	

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

		法令	(公布年/法令番号)
L	,	地震保険に関する法律	(昭和41年法律第73号)

第1条 (自動継続の方法)

- (1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月の10日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。
 - (注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の 時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。
- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料(注)を、払込期日までに払い込むものとします。ただし、保険証券等にこれと異なる払込期日が記載されているときは、保険証券等記載の払込期日によります。
 - (注)保険料分割払特約(一般)が適用されている場合には継続契約 の初回分割保険料とします。
- (2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3)に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、払込期日 に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続 契約の保険料を払込期日後1か月以内に、当会社の指定した場所に 払い込まなければなりません。
- (2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3) に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用し
 - (3) に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、(2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険料不払の場合の失効)

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日後1か月を経過した後も当会社に払い込まれないときは、保険契約は継続契約の保険期間の始期にさかのぼってその効力を失います。

第5条 (継続契約の保険証券)

継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、 新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険 料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第6条 (継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等)

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第7条 (普通約款との関係)

- (1) 第1条(自動継続の方法)の規定は地震保険普通保険約款第10条 (告知義務)(2) および第11条(通知義務)(2) の効力を妨げない ものとします。
- (2) この特約は地震保険普通保険約款第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(46) 保険契約の自動継続に関する特約 (ローン利用者集団扱特約用)

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 定義		定義	
け	継続契約	第2条(保険契約の継続)(1)の規定により継続	
		される保険契約をいいます。	
ほ	保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保	
		険契約継続証をいいます。	

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

し 地震保険に関する法律(昭和41年/法律第73号)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に、この保 険契約の継続に際して適用されます。

- ① 当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続について合意があること。
- ② ローン利用者集団扱特約が適用されていること。

第2条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の属する月の前月の10日までに、保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。
 - (注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。
- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。
- (3)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の契約内容)

継続契約における契約内容は、この保険契約の保険期間の末日の契約 内容と同一とします。

第4条 (継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところに従い、集金者を経て払い込むものとします。

第5条 (継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等)

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条 (継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条(保険契約の継続)(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (注) 地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(3)③の規定による訂正に基づく変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。
- (2)(1)の告知については、地震保険普通保険約款第10条(告知義務)の規定を適用します。

第7条 (特約の失効または解除)

- (1) ローン利用者集団扱特約第6条(特約の失効または解除)(1) の規定によりローン利用者集団扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。
- (2) ローン利用者集団扱特約第6条(特約の失効または解除)(2) の規定によりローン利用者集団扱特約が解除された場合には、この特約も解除します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯されたローン利用者集団扱特約の規定を準用します。

(47) 保険責任の開始に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約が保険契約締結時点で建築中または建築予定の建物を保険証券記載の建物とし、かつ、その引渡予定日を保険期間の初日とした保険契約であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日より前に保険証券記載の建物が 引渡しとなること。

第2条 (保険責任の開始)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の保険責任に関する規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約の保険責任は、次の①または②のいずれか早い時に始まるものとします。

- ① 保険期間の初日の午後4時(注1)
- ② 保険証券記載の建物が売買契約の売主または請負契約の請負人 (注2)から被保険者に引き渡された時、または保険期間の初日 の前日から起算して30日前の日の午前0時のいずれか遅い時
- (注1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (注2) これらの者の代理人またはこれらの者から委託を受けた者を 含みます。

第3条 (保険料領収前の事故)

前条の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、保 険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金の請求に関する特則)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(2)(注)に規定する書類または証拠のほか、この保険契約の保険期間の初日より前に保険証券記載の建物が引渡しとなった事実を確認できる書類を当会社に提出しなければなりません。

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、地震保険普通保険約款第28条(保険金の請求)(2)と読み替えて適用します。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(48) 共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ 引受保険会 社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保 険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、 連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社が行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領 およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る契約内容変更確認書・承認書の発行および交付 または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社 の権利の保全
- ① その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知 その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなし ます。

付帯サービス

ホームプロテクト総合保険をご契約のお客さまが保険期間中にご利用いただけるサービスです。 ※サービスにより対象となる契約条件が定められている場合があります。以下のご案内を確認ください。

住まいのかけつけサービス

24時間・365日受付! こんなとき、専門業者を手配します。









トイレの詰まり

カギの紛失

エアコンの水漏れ

シャワーのお湯が出ない

このサービスは、部品交換や特殊作業を必要としない【トラブルへの応急処置※】を行うサービスです。

(注)交換部品代·特殊作業、応急処置※を超える作業は、お客さまの実費負担となります。 ※応急処置とは、特殊作業を必要としない30分程度の軽作業となります。

サービスメニュー	サービス内容	ご利用の際の注意事項
水のトラブル	 ■住居内(専有部内)での水周りのトラブル時に、 作業時間30分程度の特殊作業を必要としない 応急処置を無料で対応します。 ・蛇口からの水漏れ応急処置、パッキンの点検 や調整 ・トイレ、排水口の詰まり除去など 	 原因箇所が共用部分または自治体管理部分に及ぶ場合は、サービスの対象外となります。 アフターサービス期間中は、ハウスメーカー等に対応をご依頼いただくこともあります。 交換部品代・特殊作業、応急処置を超える作業は、お客さまの実費負担となります。 作業者が1名で実施できず、増員して対応となる場合、作業者増員費用はお客さまの実費負担となります。 トラブルの原因が凍結による場合は、サービスの対象外となります。
カギのトラブル	■住居内(専有部内)の玄関カギの紛失時など、一般住宅カギの解錠・破錠作業を無料で対応します。 ・一般住宅カギの解錠(ピッキング、特殊工具による解錠作業) ・一般住宅カギの破錠(シリンダー部分の破壊による開放作業) ・中折れカギ、異物の除去 ・その他シリンダートラブル(カギが回らないなど)の対応	 一般住宅カギ(通常のシリンダー錠)以外の特殊カギの解錠・破錠作業は、お客さまの実費負担となる場合があります。 解錠・破錠作業時には、運転免許証/パスポートなど顔写真入りの身分証明書により、お客さまの本人確認が必要となります。 カギの交換・作成作業(破錠後の新規取付含む)は、別途お客さまの実費負担となります。(特殊なカギは、交換作成に日数をいただく場合があります。) 解錠・破錠作業に伴い発生する部品交換費用(部品代含む)はお客さまの実費負担となります。 ホームセキュリティなどにご加入されている玄関カギのトラブル時は、ご加入の警備会社へ依頼する場合があります。 騒音を伴う破錠作業などは、時間帯により対応できない場合があります。
エアコンのトラブル	■住居内(専有部内)のエアコンのドレン(室内 ホース)の詰まりによる水漏れなどのトラブル 時に、応急処置・状況確認を無料で対応します。	●原因箇所が共用部分または自治体管理部分に及ぶ場合は、サービスの対象外となります。●応急処置不可またはメーカー保証期間中の製品はメーカーへの依頼をお願いする場合があります。
給湯器のトラブル	■住居内(専有部内)の給湯器のお湯が出ないなどのトラブル時に、応急処置・状況確認を無料で対応します。	●原因箇所が共用部分または自治体管理部分に及ぶ場合は、サービスの対象外となります。● 応急処置不可またはメーカー保証期間中の製品はメーカーへの依頼をお願いする場合があります。

【サービスご利用に関する注意事項】

- ※1 住まいのかけつけサービスは、"ホームプロテクト総合保険"にセットされるサービスです。ただし、次の場合についてはサービスの対象になりません。
 - ・アパート・マンションの建物全体や共用部分を保険の対象とするご契約の場合、本サービスの対象外となります。(アパート・マンションの建物全体を保険の対象とするご契約でお客さまがその建物内に居住している場合には、その居住部分におけるサービスは対象となります。)
 - ・ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険の対象の建物または家財を収容する建物に居住していることが確認できない場合 など、防犯上の観点からサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ・業者などの手配をする前に、必ず専用ダイヤル(通話料無料)にご連絡ください。事前に連絡がなくお客さまご自身で業者を手配された場合、 サービスの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ※2 サービスの対象は、保険の対象の建物または家財を収容する建物のうち、ご契約者(または被保険者)が居住する部分に生じたトラブルに限ります。 マンションの共用部分や自治体管理部分が原因の場合は、サービスの対象になりません。
- ※3 "ホームプロテクト総合保険"の保険期間中に本サービスをご利用いただけます。
- ※4 サービスのご利用にあたっては、ご契約の証券番号にて契約確認が必要となります。証券番号が不明、契約確認ができない場合は無料でのサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※5 作業に際しては、必ずご契約者(または被保険者)またはその同居の親族に立会いいただきます。その際、運転免許証などの公的書類に基づいて立会いの方の本人確認をさせていただきます。また、法人契約などで、保険証券に被保険者名の記載がされておらず、居住者の特定ができない場合については、確認資料(運転免許証等)に基づきお名前や所在地等を確認させていただきます。
- ※6 無料でのサービスのご利用は、1年につき3回(保険期間が1年超の場合は、各保険年度毎に3回)までに限ります。4回目以降はお客さま負担となります。 なお、1回の出動で複数箇所の応急処置を実施した場合は、1箇所につき1回とカウントします。
- ※7 最寄りのサービススタッフを手配いたしますが、深夜・早朝や道路状況などによりお時間をいただくことがあります。
- ※8 自然災害・暴動などに起因するトラブル・故意による場合、サービスの対象とはなりません。
- ※9 サービス利用者が賃借人の場合、部品、設備の交換に関しましては、管理会社さま、オーナーさまの承認を得てからの作業となります。
- ※10 本サービスは弊社提携会社により提供しております。
- ※11 保険事故が発生した場合は、別途弊社へご報告をお願いします。事故受付専用ダイヤル:0120-01-9016(通話料無料)(受付時間:24時間365日)
- ※12 本サービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく変更、中止または終了することがあります。あらかじめご了承ください。

ご利用いただく場合のご連絡は(住まいのかけつけサービス専用ダイヤル)

0120-535-452 [通話料無料/24時間/365日]

(直接、弊社提携会社へつながります。ホームプロテクト総合保険に関するお問い合わせや事故のご報告などは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。)

健康・医療に関する電話相談、情報提供サービス

次のようなご相談等にご利用ください。 なお、ご相談の内容・情報によっては、ご利用になれない時間帯、地域があります。

1. 健康・医療・介護・育児電話相談

健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師などの専門相談員がお応えします。

3. 福祉•介護事業者案内

介護が必要になったお客さまに、ご希望に応じて訪問介護、訪問看護、訪問入浴、介護機器 用品販売・レンタルなどを行う介護事業者を ご案内します。

5. 病院•老人福祉施設案内

病院・介護施設(ショートステイ・デイサービスなど)・有料老人ホームなどに関する各種情報をご提供します。

- ※ 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。
- ※ このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

ご利用いただく場合のご連絡は(けんこう・くらぶ)

0120-034-864

(直接、弊社提携会社へつながります。ホームプロテクト総合保険に関するお問い合わせや事故のご報告などは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。)

2. メンタルヘルス電話相談

ストレスや不安をひきおこす原因・対処方法等について、臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が適切なアドバイスをします。

4. ベビーシッター派遣業者案内

就労、旅行、介護、通院・入院などの事情で、乳幼児のお世話が必要となった場合、ベビーシッター派遣業者をご案内します。

6. 人間ドック施設案内

人間ドック実施施設の情報をご提供します。 また、脳・心臓などの特殊ドックや婦人科系を 受診できる施設についてもご案内します。

> 通話料無料/24時間/365日 ※ただし、2.は平日/9:00~20:45、 土日祝日/10:00~16:45

次の①~③のすべてをご契約のお客さまにご利用いただけます。

①個人·受託品賠償責任補償特約 ②類焼損害補償特約 ③弁護士費用等補償特約

日弁連弁護士ご紹介サービス

「弁護士費用等補償特約」の対象となる事故が発生した場合に、 日本弁護士連合会(日弁連)を通じて、各都道府県の弁護士をご紹介します。

≪サービスをご利用いただける方≫

- ① 保険証券の被保険者欄に記載された被保険者または本人 (保険証券の賠償責任被保険者本人欄に記載された者)
- ② ①の同居の親族
- ③ ①の別居の未婚の子
- ※ 地域によっては法律相談センターのご案内となります。(日本弁護士連合会提携サービス) 法律相談センターとは、全国の弁護士会が設置しているもので、都道府県によっては数カ所設置されているところもあります。相談日、時間、職員常駐の有無などが各相談センターによって異なりますのでご注意ください。
- ※ このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する 場合があります。あらかじめご了承ください。

ご利用いただく場合のご連絡は

0120-01-9016

通話料無料/24時間/365日

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは・・・ 0120-016-693

平日・土・日・祝日 午前9時~午後5時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は・・・ 0120-01-9016 24時間365日

> ご不満・ご意見のお申出は・・・ 0120-246-145 午前9時~午後5時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 代表電話:03-6848-8500 https://www.aig.co.jp/sonpo